

平成 28 年度における短期大学教育の改善等の状況に関する調査について

平成 31 年 3 月

文部科学省高等教育局大学振興課

文部科学省では、平成 28 年度における短期大学教育の改善等について調査を行い、この度、その結果をとりまとめました。

調査は公私立の短期大学（対象校：328（公立 15、私立 313））に対して行い、328 校から回答を得ました。

1. 調査の概要

○調査対象：公私立短期大学 328 校（公立 15、私立 313）

※ 平成 28 年度入学者から学生の募集を停止した短期大学を除く。

○調査期間：平成 29 年 11 月～12 月

○調査方法：短期大学に調査票を送付し、記入後に調査票を回収、集計

○回答率：100%（328 校が回答）

2. 調査結果の概要（％は、全調査対象校における割合を示す。）

【特に進展が見られた事項】

○カリキュラム編成上の工夫について

- ・ナンバリングを実施（H25：9.4%→H28：24.4%）
- ・履修系統図（カリキュラムツリー等）を活用（H25：33.3%→H28：56.4%）
- ・カリキュラム編成に当たり、短期大学全体で定める人材養成の目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮（H25：63.2%→H28：71.0%）

○学習支援制度について

- ・アクティブ・ラーニング・スペースを整備・活用（H25：31.3%→H28：51.5%）

○シラバスの記載項目について

- ・「人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連」を記載（H25：21.9%→H28：35.7%）
- ・「準備学修に関する具体的な指示」を記載（H25：55.6%→H28：78.4%）
- ・「準備学修に必要な学修時間の目安」を記載（H25：8.8%→H28：30.8%）
- ・「課題（試験やレポート等）に対するフィードバックを行うこと」を記載（H25：10.5%→H28：23.2%）

○成績評価方法について

- ・GPA 制度を導入（H25：55.3%→H28：82.9%）

○学生の学修時間・学修行動について

- ・学生の学修時間・学修行動を把握（H25：52.6%→H28：73.5%）

○IR（インスティテューショナル・リサーチ）について

- ・IRを専門で担当する部署を学内に設置（H25：22.5%→H28：59.5%）
- ・IRを専門で担当する部署に専任の職員を配置（H25：4.1%→H28：18.0%）

○地方公共団体等との協定について

- ・地方公共団体と協定を締結（H25:51.2%→H28:73.2%）
- ・地元企業等と協定を締結（H25:16.4%→H28:31.7%）

【短期大学の特色に関連のある調査結果】

短期大学の特色として、「キャリア教育・職業教育を通じた専門職業人材の養成」、「学生に対するきめ細かい教育の提供」、「多様な生涯学習機会の提供」、「地域に密着した高等教育機関」といったものが挙げられることが多いが、これらの特色と関連のある調査項目における結果は以下のとおり。

<キャリア教育・職業教育を通じた専門職業人材の養成>

- ・教育課程内でキャリア教育の取組みを実施（308校/93.9%）
- ・教育課程外でキャリア教育の取組みを実施（279校/85.1%）

<学生に対するきめ細かい教育の提供>

- ・初年次教育を実施（275校/83.8%）
- ・アドバイザー制を実施（147校/44.8%）
- ・少人数教育を実施（269校/82.0%）

<多様な生涯学習機会の提供>

- ・社会人特別選抜制度を設定（290校/88.4%）
- ・科目等履修生の受入制度を設定（313校/95.4%）
- ・聴講生の受入制度を設定（165校/50.3%）
- ・履修証明プログラムを開設（33校/10.1%）
- ・公開講座を実施（283校/86.3%）

<地域に密着した高等教育機関>

- ・地方公共団体と協定を締結（240校/73.2%）
- ・地元企業等と協定を締結（104校/31.7%）
- ・地域の学習ニーズにこたえるための取組みを実施（292校/89.0%）

【個別の調査結果（主なもの）】

1. 卒業認定・学位授与の方針等の策定と公表の状況

<卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）>

- ・卒業認定・学位授与の方針を策定：328校/100.0%（H25:95.0%）

<教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）>

- ・教育課程編成・実施の方針を策定：328校/100.0%（H25:94.7%）

<入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）>

- ・入学者受入れの方針を策定：328校/100.0%（H25:99.1%）

2. 教育内容の改善の状況

<カリキュラム編成上の工夫>

- ・ナンバリングを実施：80校/24.4%（H25:9.4%）
- ・履修系統図（カリキュラムツリー等）を活用：185校/56.4%（H25:33.3%）

- ・シラバスの作成に当たり、内容を担当教員以外が検討・修正する機会を設定：255校/77.7% (H25:65.2%)
- ・能動的学修（アクティブ・ラーニング）を取り入れた授業を実施：247校/75.3% (H25:-)
- ・カリキュラム編成に当たり、短期大学全体で定める人材養成の目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮：233校/71.0% (H25:63.2%)
- ・カリキュラム編成に当たり、地域と連携する仕組みを設定：101校/30.8% (H25:-)
- ・カリキュラム編成に当たり、企業等と連携する仕組みを設定：63校/19.2% (H25:-)

<多様な授業科目の実施>

- ・コミュニケーション能力、課題発見・解決能力、論理的思考力等の能力の育成を目的とした科目を開設/215校：65.5% (H25:-)
- ・外国語科目（言語教育を主な目的としているもの）を開設：306校/93.3% (H25:-)
- ・ボランティア活動を取り入れた科目を開設：154校/47.0% (H25:40.9%)
- ・IT関連科目を開設：258校/78.7% (H25:-)

<キャリア教育の実施>

- ・教育課程内でキャリア教育の取組みを実施：308校/93.9% (H25:93.0%)
(取組例)
 - ・勤労観・職業観の育成を目的とした授業科目を開設：247校/75.3% (H25:77.2%)
 - ・インターンシップを取り入れた授業科目を開設：152校/46.3% (H25:47.1%)
 - ・資格取得・就職対策等を目的とした授業科目を開設：258校/78.7% (H25:67.3%)
 - ・企業関係者、OB、OG等の講演等を実施：210校/64.0% (H25:60.8%)
 - ・女性の多様なキャリアを意識したもの等、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を実施：84校/25.6% (H25:14.3%)
 - ・社会人等に対するリカレント教育を目的とした授業科目の開設：31校/9.5% (H25:4.7%)
- ・教育課程外でキャリア教育の取組みを実施：279校/85.1% (H25:88.0%)

<情報通信技術（ICT）の活用>

- ・ICTを活用した教育を実施：143校/43.6% (H25:38.6%)

<学外学修プログラムの実施>

- ・学外学修プログラム（1ヶ月以上の期間にわたる長期活動体験）を実施：83校/25.3% (H25:19.0%)

3. 教育方法の改善の状況

<初年次教育の実施>

- ・初年次教育を実施：275校/83.8% (H25:76.9%)

<履修指導や学修支援制度の取組状況>

- ・アドバイザー制を実施：147校/44.8% (H25:43.0%)
- ・学修ポートフォリオを導入・活用：100校/30.5% (H25:26.0%)
- ・アクティブ・ラーニング・スペースを整備・活用：169校/51.5% (H25:31.3%)
- ・学生の就職支援のためのセンター等を設置：228校/69.5% (H25:66.7%)
- ・学修支援センター等における個別指導を実施：78校/23.8% (H25:-)

<少人数教育の実施>

- ・少人数教育（20名以下程度）を実施：269校/82.0% (H25:76.9%)

<シラバスの記載項目の状況>

- ・「人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連」を記載：117校/35.7% (H25:21.9%)
- ・「授業における学修の到達目標」を記載：323校/98.5% (H24:93.9%)
- ・「準備学修に関する具体的な指示」を記載：257校/78.4% (H25:55.6%)
- ・「準備学修に必要な学修時間の目安」を記載：101校/30.8% (H25:8.8%)

<成績評価の状況>

- ・シラバスにより、成績評価基準を明示：323校/98.5% (H25:96.5%)
- ・GPA制度を導入：272校/82.9% (H25:55.3%)

<学生の学修時間・学修行動の把握>

- ・学生の学修時間・学修行動を把握：241校/73.5% (H25:52.6%)
- ・把握した情報を教育課程や教育方法の改善に活用：173校/52.7% (H25:-)
- ・把握した情報を学修支援環境の整備に活用：104校/31.7% (H25:-)
- ・把握した情報を学生の就学支援や履修指導に活用：118校/36.0% (H25:-)

<学生の学修成果の把握>

- ・学生の学修成果を把握：137校/41.8% (H25:39.8%)
- ・把握した情報を教育課程や教育方法の改善に活用：108校/32.9% (H25:23.7%)
- ・把握した情報を学修支援環境の整備に活用：48校/14.6% (H25:11.2%)
- ・把握した情報を学生への履修指導やキャリア相談に活用：57校/17.4% (H25:19.4%)

<卒業生調査等の状況>

- ・卒業生から意見を聞く機会を設定：215校/65.5% (H25:-)
- ・就職先等の進路先から卒業生の評価を聞く機会を設定：218校/66.5% (H25:-)

<教学マネジメントの実施>

- ・教学マネジメントを実施：309校/94.2% (H25:89.8%)

(取組例)

- ・教育課程編成・実施の方針の策定とこれに基づく体系的な教育課程の構築（授業科目の整理・統合又は連携の取組みを含む。）：205校/62.5% (H25:55.8%)
- ・教育改善に関するPDCAサイクルの確立：163校/49.7% (H25:36.0%)
- ・学内の教員間での教育改善に関する認識の共有：219校/66.8% (H25:60.5%)
- ・カリキュラムの編成権限を持った、全学的な教育目標等とカリキュラムとの整合性を検証するための全学的な委員会の設置（もしくは専門スタッフの配置）：132校/40.2% (H25:31.9%)
- ・教学マネジメントのための教職協働体制の構築：115校/35.1% (H25:-)

4. 開かれた大学づくり

<長期履修学生制度>

- ・長期履修学生制度を導入：123校/37.5% (H25:32.7%)

<高大連携の状況>

- ・大学教員が高校へ出向き講義又は授業を定期的実施：112校/34.1% (H25:28.4%)
- ・高校生を対象とした体験授業（模擬授業）を開催：192校/58.5% (H25:54.1%)
- ・高校生の進路選択や大学入学者選抜の実施等の円滑化等のため、高校関係者と連携：254校/77.4% (H25:75.7%)

<国内の大学との単位互換制度>

- ・国内の大学と単位互換制度を実施：180校/54.9%（H25:58.2%）

<海外の大学との大学間交流>

- ・海外の大学と大学間交流協定を締結：149校/45.4%（H25:38.6%）

<社会人学生の受入れ>

- ・社会人特別選抜制度を設定：290校/88.4%（H25:90.6%）

<科目等履修生の受入れ>

- ・科目等履修生の受入制度を設定：313校/95.4%（H25:96.2%）

<聴講生の受入れ>

- ・聴講生の受入制度を設定：165校/50.3%（H25:50.3%）

<履修証明プログラムの実施>

- ・履修証明プログラムを開設：33校/10.1%（H25:4.4%）

5. 教職員の資質向上等の取組状況

<スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施>

- ・業務領域の知見の獲得を目的とするSDを実施（総務、財務、人事、企画、教務、研究、社会連携、生涯学習等）：212校/64.6%（H25:46.5%）
- ・大学問題に関する基礎的な知識・理解等を深めることを目的とするSDを実施：231校/70.4%（H25:57.3%）
- ・教育支援を目的とするSDを実施：140校/42.7%（H25:-）
- ・マネジメント能力の向上を目的とするSDを実施：75校/22.9%（H25:17.5%）
- ・専任職員のうち全員（100%）がSDに参加：56校/17.1%（H25:14.9%）
- ・専任職員のうち4分の3以上がSDに参加：151校/46.0%（H25:38.6%）

<ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施>

- ・教員相互の授業参観を実施：201校/61.3%（H25:56.7%）
- ・アクティブ・ラーニングを推進するためのワークショップ又は授業検討会を実施：102校/31.1%（H25:-）
- ・教育方法改善のためのワークショップ又は授業検討会を実施：125校/38.1%（H25:40.4%）
- ・研究倫理に関する研修会等を実施：92校/28.0%（H25:-）
- ・専任教員のうち全員（100%）がFDに参加：125校/38.1%（H25:31.6%）
- ・専任教員のうち4分の3以上がFDに参加：157校/47.9%（H25:46.2%）

<教員の教育面における評価のための工夫等>

- ・教員の教育面における業績評価又は顕彰を実施：185校/56.4%（H25:44.7%）

<ハラスメントの防止>

- ・大学全体で学生・教職員を対象としたハラスメント防止の取組みを実施：318校/97.0%（H25:96.5%）
- ・学内全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置：310校/94.5%（H25:95.9%）

6. IRに関する取組み

< IRの実施状況 >

- ・ IR（インスティテューショナル・リサーチ）を専門で担当する部署を学内に設置：
195校/59.5%（H25:22.5%）
- ・ IRを専門で担当する部署に専任の職員を配置：59校/18.0%（H25:4.1%）

7. 地域貢献・連携

< 地方公共団体等との協定 >

- ・ 地方公共団体の協定を締結：240校/73.2%（H25:51.2%）
- ・ 地元企業等と協定を締結：104校/31.7%（H25:16.4%）

< 地域の学習ニーズへの対応 >

- ・ 地域の学習ニーズにこたえるための取組みを実施：292校/89.0%（H25:86.5%）

（取組例）

- ・ 地域の学習ニーズを踏まえたカリキュラムの見直し：41校/12.5%（H25:11.1%）
- ・ 地方公共団体、地元企業等と連携した公開講座の充実：144校/43.9%（H25:34.5%）
- ・ 他の教育機関や諸団体に対する出前講義、注文授業、講師派遣：229校/69.8%（H25:65.5%）
- ・ 生涯学習センター等大学と地域社会を結ぶ総合的な窓口を設置：104校/31.7%（H25:27.2%）

< 公開講座の実施 >

- ・ 公開講座を実施：283校/86.3%（H25:83.0%）

平成 28 年度における短期大学教育の改善等の状況について (調査結果のまとめ)

<目次>

1. 卒業認定・学位授与の方針等の策定と公表の状況

- 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) … 1
- 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) … 1
- 入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー) … 2

2. 教育内容の改善の状況

- カリキュラム編成上の工夫 … 3
- 教養教育の実施状況 … 4
- 多様な授業科目の実施状況 … 4
- 外国語による授業の実施状況 … 5
- キャリア教育の取組み … 6
- 情報通信技術 (ICT) の活用 … 8
- 学外学修プログラムの実施状況 … 8

3. 教育方法の改善の状況

- 学期制 … 10
- 履修科目の登録上限の設定 … 10
- 高等学校での履修状況への配慮 … 11
- 初年次教育の実施 … 11
- 履修指導や学修支援制度等の取組状況 … 13
- 少人数教育 … 14
- シラバスの作成 … 14
- 成績評価の状況 … 15
- 学生の学修時間・学修行動の把握 … 16
- 学生の学修成果の把握 … 17
- 卒業生調査等の状況 … 19
- 学生による授業評価等の実施 … 20
- 教学マネジメントの実施 … 21

4. 開かれた大学づくり

- 長期履修学生制度 … 22
- 入学時期の弾力化 … 22
- 高大連携の状況 … 23
- 大学以外の教育施設等における学修 … 24
- 入学前の既修得単位等の認定 … 24
- 国内の大学との単位互換制度 … 24
- 海外の大学との大学間交流 … 25
- 海外における活動拠点 … 26
- 社会人学生の受入れ … 26
- 科目等履修生の受入れ … 27
- 聴講生の受入れ … 28
- 履修証明プログラムの実施 … 29
- 編入学の受入れ … 30

5. 教職員の質向上等の取組状況

- スタッフ・ディベロップメント (SD) の実施 … 31
- ファカルティ・ディベロップメント (FD) の実施 … 32
- 教員の教育面における評価のための工夫等 … 34
- ハラスメントの防止 … 35

6. IRに関する取組み … 36

7. 地域貢献・連携

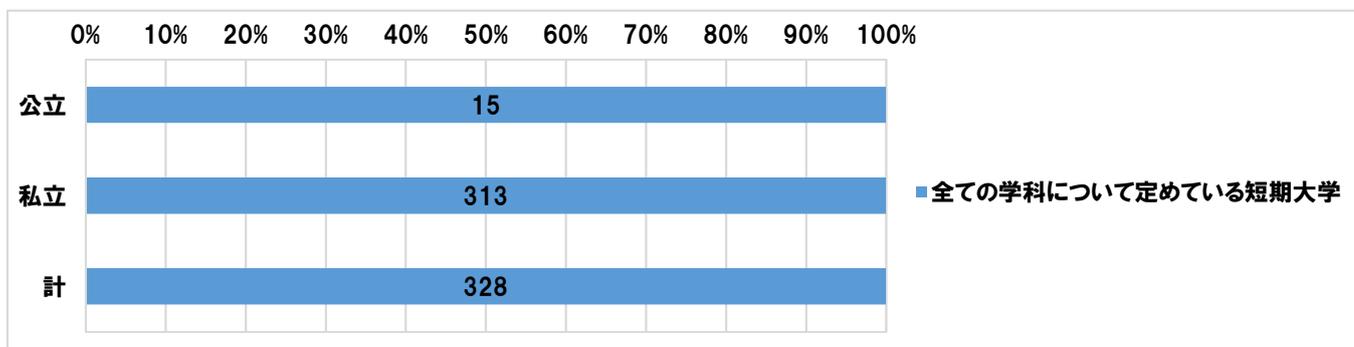
- 地方公共団体等との協定 … 38
- 地域の学習ニーズへの対応 … 38
- 公開講座の実施 … 39

1. 卒業認定・学位授与の方針等の策定と公表の状況

<卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)>

① 人材養成の目的や教育研究上の目的に即した、卒業認定・学位授与の方針を定めている短期大学

全ての学科について卒業認定・学位授与の方針を定めている短期大学が328校（100%（H25:約95%））であり、うち326校（約99%（H25:約88%））が短期大学のホームページ上で公表している。



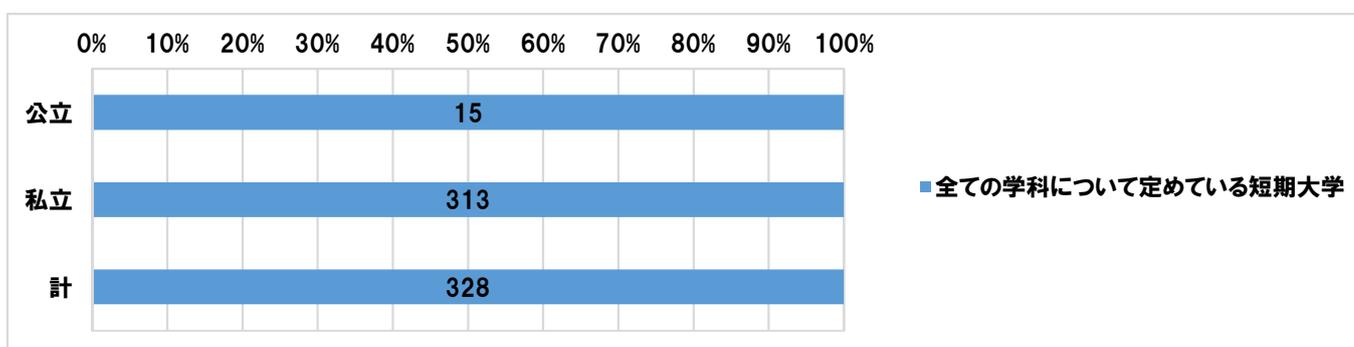
② 卒業認定・学位授与の方針を学内外への公表状況



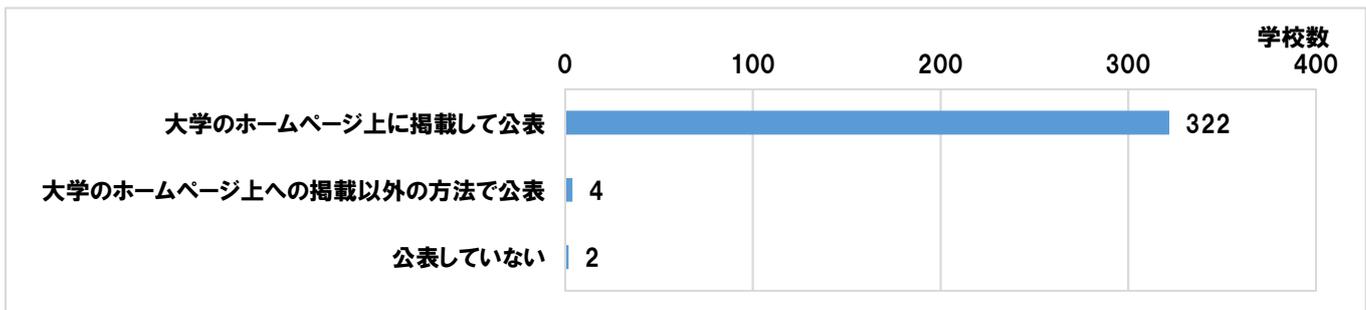
<教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)>

① 人材養成の目的や教育研究上の目的に即した、教育課程編成・実施の方針を定めている短期大学

全ての学科について教育課程編成・実施の方針を定めている短期大学が328校（100%（H25:約95%））であり、うち322校（約98%（H25:約87%））が短期大学のホームページ上で公表している。



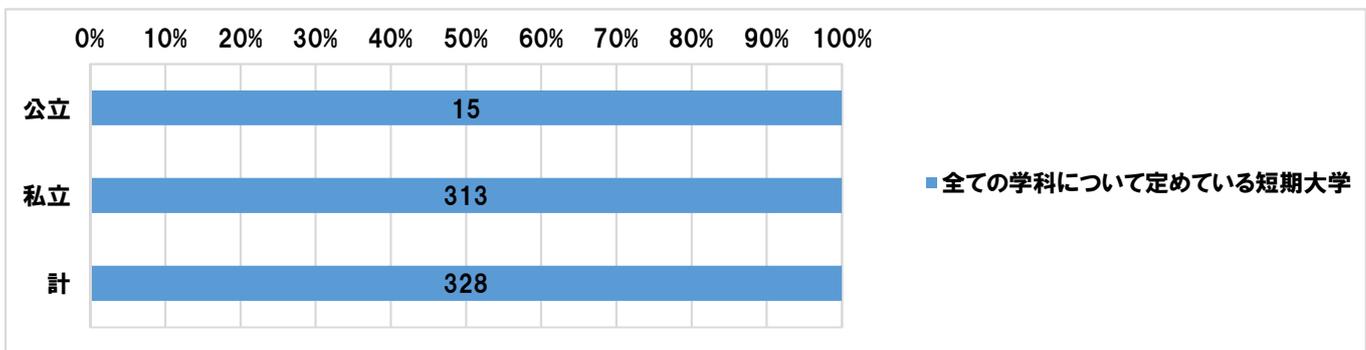
② 教育課程編成・実施の方針の学内外への公表状況



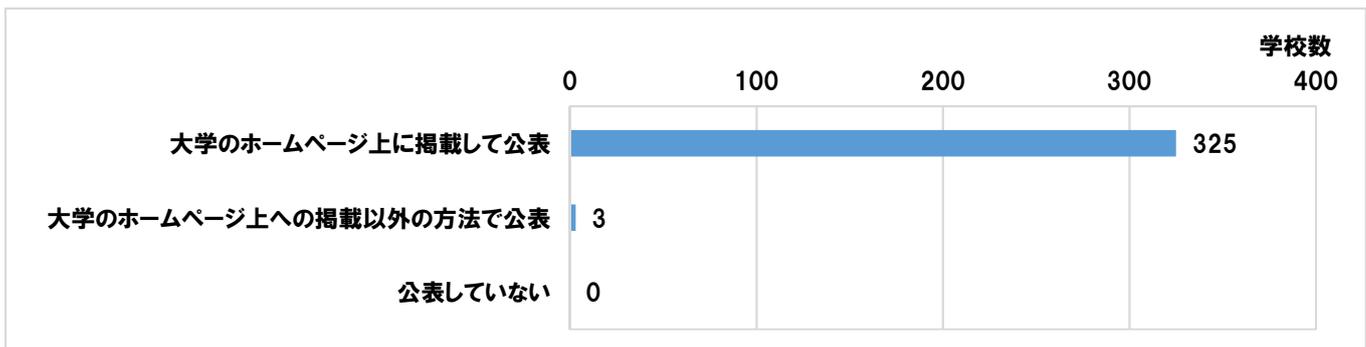
<入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)>

① 大学と受験生とのマッチングの観点から、入学者受入方針を定めている短期大学

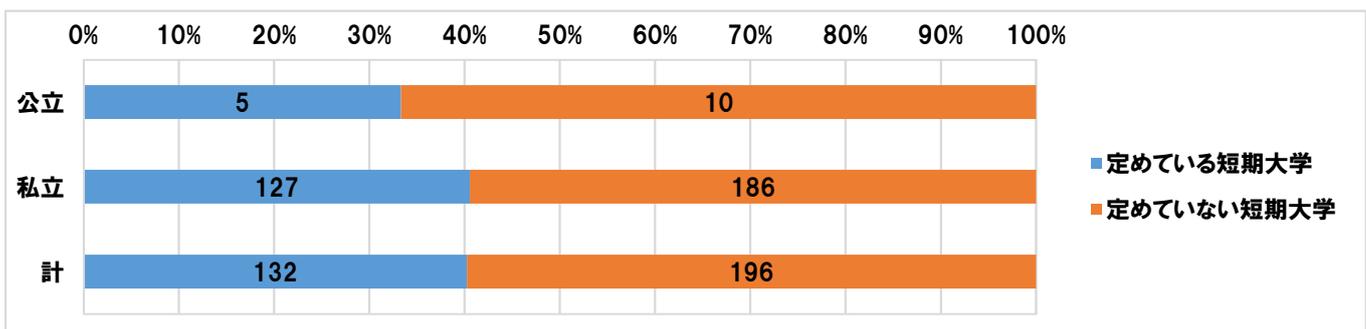
全ての学科について入学者受入方針を定めている短期大学が328校（100%（H25:約99%））であり、うち325校（約99%（H25:約96%））が短期大学のホームページ上で公表している。



② 入学者受入れの方針の学内外への公表状況



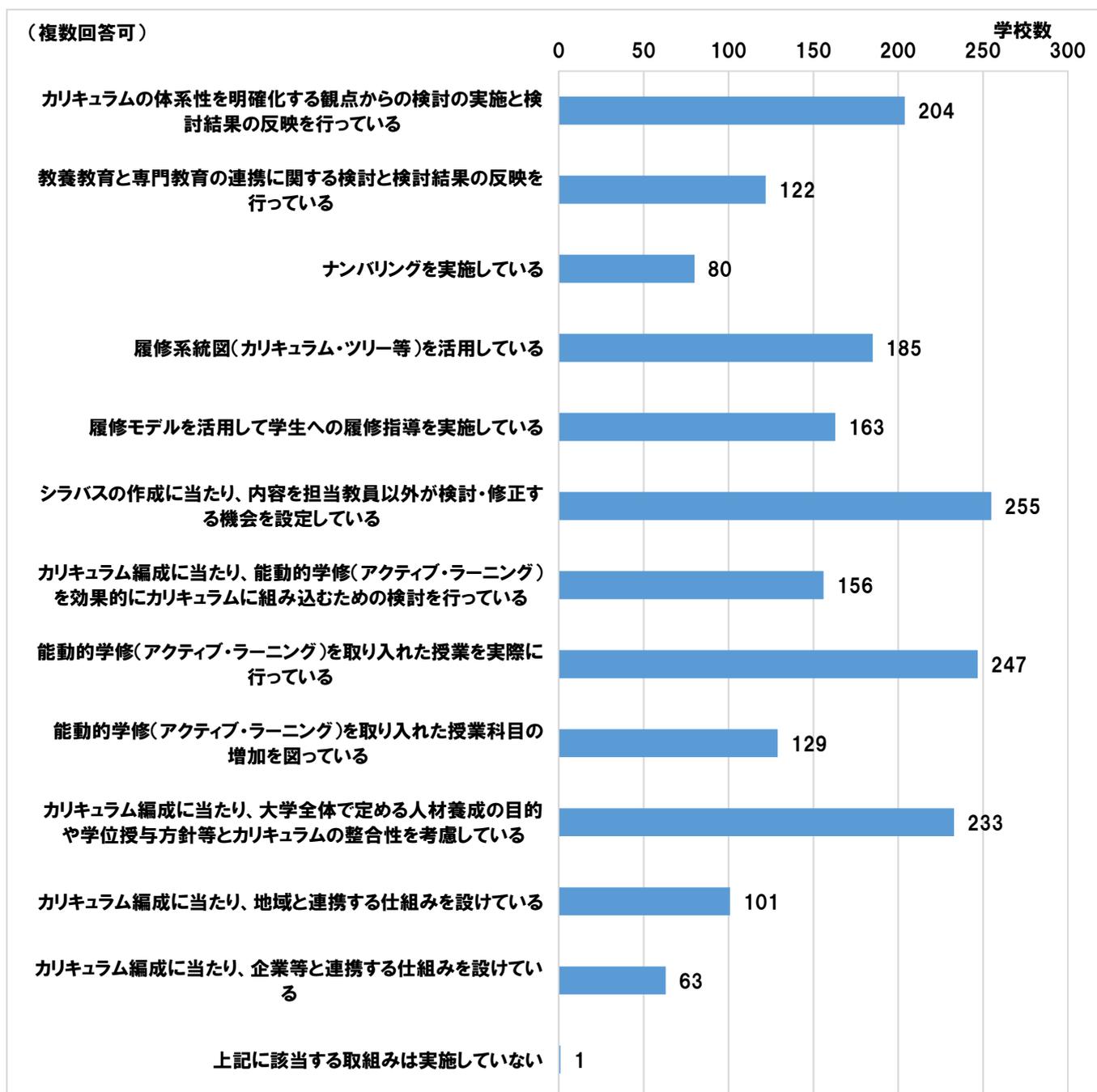
③ 求める学生像等だけでなく、高等学校段階で習得しておくべき内容・水準を具体的に定めている短期大学



2. 教育内容の改善の状況

<カリキュラム編成上の工夫>

カリキュラム編成上の工夫として、「シラバスの作成に当たり、内容を担当教員以外が検討・修正する機会を設定」する短期大学が255校（約78%）と最も多く、次いで「能動的学修（アクティブ・ラーニング）を取り入れた授業を実際に行う」短期大学が247校（約75%）、「大学全体で定める人材養成の目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮」する短期大学が233校（約71%）である。



◆ナンバリング：

カリキュラムの体系性を示す為に、各授業科目に意味づけされた番号を付与すること。

◆履修系統図（カリキュラムツリー等）：

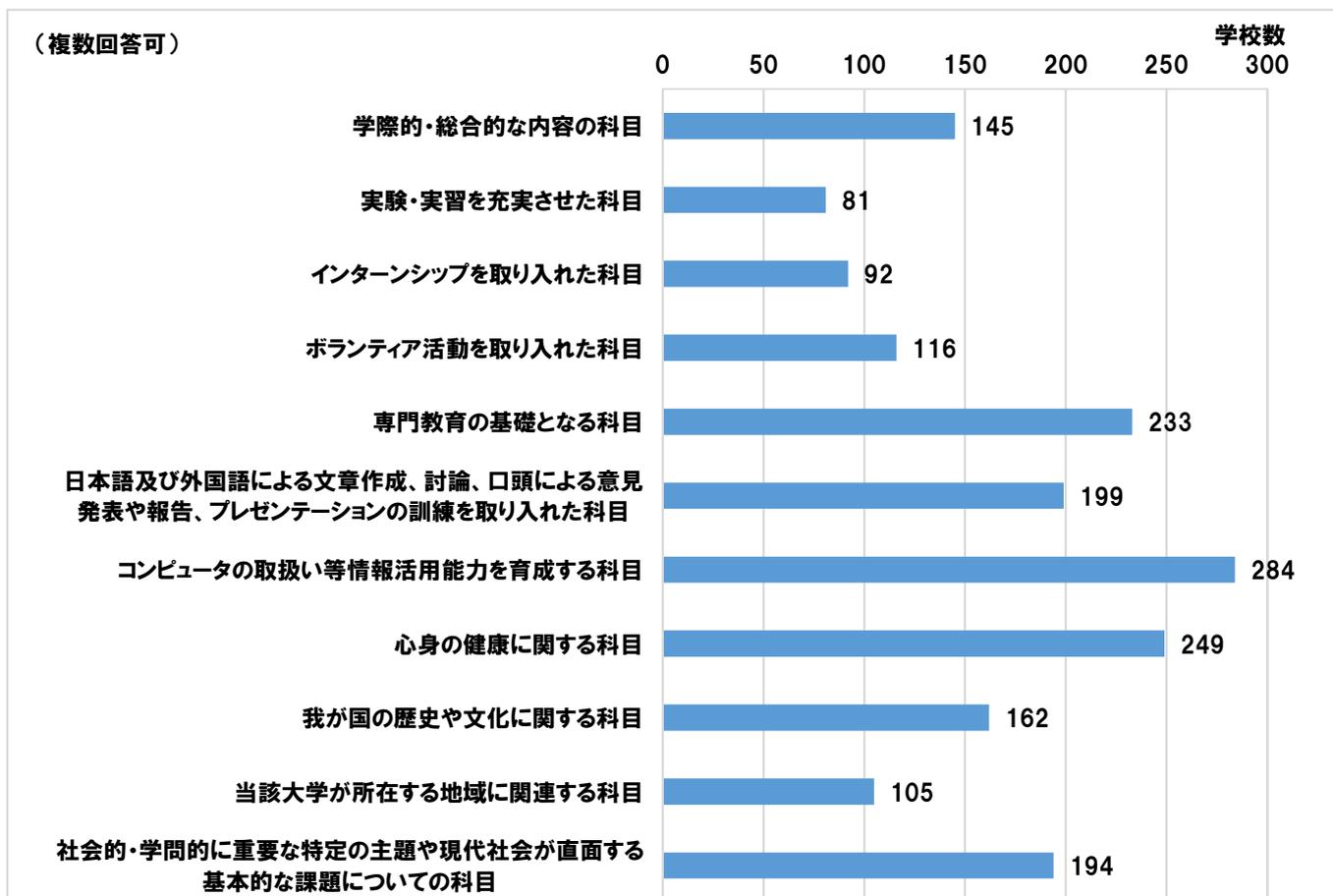
学生に身に付けさせる知識・能力との対応関係等を示した科目区分の下に授業科目を構成し、科目区分間、授業科目間の関係性や履修順序（配当年度）等を示すことにより、授業科目の体系的な履修を促すことを目的とした図を指す。

◆能動的学修（アクティブ・ラーニング）：

教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法を指す。問題解決学修、体験学修、調査学修等が含まれ、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループワーク等も有効な方法とされている。

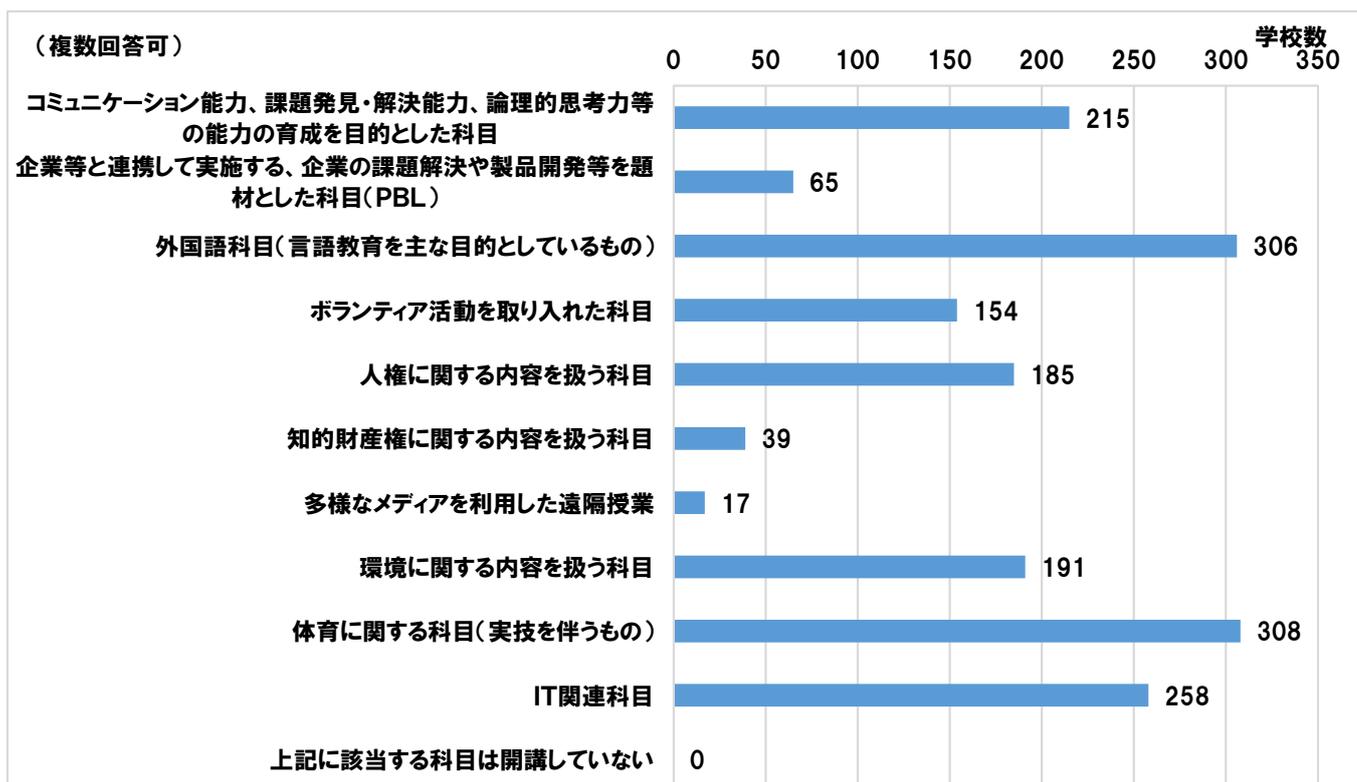
<教養教育の実施状況>

各学科（専攻課程）の専門分野以外に「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を慣用する」ことを目的とする科目の実施状況について、「コンピュータの取扱いなど情報活用能力を育成する科目」を開設している短期大学が284校（約87%）と最も多く、次いで「心身の健康に関する科目」を開設している短期大学が249校（約76%）である。



<多様な授業科目の実施状況>

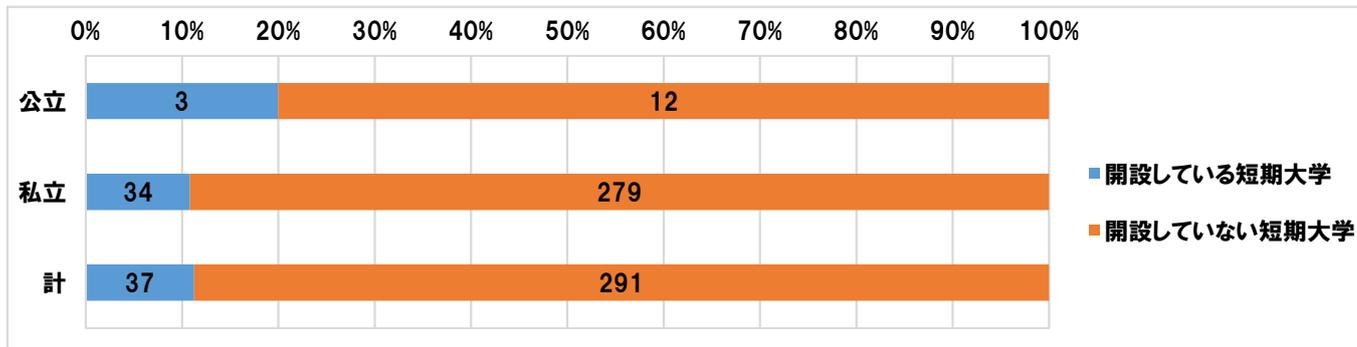
多様な授業科目として、以下のような科目が実施されている。



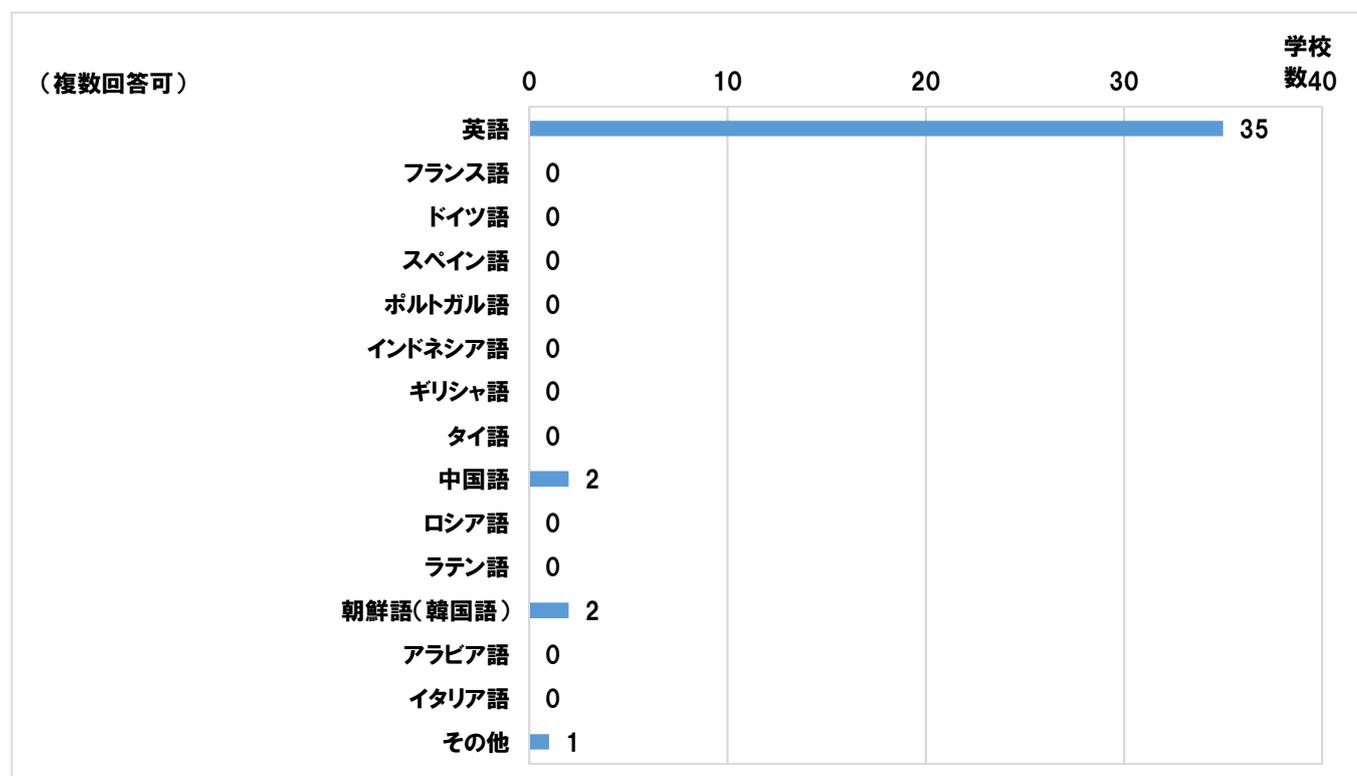
<外国語による授業の実施状況>

外国語のみにより（日本語を併用せずに）授業を行う科目のある短期大学は37校（約11%（H25:約9%））で、うち英語のみによる授業を開講している短期大学は35校（約11%（H25:-））である。

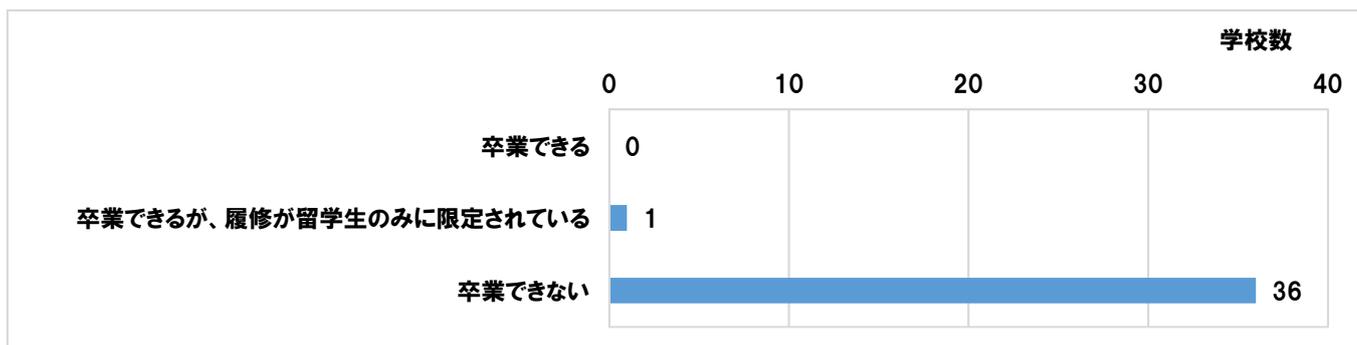
① 外国語のみ(日本語を併用せずに)による授業の開設状況(外国語教育を主たる目的としているものは除く。)



② 外国語のみによる授業を開設している場合、開講されている言語科目



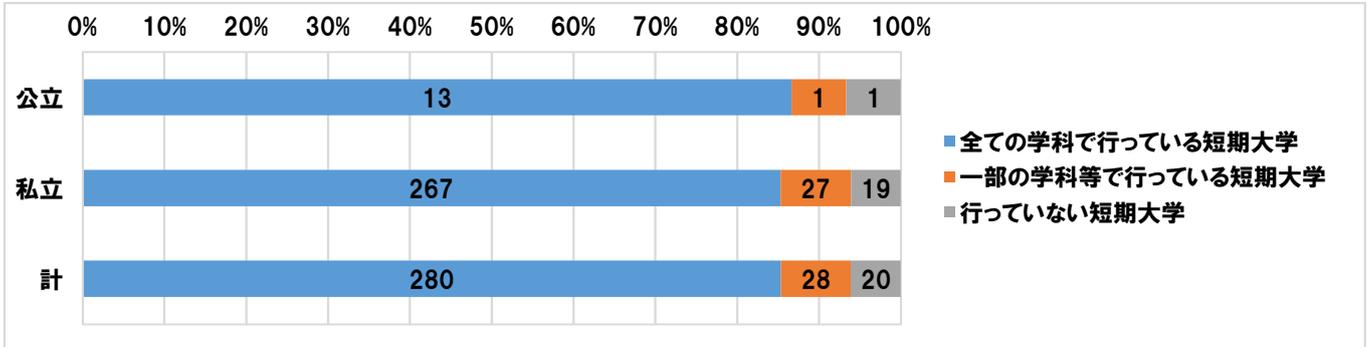
③ 外国語のみによる授業を開設している場合、外国語による授業科目のみの履修で卒業することができるか



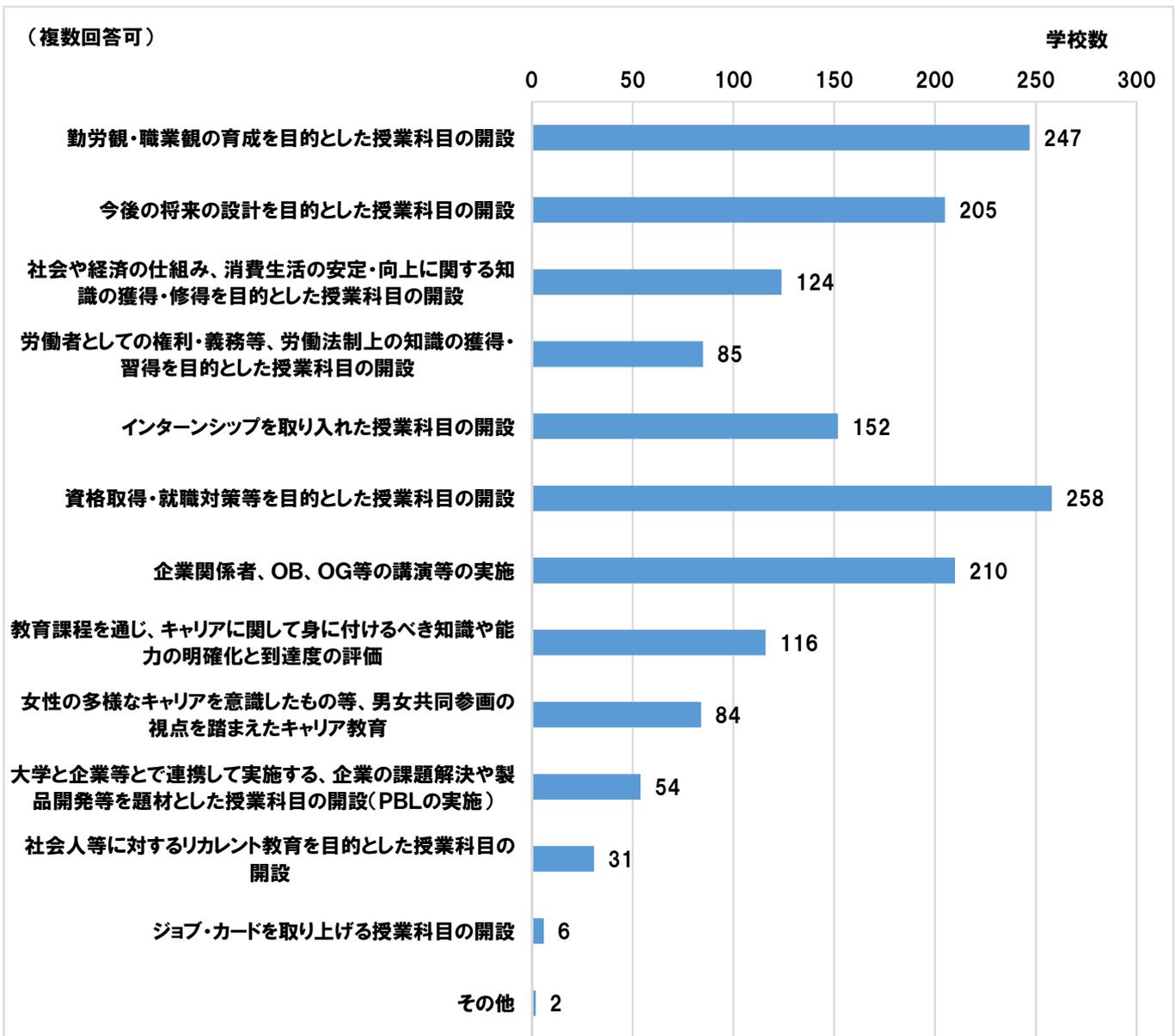
<キャリア教育の取組み>

① 教育課程内におけるキャリア教育の取組状況

キャリア教育を教育課程内で実施している短期大学は308校（約94%（H25:約93%））であり、具体的な取組みについては、「資格取得・就職対策等を目的とした授業科目」を開設する短期大学が258校（約79%）と最も多く、次いで「勤労観・職業観の育成を目的とした授業科目」を開設する短期大学が247校（約75%）、「企業関係者、OB、OG等の講演等の実施」する短期大学が210校（約64%）である。

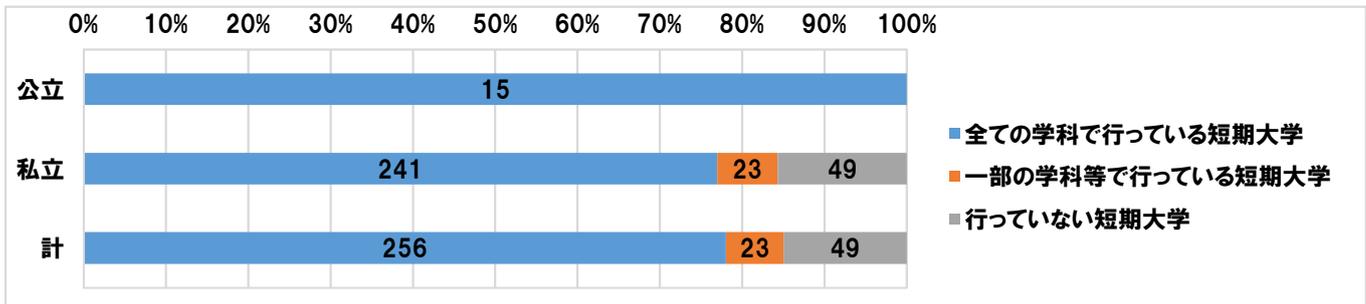


② 教育課程内でキャリア教育の取組みを実施している場合、その取組内容

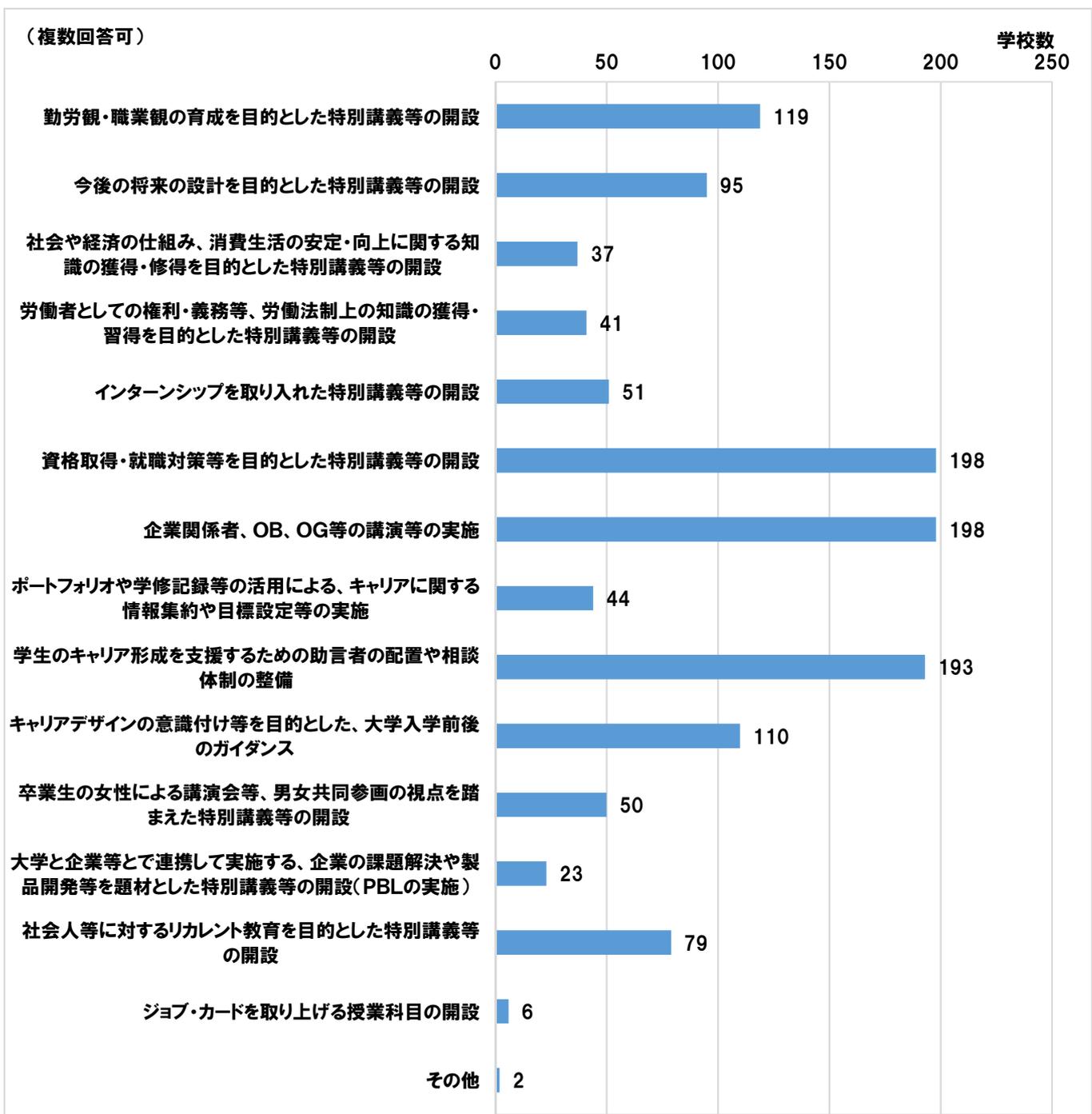


③ 教育課程外におけるキャリア教育の取組状況

キャリア教育を教育課程外で実施している短期大学は279校（約85%（H25:約88%））であり、具体的な取組みについては、「資格取得・就職対策等を目的とした特別講義等を開設」する短期大学が198校（約60%）、「企業関係者、OB、OGなどの講演を実施」する短期大学が198校（約60%）と最も多く、次いで「学生のキャリア形成を支援するための助言者の配置や相談体制の整備」を行う短期大学が193校（約59%）である。



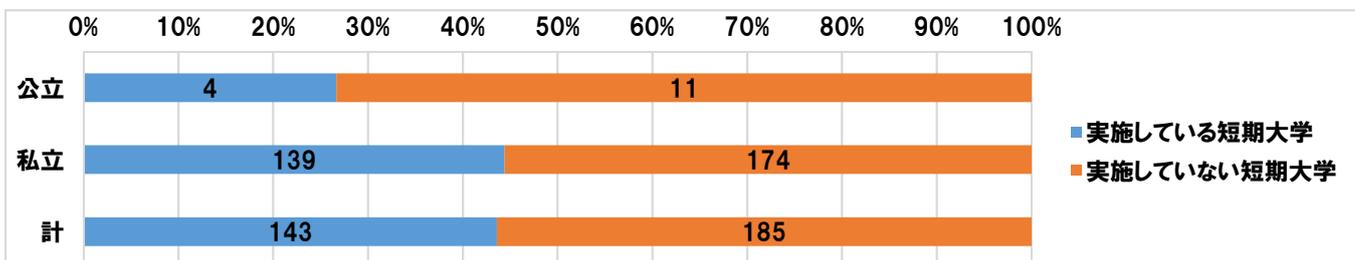
④ 教育課程外でキャリア教育の取組みを実施している場合、その取組内容



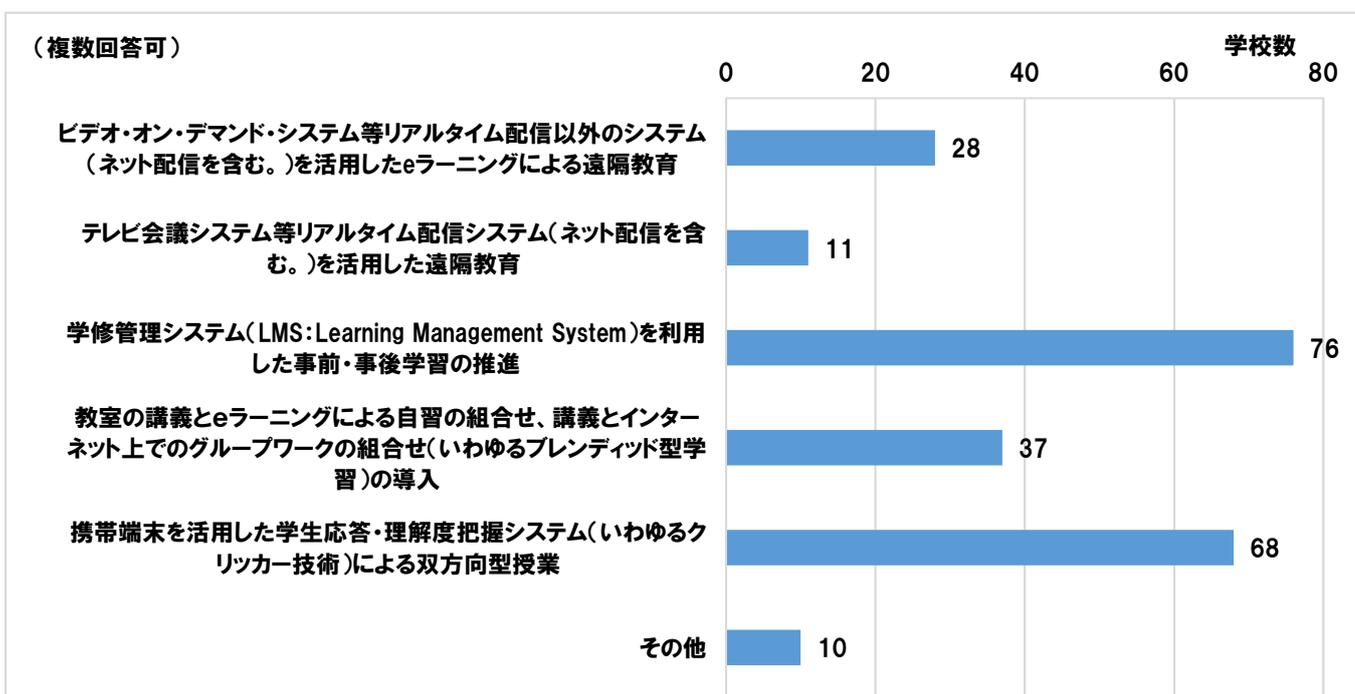
<情報通信技術(ICT)の活用>

情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施している短期大学は143校（約44%（H25:約39%））であり、具体的な取組みについては、「学修管理システムを利用した事前・事後学習を推進」する短期大学が76校（約23%）と最も多く、次いで「携帯端末を活用した学生応答・理解度把握システムによる双方向型授業」を行う短期大学が68校（約21%）である。

① 情報通信技術(ICT)を活用した教育の実施状況



② 情報通信技術(ICT)を活用した教育を実施している場合、その具体的な内容

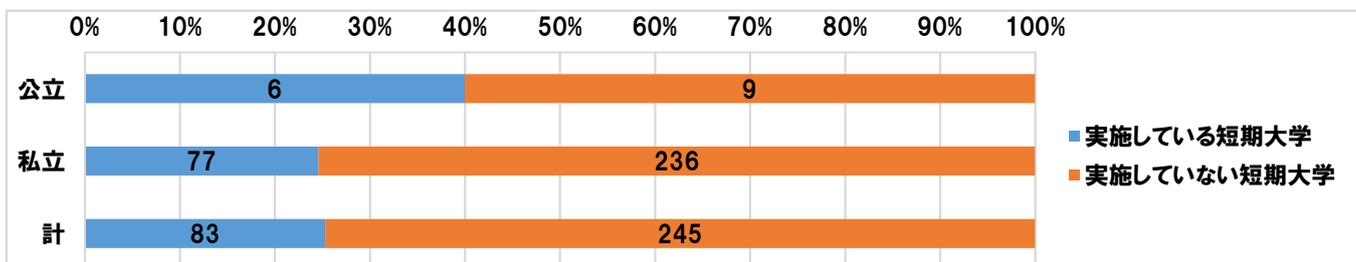


<学外学修プログラムの実施状況>

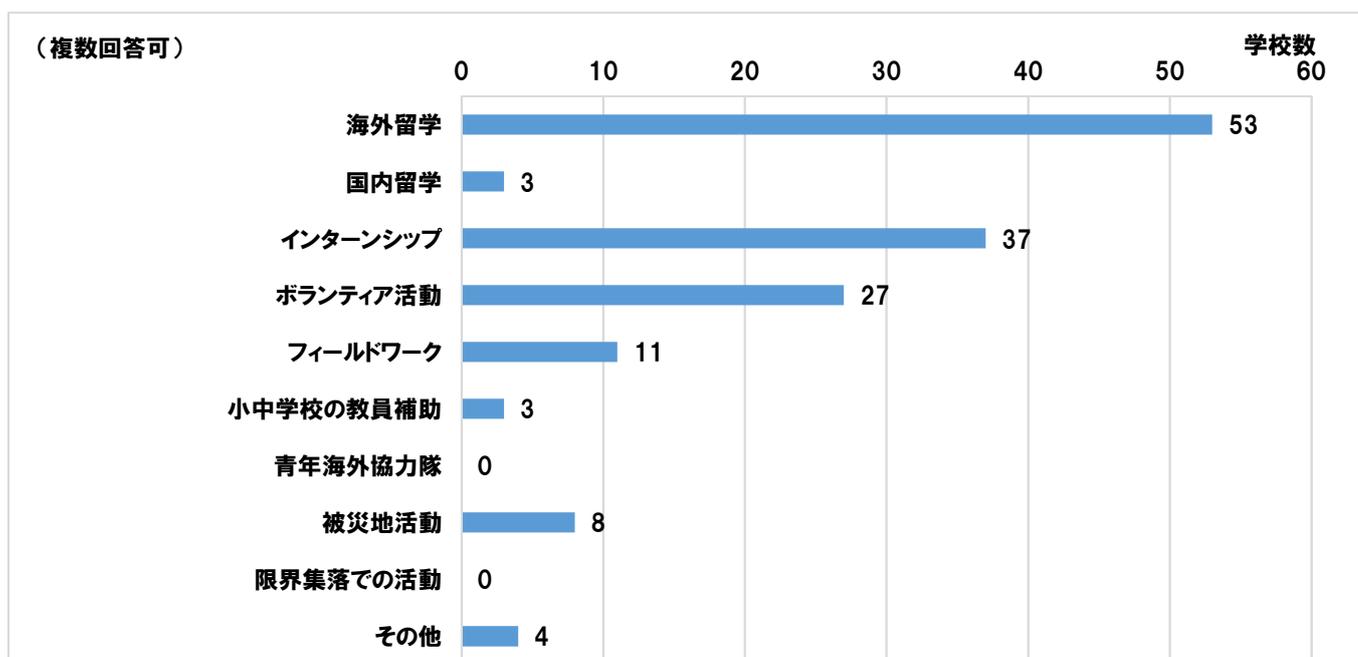
大学が支援する、学生が主体的に学外の多様な体験活動に参加する「学外学修プログラム」（本調査においては、1ヶ月以上の期間にわたる長期活動体験を指す。）について、実施している短期大学は83校（約25%（H25:約19%））である。

具体的な取組みについては、「海外留学」を実施する短期大学が53校（約16%）と最も多く、次いで「インターンシップ」を実施する短期大学が37校（約11%）、「ボランティア活動」を実施する短期大学が27校（約8%）である。

① 大学が支援する、学生が主体的に学外の多様な体験活動に参加する「学外学修プログラム」の実施状況



② 学外学修プログラムを実施している場合、その具体的な内容

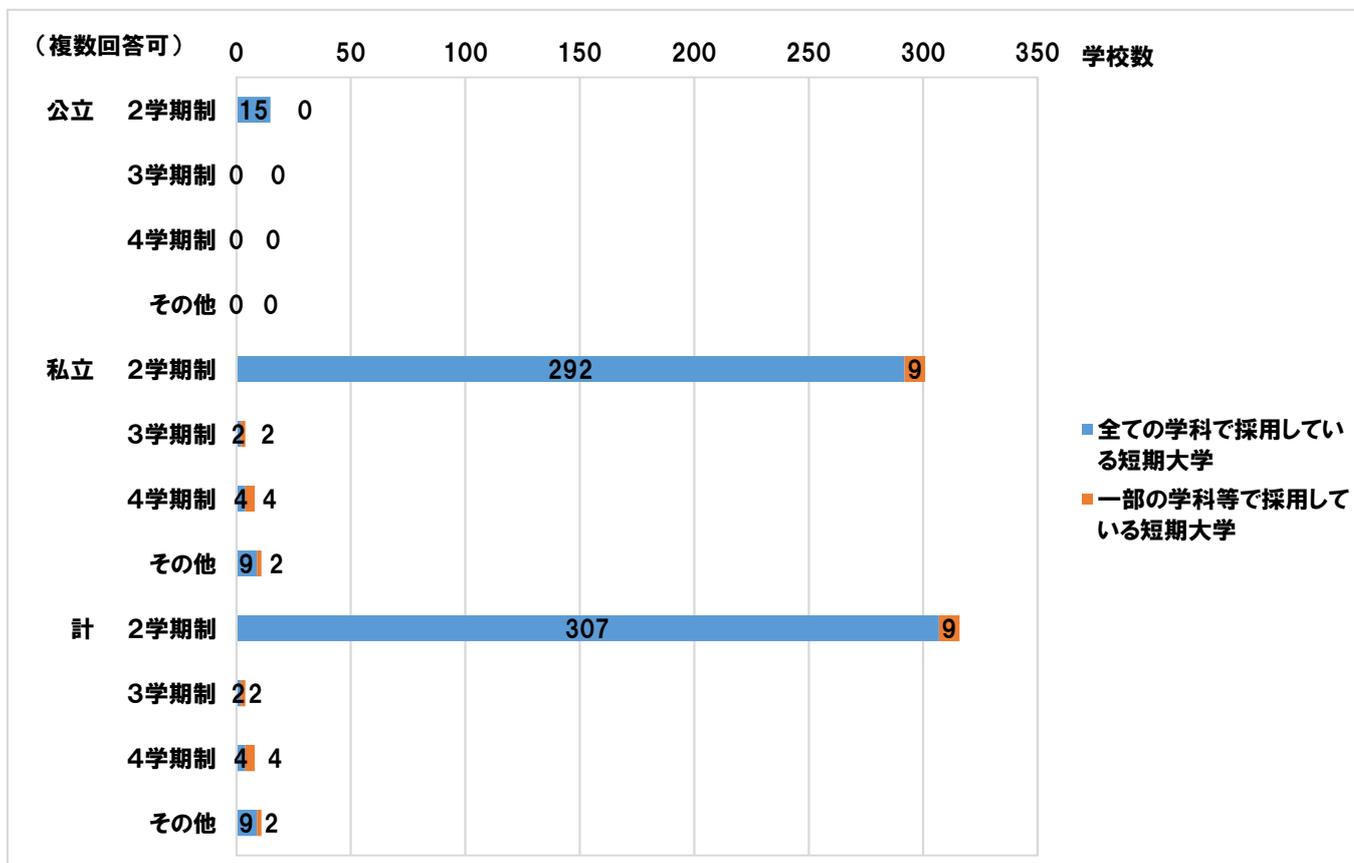


3. 教育方法の改善の状況

<学期制>

○ 学期制の採用状況

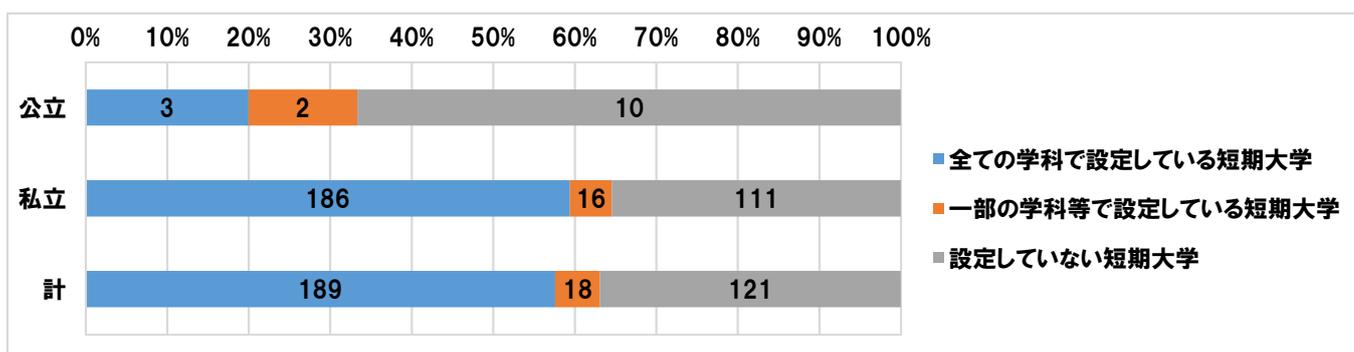
学期制の採用状況については、多くの短期大学が2学期制（約96%（H25:約98%））を採用している。



<履修科目の登録上限の設定>

○ 1年間あるいは1学期間に履修科目登録ができる単位数について、上限の設定(※)の有無

1年間あるいは1学期間に履修科目登録できる単位の上限を定めている短期大学は207校（約63%（H25:約37%））である。

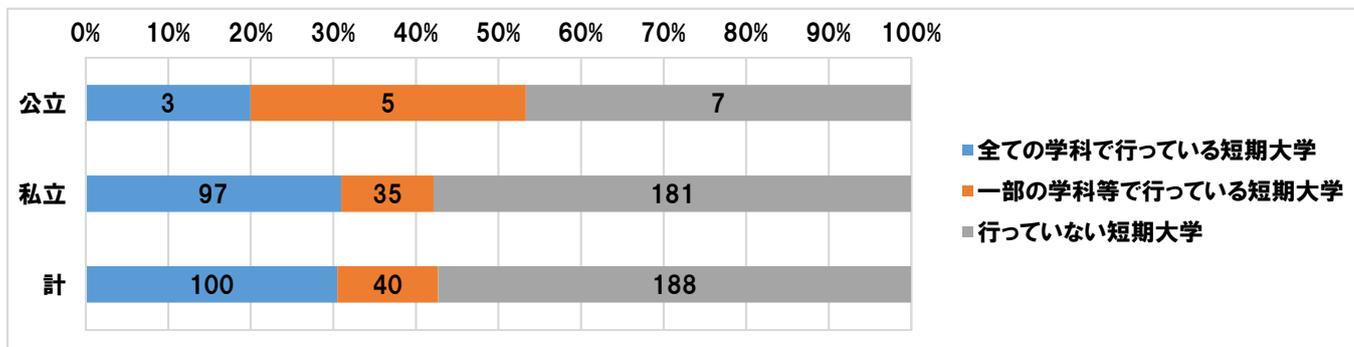


(※) 履修科目の登録上限の設定については、短期大学設置基準第13条の2により、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修することができるよう、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めることとされている。

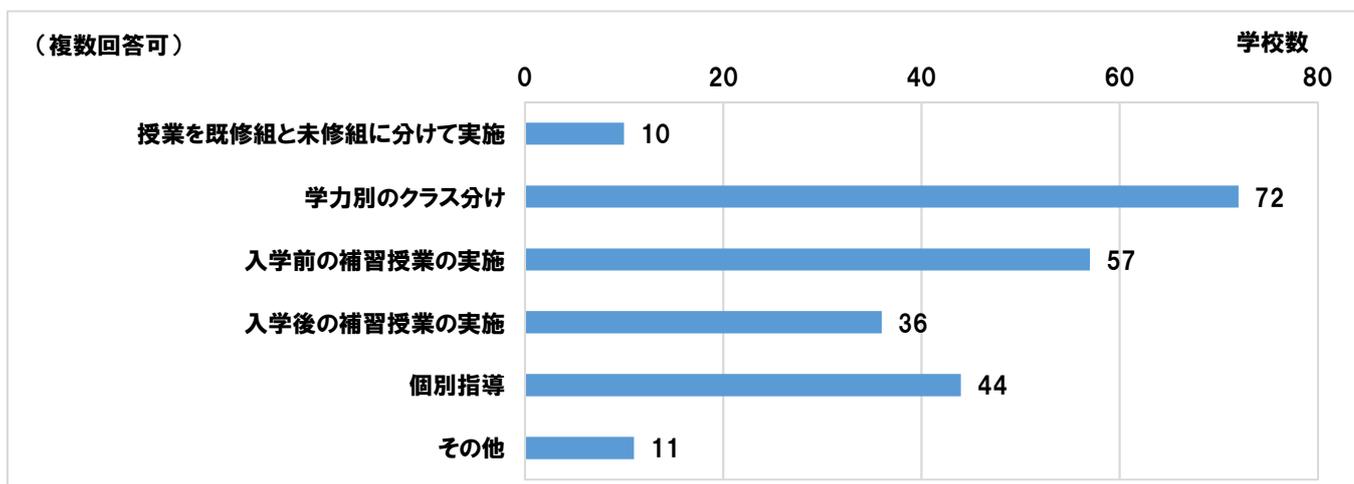
<高等学校での履修状況への配慮>

専門高校出身者や帰国子女、高等学校で当該科目を履修していない者等に対して、学力別のクラス分け、補習授業の実施、個別指導の実施等、高等学校での履修の状況に配慮した取組みを実施している短期大学は、140校（約43%（H25:約43%））であり、具体的な配慮の内容については、「学力別のクラス分け」を行う短期大学が72校（約22%）と最も多く、次いで「入学前の補習授業の実施」を行う短期大学が57校（約17%）である。

① 高等学校での履修・習得状況に配慮した取組状況



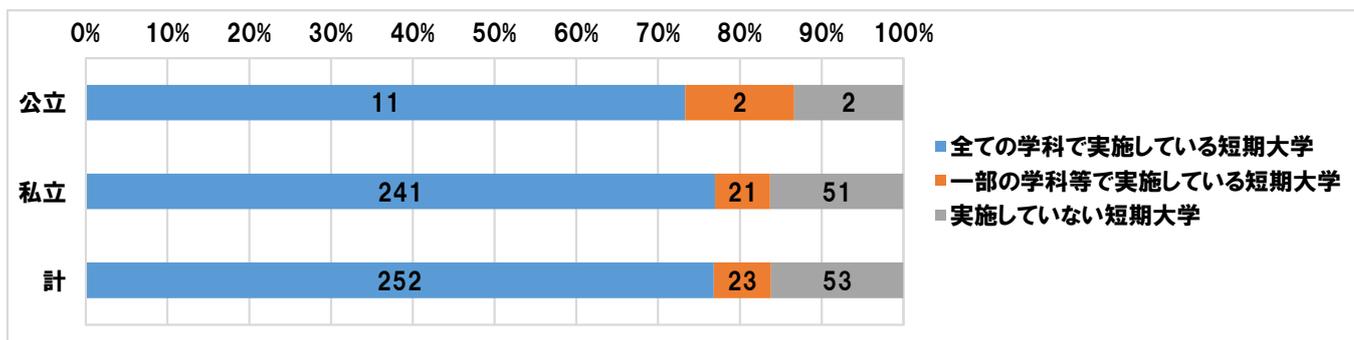
② 高等学校での履修・習得状況に配慮した取組みを行っている場合、その配慮の内容



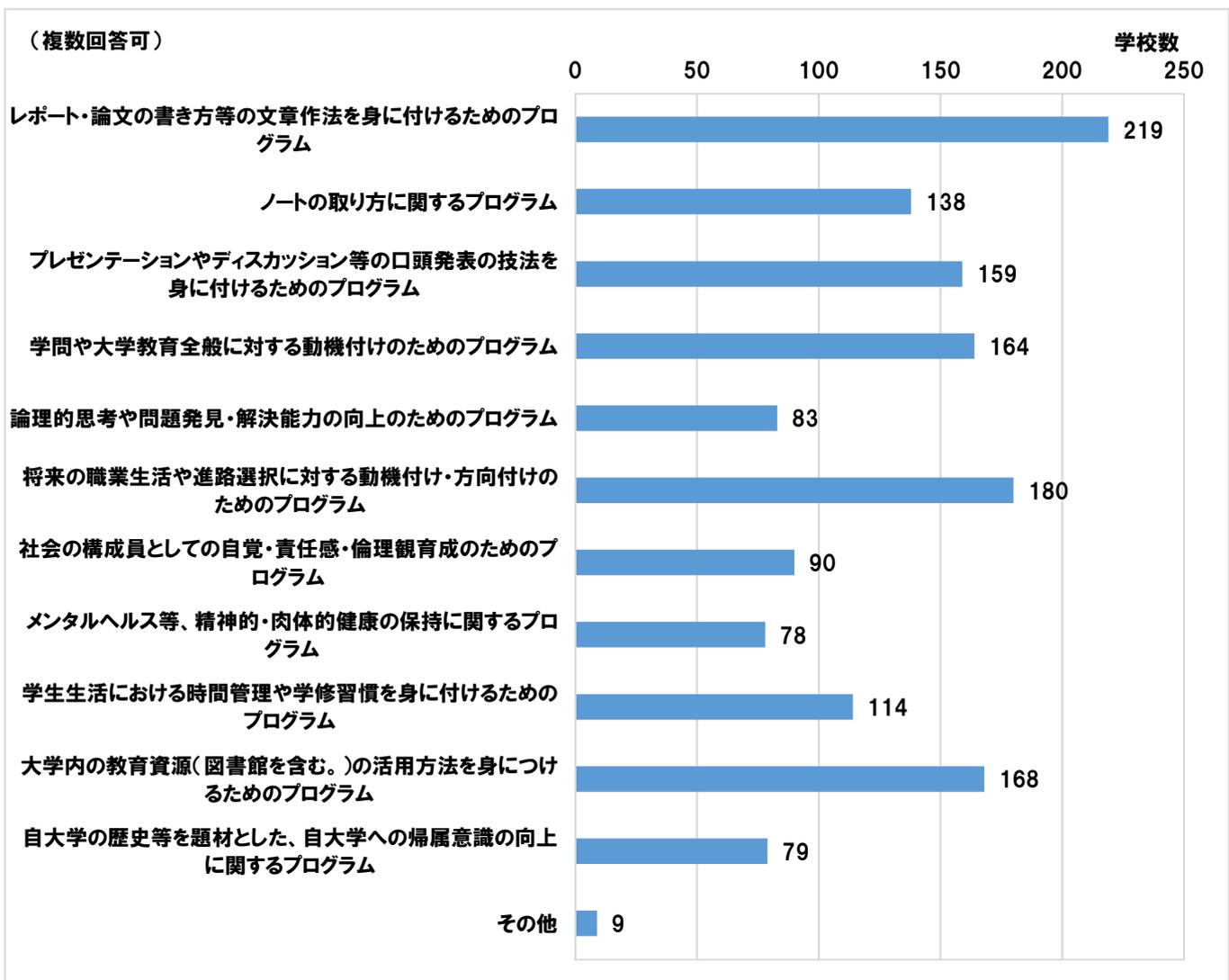
<初年次教育の実施>

初年次教育を実施している短期大学は275校（約84%（H25:約77%））であり、具体的な取組みとしては、「レポート・論文の書き方等の文章作法を身に付けるためのプログラム」を実施する短期大学が219校（約67%）、次いで「将来の職業生活や進路選択に対する動機付け・方向付けのためのプログラム」を実施する短期大学が180校（約55%）、「大学内の教育資源（図書館を含む。）の活用方法を身につけるためのプログラム」を開設する短期大学が168校（約51%）である。

① 初年次教育の実施状況



② 初年次教育を実施している場合、その具体的な実施内容



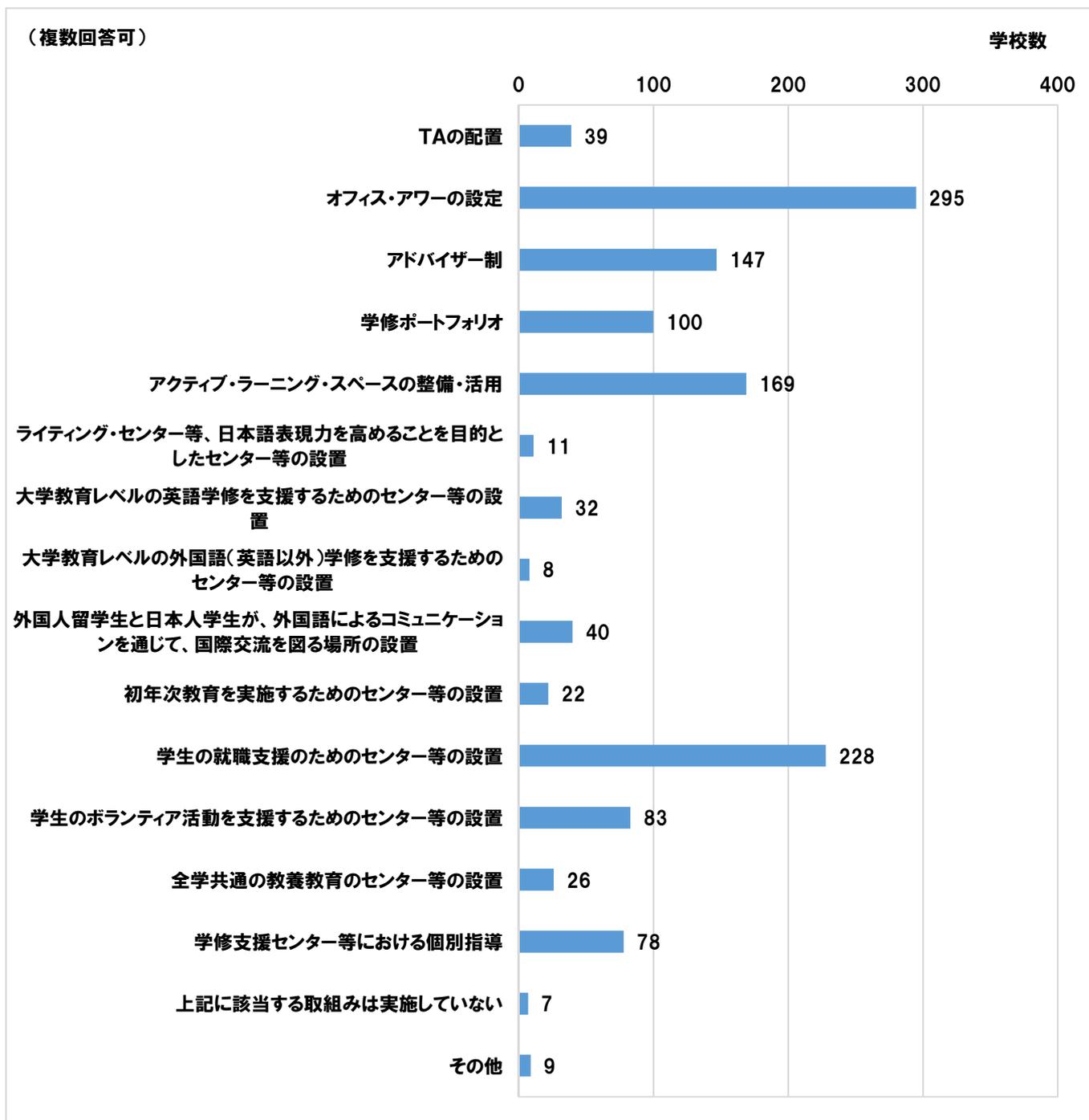
◆初年次教育：

高等学校から大学への円滑な移行を図り、大学での学問的・社会的な諸条件を成功させるべく、主として新入生を対象に作られた総合的教育プログラム。高等学校までに習得しておくべき基礎学力の補完を目的とする補習教育とは異なり、新入生に最初に提供されることが強く意識されたもの。

<履修指導や学修支援制度等の取組状況>

○ 全学的な履修指導又は学修支援制度の取組み

全学的な履修指導又は学生支援制度の取組みとしては、「オフィス・アワーの設定」を行う短期大学が295校（約90%）と最も多く、次いで「学生の就職支援のためのセンター等の設置」を行う短期大学が228校（約70%）、「アクティブ・ラーニング・スペースの整備・活用」を行う短期大学が169校（約52%）である。



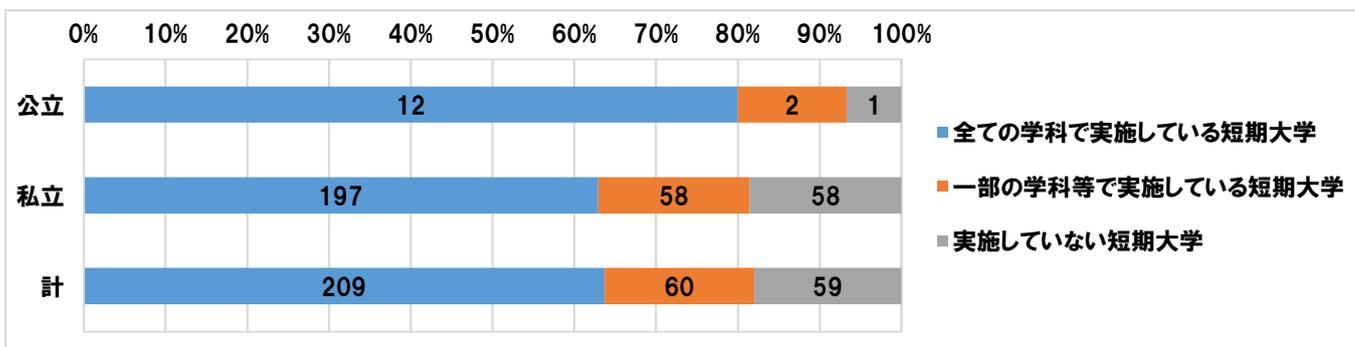
◆学修ポートフォリオ：

学生が、学修過程ならびに各種の学修成果（例えば、学修目標・学修計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績単位取得表等）を長期にわたって収集したもの。これらを必要に応じて系統的に選択し、学修過程を含めて達成度を評価し、次に取り組むべき課題をみつけてステップアップを図ること等を目的としている。

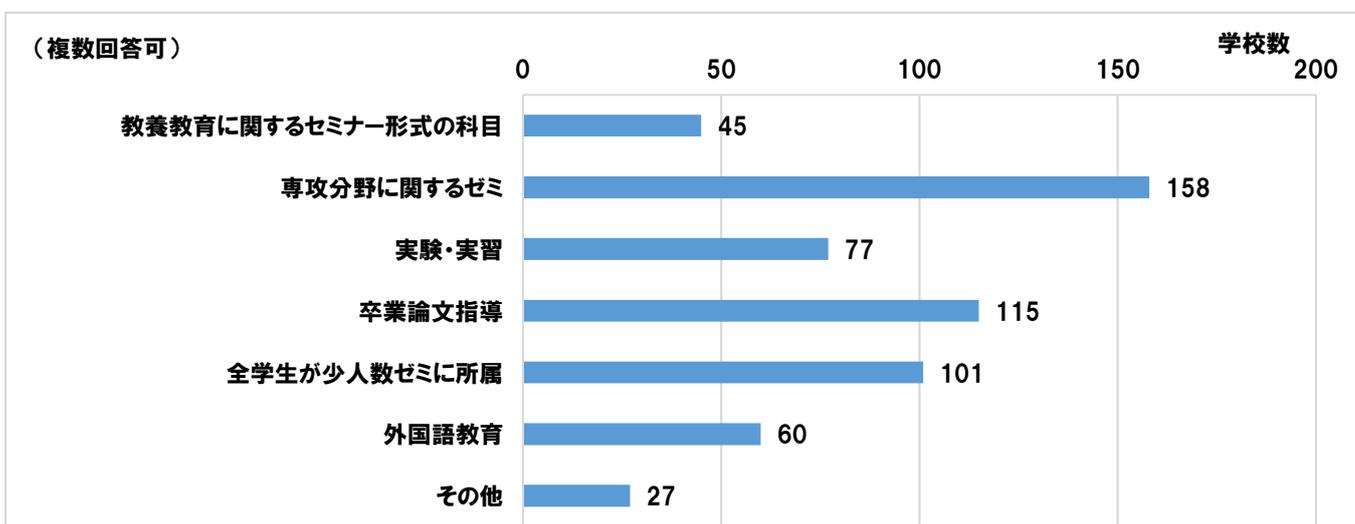
<少人数教育>

少人数教育（20名以下程度）を実施している短期大学は269校（約82%（H25:約77%））であり、具体的な内容としては、「専攻分野に関するゼミ」を行う短期大学が158校（約48%）と最も多く、次いで「卒業論文指導」を行う短期大学が115校（約35%）である。

① 少人数教育の実施状況



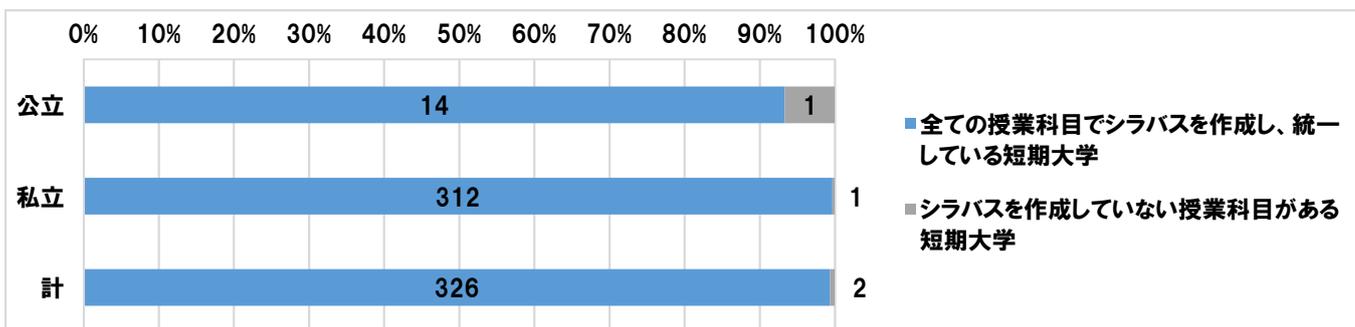
② 少人数教育を実施している場合、その実施内容



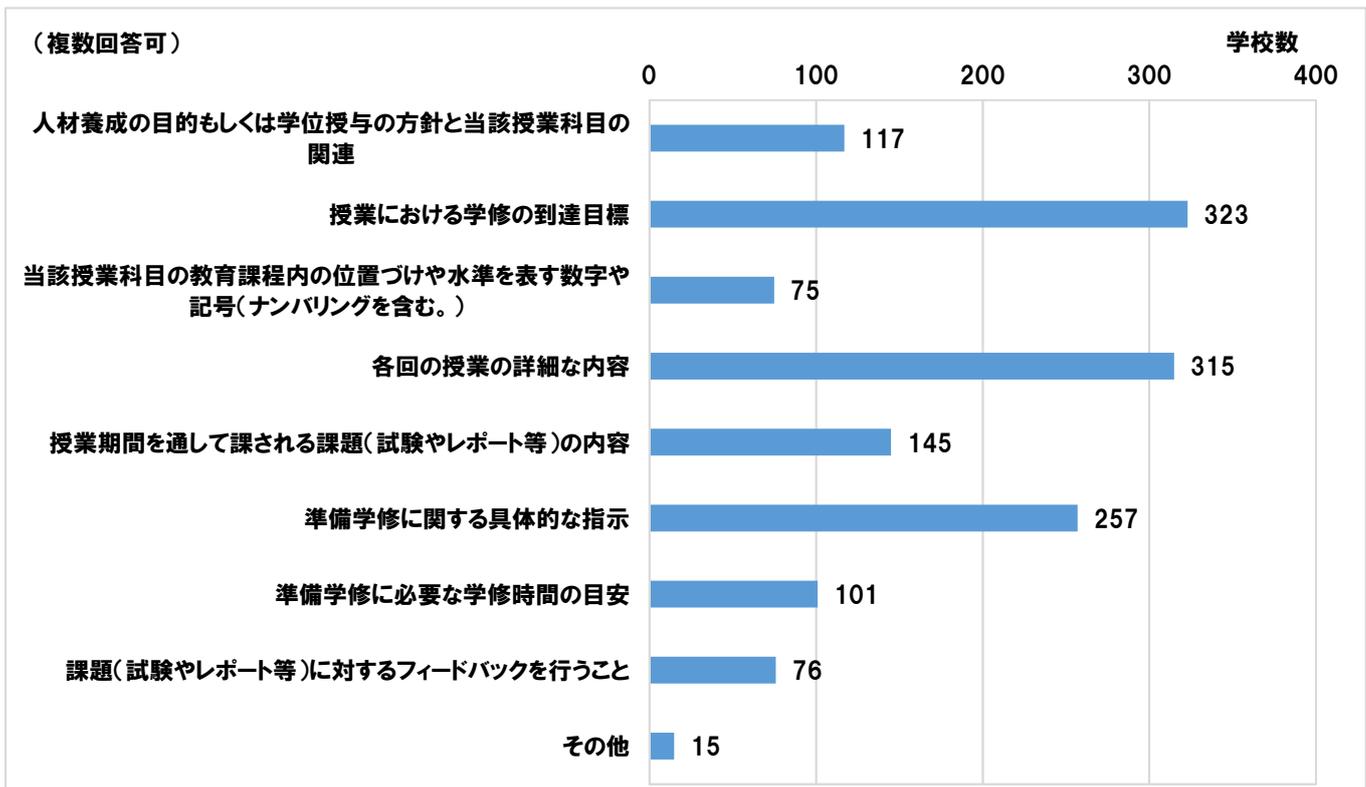
<シラバスの作成>

全ての授業科目で記載項目を統一したシラバスを作成している短期大学は326校（約99%（H25:約99%））であり、シラバスの記載項目としては、「授業における学修の到達目標」を記載する短期大学が323校（約99%）と最も多く、次いで「各回の授業の詳細な内容」を記載する短期大学が315校（約96%）、「準備学修に関する具体的な指示」を記載する短期大学が257校（約78%）である。

① シラバスの記載項目(フォーマット)を統一しているか



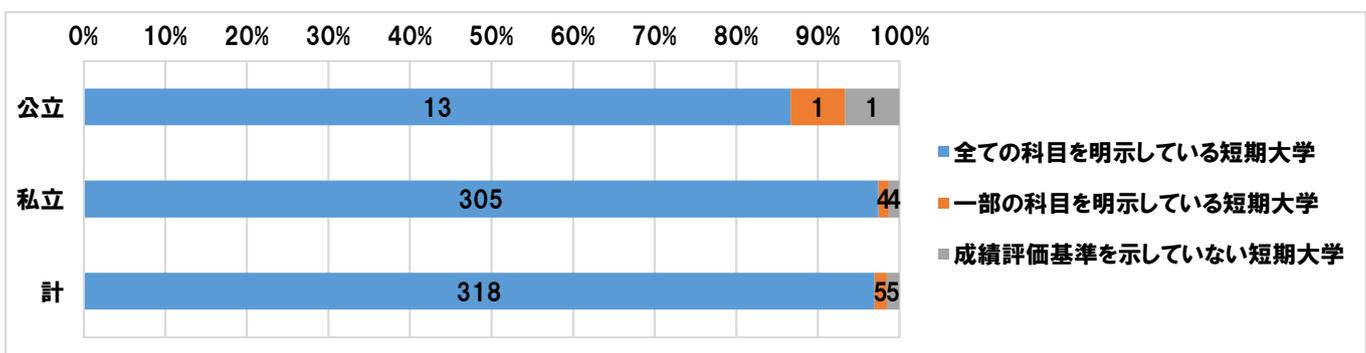
② シラバスの記載項目



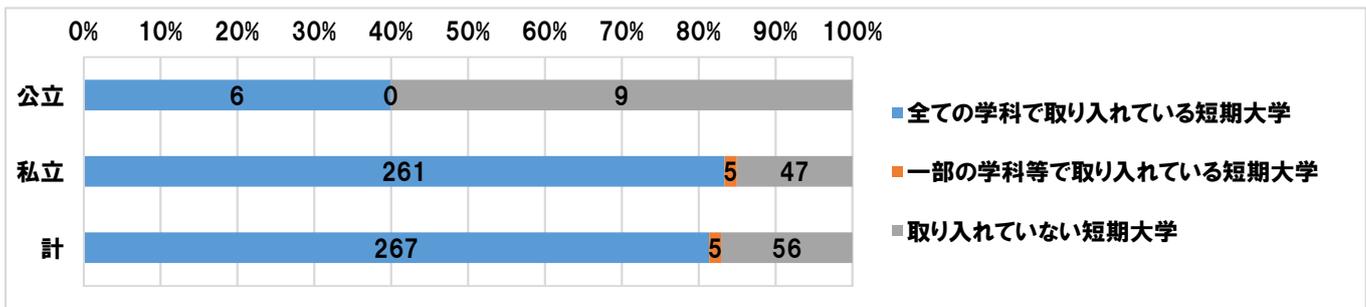
<成績評価の状況>

全ての授業科目の成績評価基準をシラバスで明示している短期大学は318校(約97%(H25:約93%))である。また、「GPA制度」を導入している短期大学は272校(約83%(H25:約55%))であり、主に奨学金・授業料免除の基準や学修指導に活用されている一方、進級判定や卒業判定の基準、教員・授業科目間の成績評価の平準化への活用は少数である。

① シラバスにより、成績評価基準を示しているか



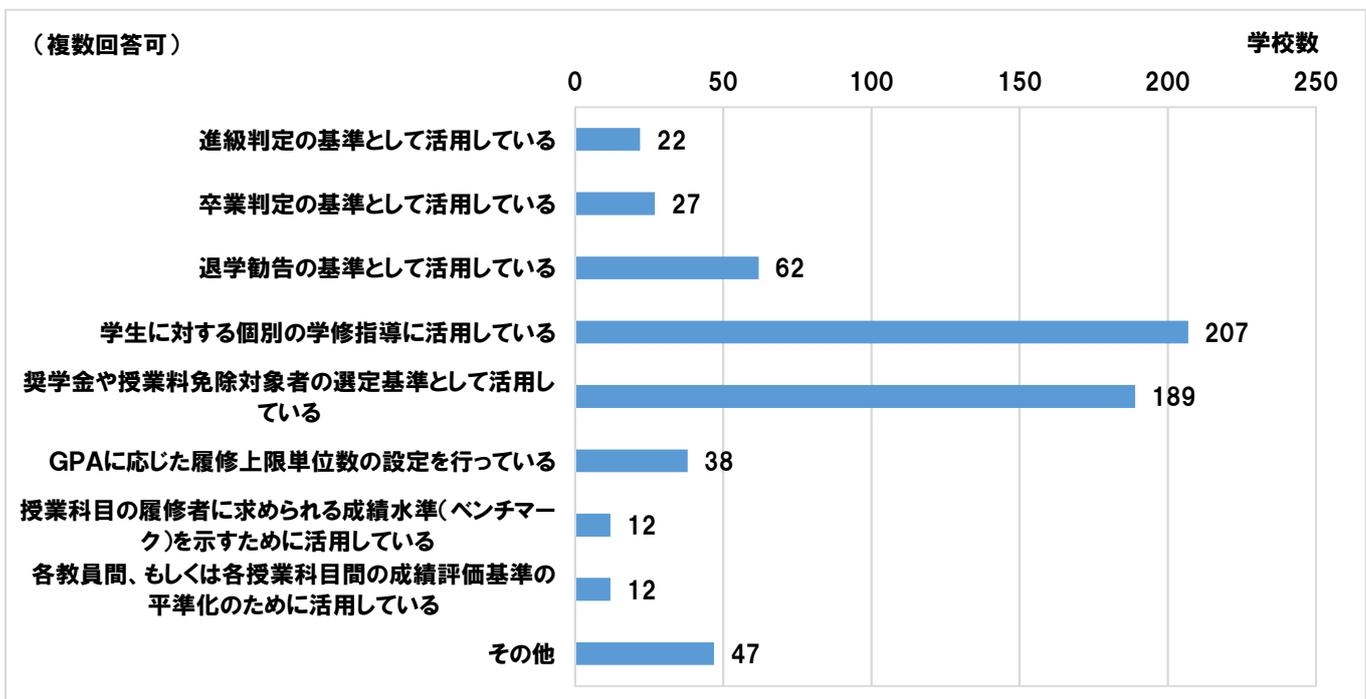
② 成績評価において、GPA(グレード・ポイント・アベレージ)制度を取り入れているか



◆GPA制度

授業科目ごとの成績評価を、例えば5段階（A、B、C、D、E）で評価し、それぞれに対して、4、3、2、1、0のように数値（グレード・ポイント：GP）を付与し、この単位あたりの平均（グレード・ポイント・アベレージ：GPA）を出して、その一定水準を卒業等の要件とする制度。

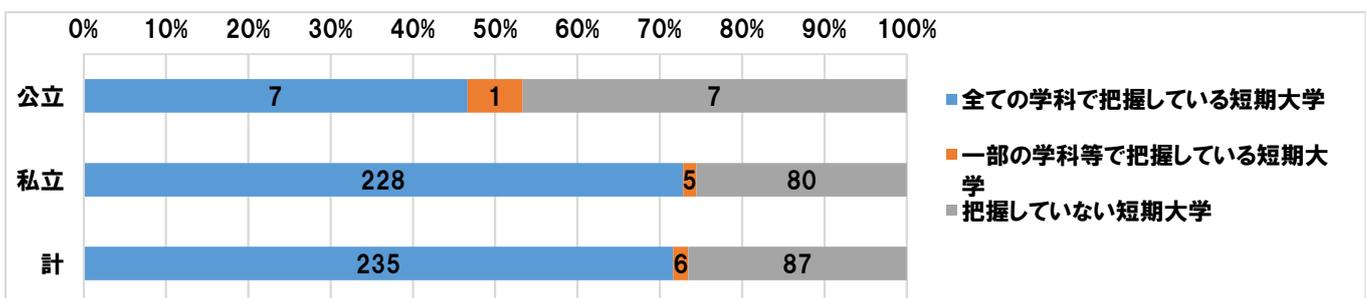
③ GPA制度を取り入れている場合、その具体的運用方法



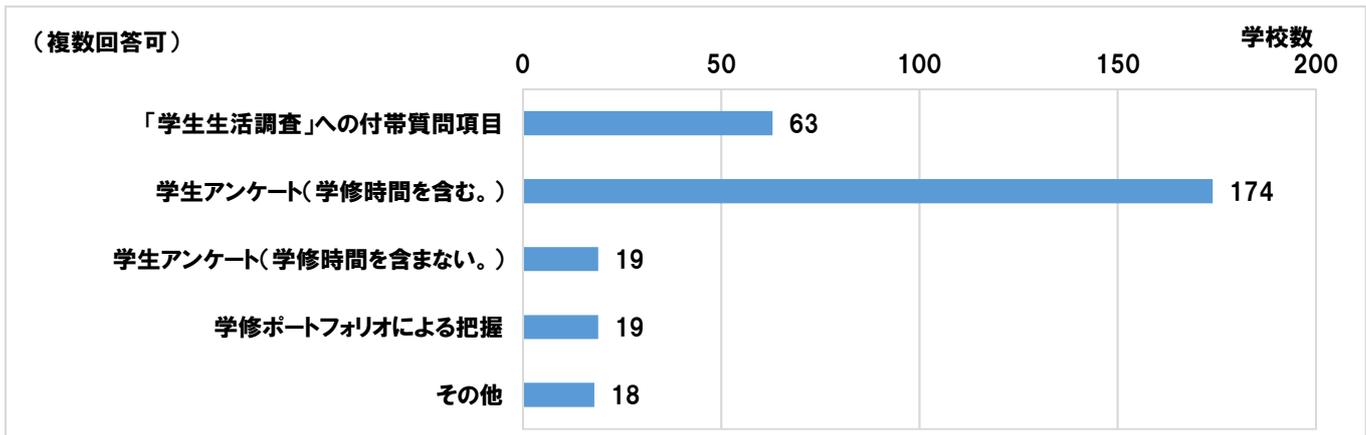
<学生の学修時間・学修行動の把握>

学生の学修時間・学修行動の把握を行っている短期大学は241校（約74%（H25:約53%））であり、学生アンケートにより把握している場合が最も多い。把握した情報については、教育課程や教育方法の改善に活用している場合が多い。

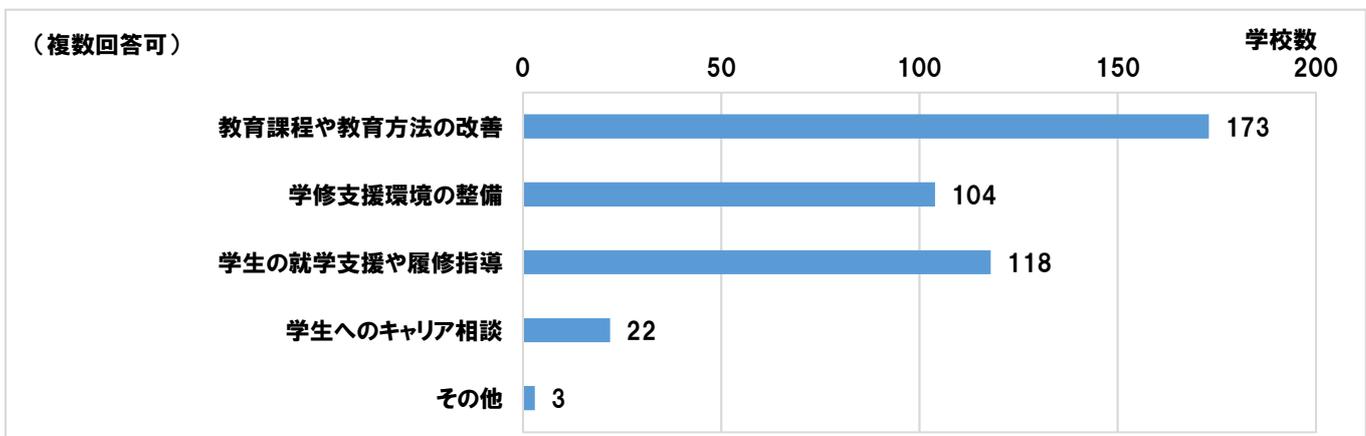
① 学生の学修時間や学修行動の把握の実施状況



② 学生の学修時間や学修行動を把握している場合、その把握方法



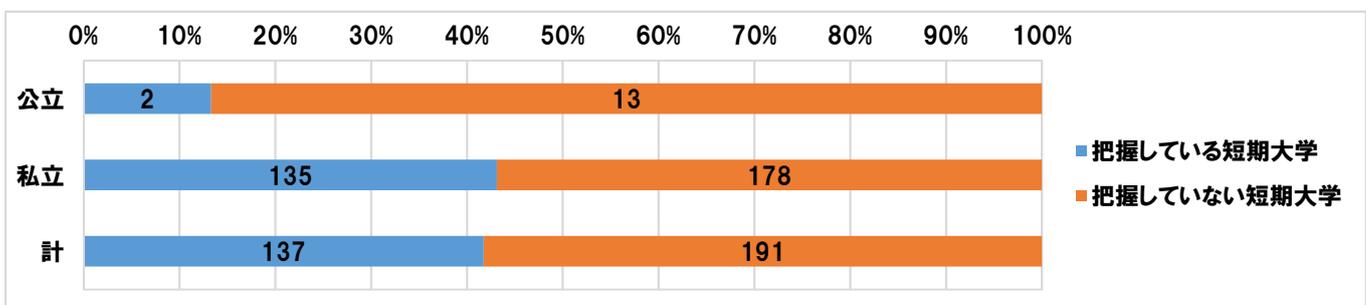
③ 学生の学修時間や学修行動を把握している場合、把握した情報の大学教育等の改善への活用方法



<学生の学修成果の把握>

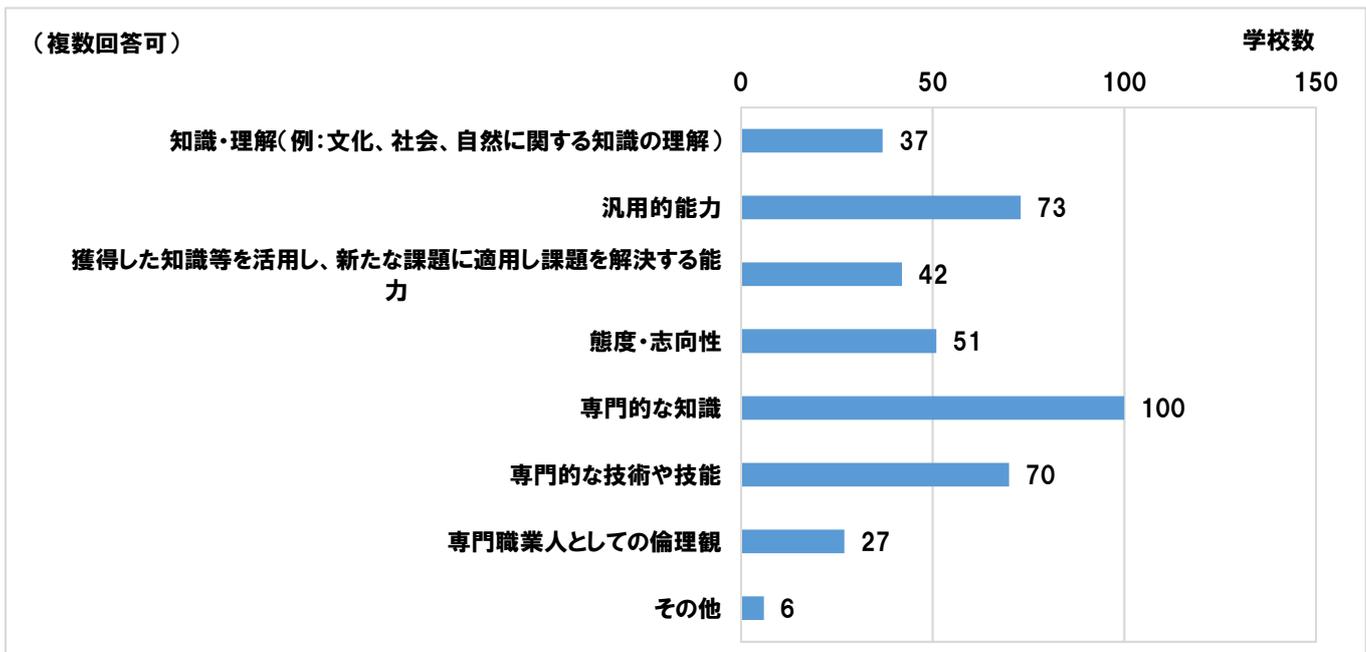
学生の学修成果の把握を行っている短期大学は137校（約42%（H25:約40%））であり、外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定（アセスメントテスト等）により把握している場合が最も多い。把握した情報については、教育課程や教育方法の改善に活用している場合が多い。

① 学生の学修成果の把握(※)状況

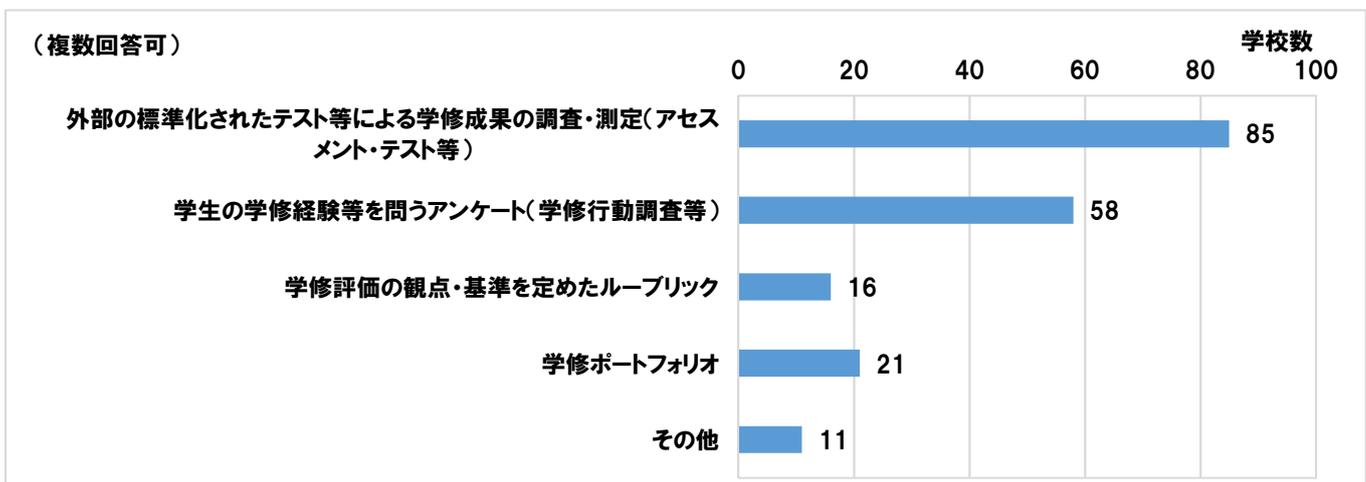


(※) ここでいう「学生の学修成果の把握」とは、単に大学として単位の認定や学位の授与を行う、あるいは卒業判定を行うということではなく、アセスメント・テスト等を用いることにより、客観的な測定方法で学生の学修成果の把握を行う場合が対象となる。

② 学生の学修成果の把握している場合、学修成果として調査・測定等を行っている事項

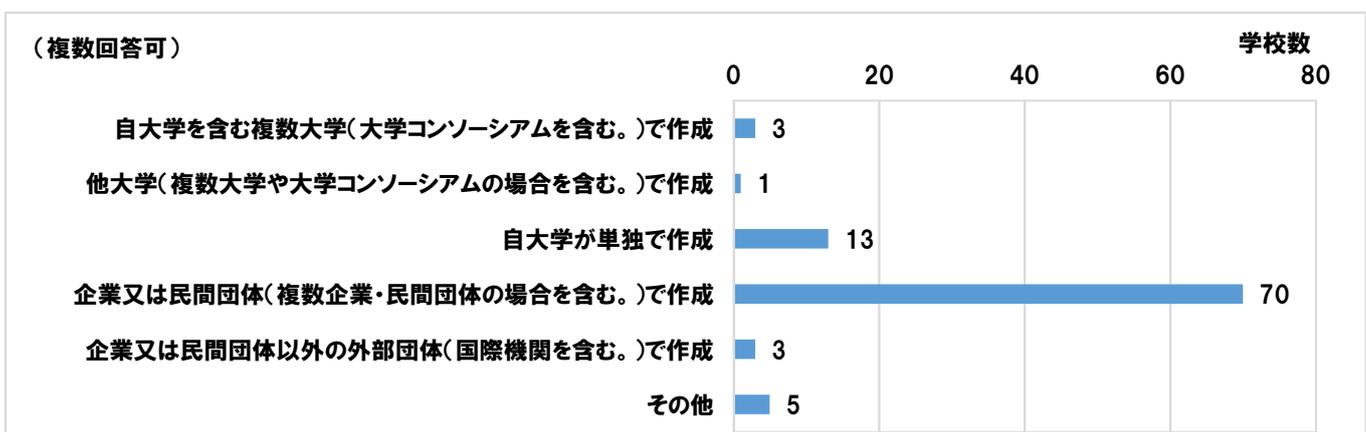


③ 学生の学修成果の把握している場合、その把握方法

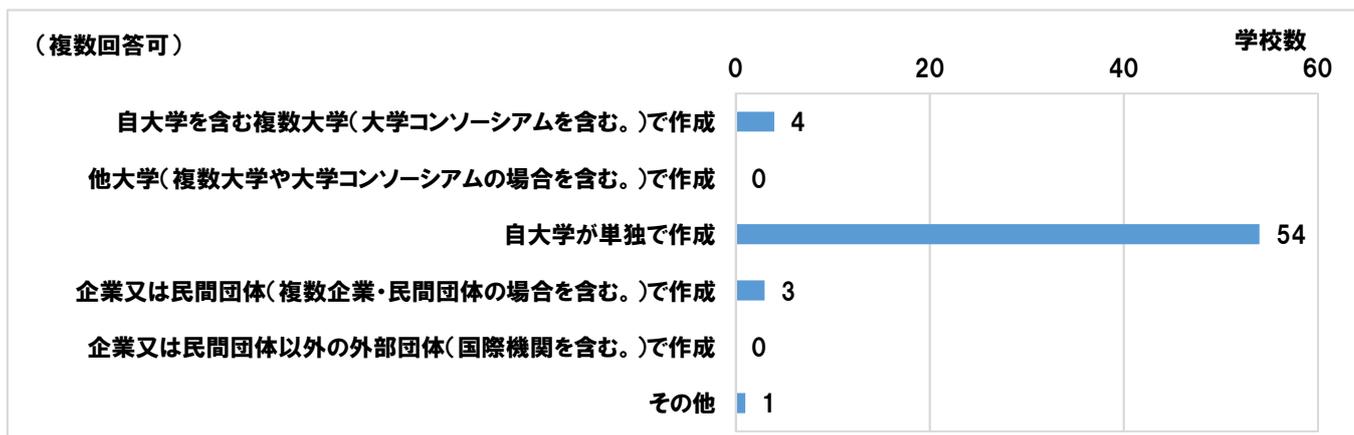


④ ③で「外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定(アセスメントテスト等)」又は「学生の学修経験等を問うアンケート調査(学修行動調査等)」を選択した場合、その作成主体

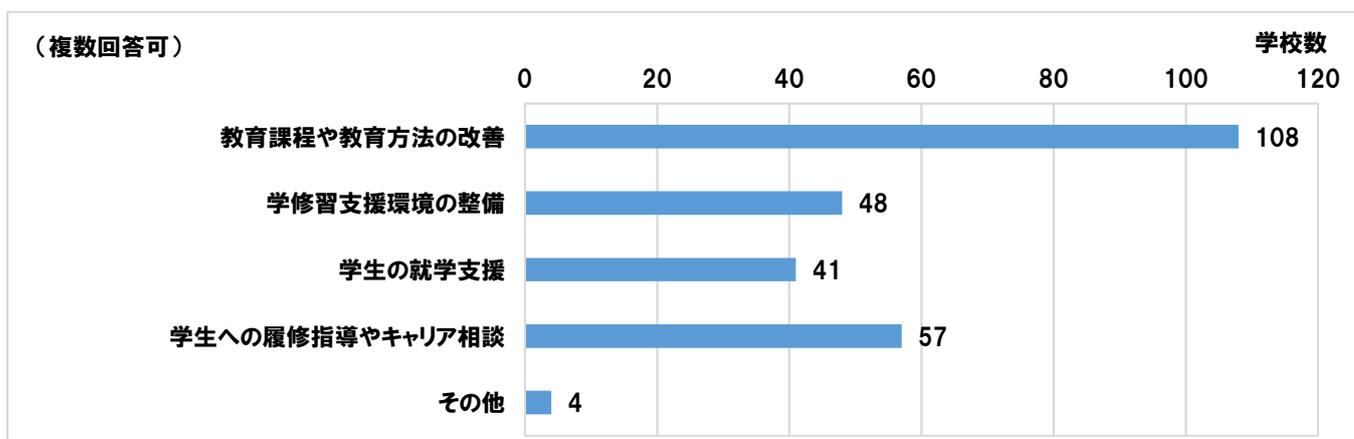
ア) 外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定(アセスメントテスト等)



イ) 学生の学修経験等を問うアンケート調査(学修行動調査等)



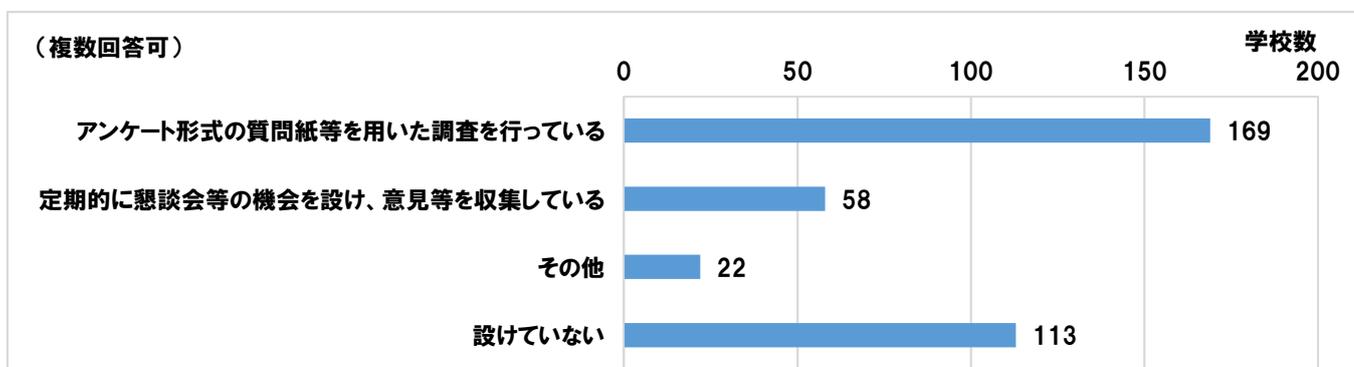
⑤ 学生の学修成果の把握している場合、把握した情報の大学教育等の改善への活用方法



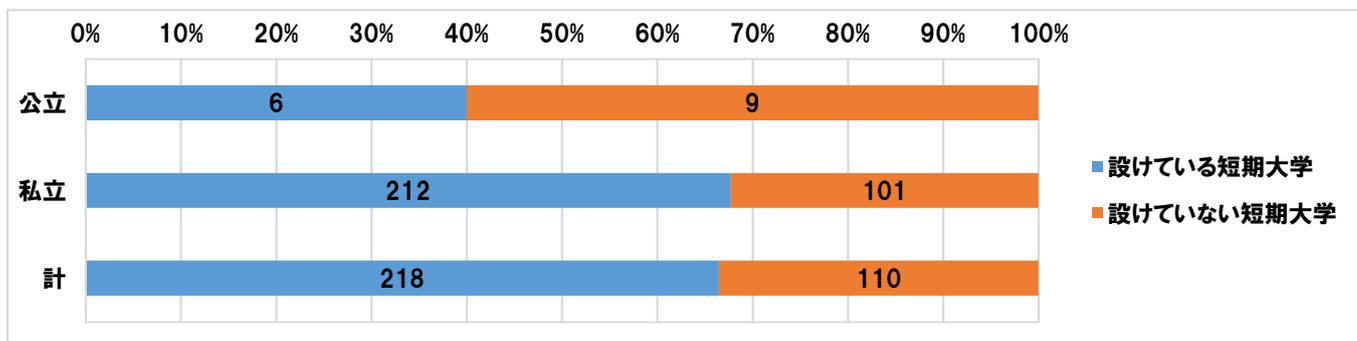
<卒業生調査等の状況>

教育研究活動を改善する等の観点から、卒業生からの意見を聞く機会を設けている短期大学は215校(約66%(H25:-))であり、調査方法としては、アンケート形式の質問紙等を用いた調査を行う短期大学が多い。また、就職先等の進路先から卒業生の評価を聞く機会を設けている短期大学は218校(約67%(H25:-))である。

① 卒業生からの意見を聞く機会を設けているか



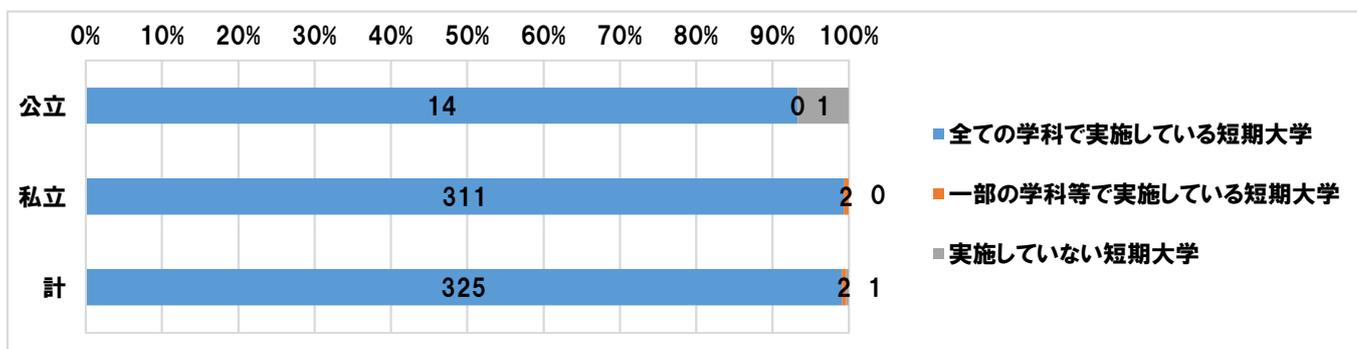
② 就職先等の進路先から卒業生の評価を聞く機会を設けているか



<学生による授業評価等の実施>

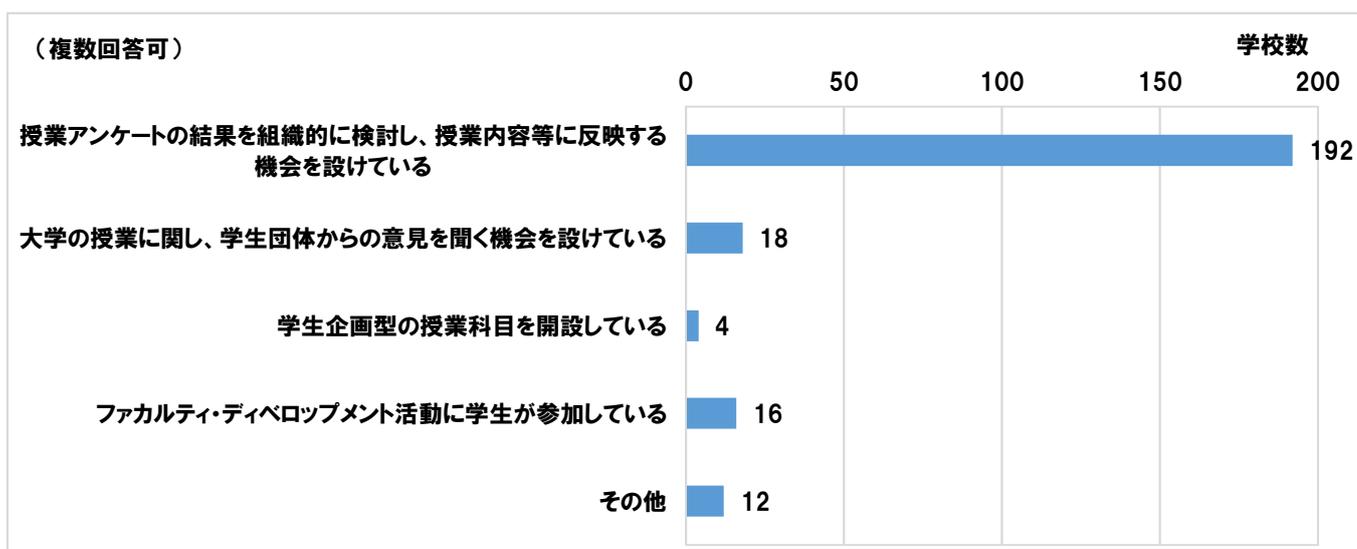
① 学生による授業評価の実施状況

学生による授業評価を実施している短期大学は327校（約99%（H25:約99%））である。



② 授業の運営に学生が参加する取組み

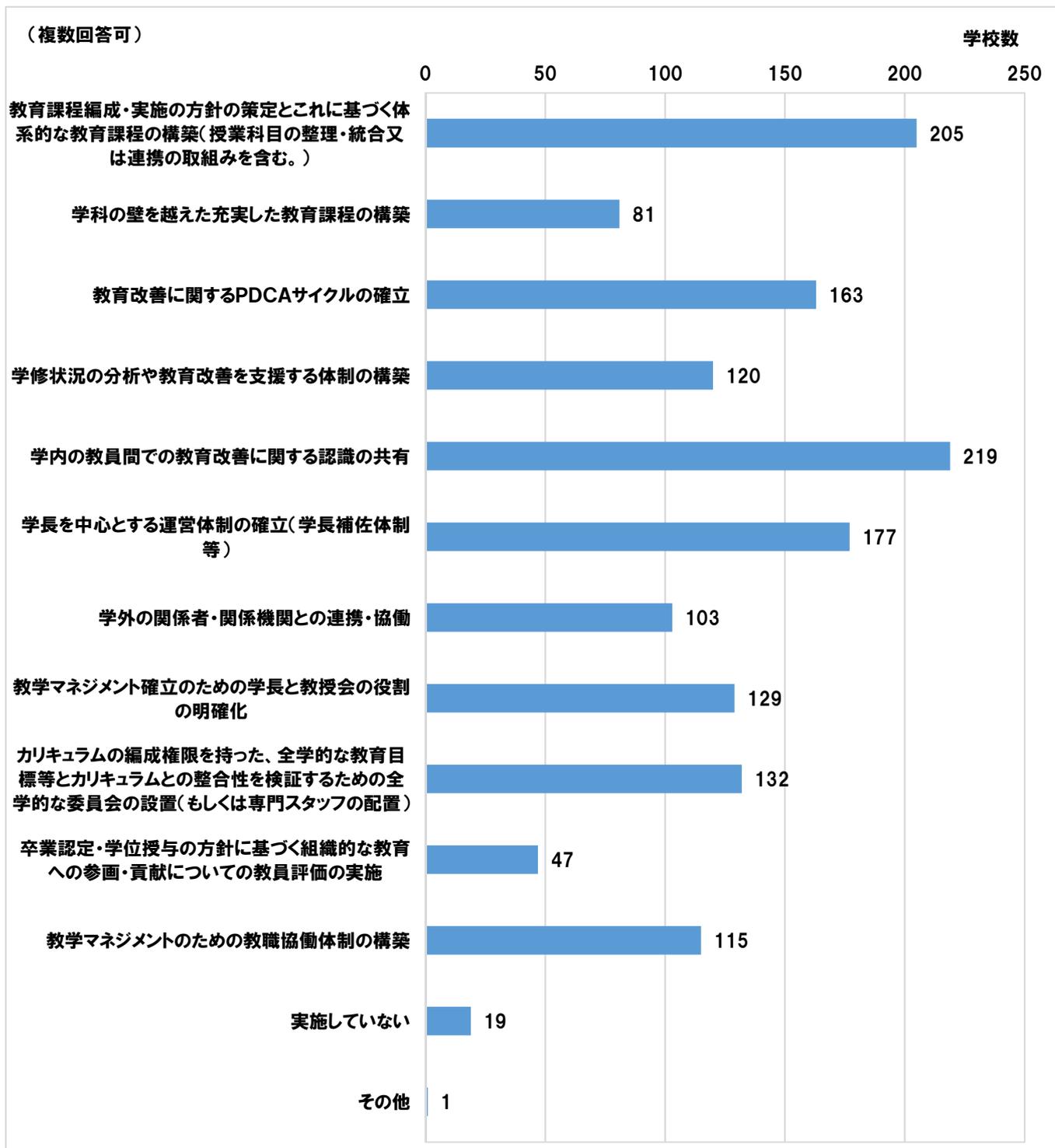
授業の運営に学生が参加する取組みとして、「授業アンケートの結果を組織的に検討し、授業内容等に反映する機会を設けている」短期大学が多い。



<教学マネジメントの実施>

教学マネジメントに関する取組みとしては、「学内の教員間での教育改善に関する認識の共有」を行っている短期大学が219校（約67%）と最も多く、次いで「教育課程編成・実施の方針の策定とこれに基づく体系的な教育課程の構築」を行う短期大学が205校（約63%）、「学長を中心とする運営体制の確立」を行う短期大学が177校（約54%）である。

○ 教学マネジメントに関する取組み



4. 開かれた大学づくり

<長期履修学生制度>

○ 長期履修学生制度の導入状況

職業を有している等の事情により、修業年限を超えた一定の期間にわたって計画的に教育課程を履修して卒業する「長期履修学生制度」については、123校（約38%（H25:約33%））が導入し、平成28年度においては、計605人の学生を長期履修学生として受け入れている。



（単位：人）

	受入人数
公立	1
私立	604
計	605

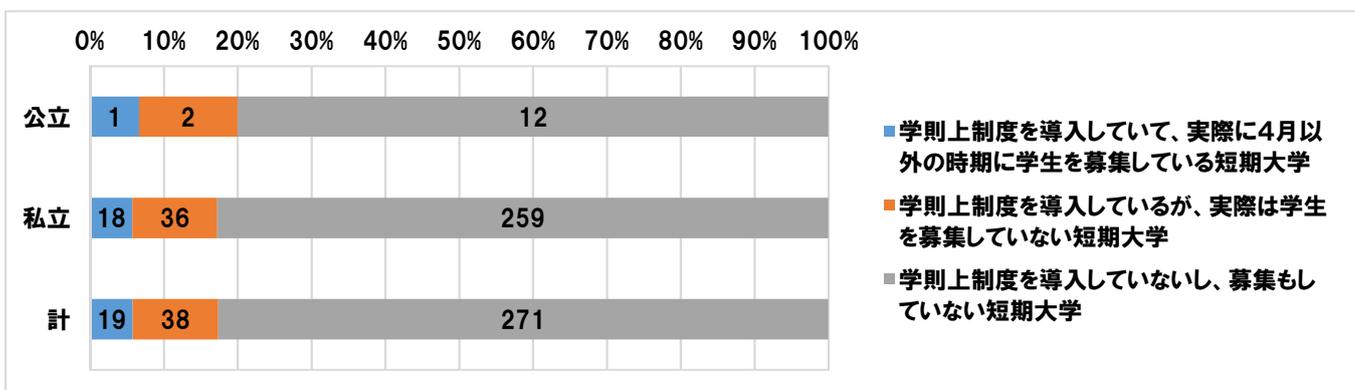
◆長期履修学生制度：

短期大学設置基準第16条の2に基づき、学生個人が職業等を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業させる制度のこと。

<入学時期の弾力化>

○ 4月以外の時期の入学者を受け入れる制度の導入状況

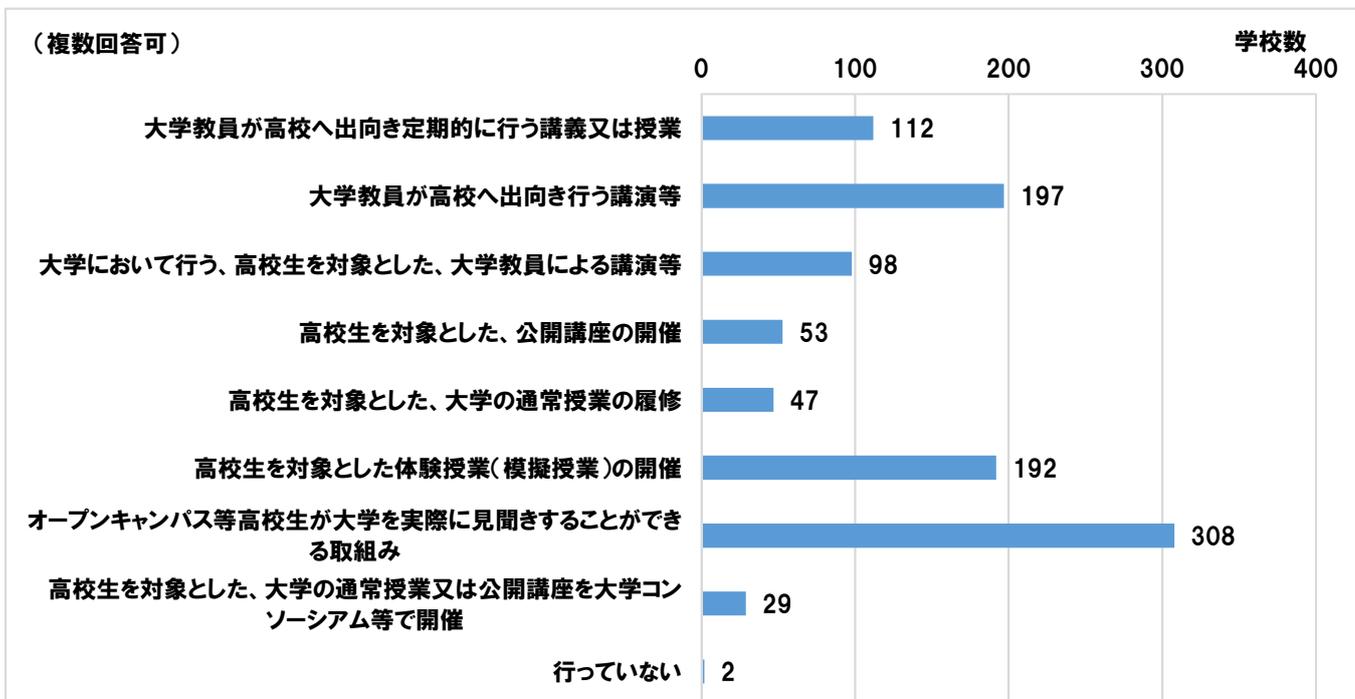
学則上4月以外の時期に入学者を受け入れる制度を導入し、実際に4月以外の時期に学生を募集している短期大学は19校（約6%（H25:約5%））である。



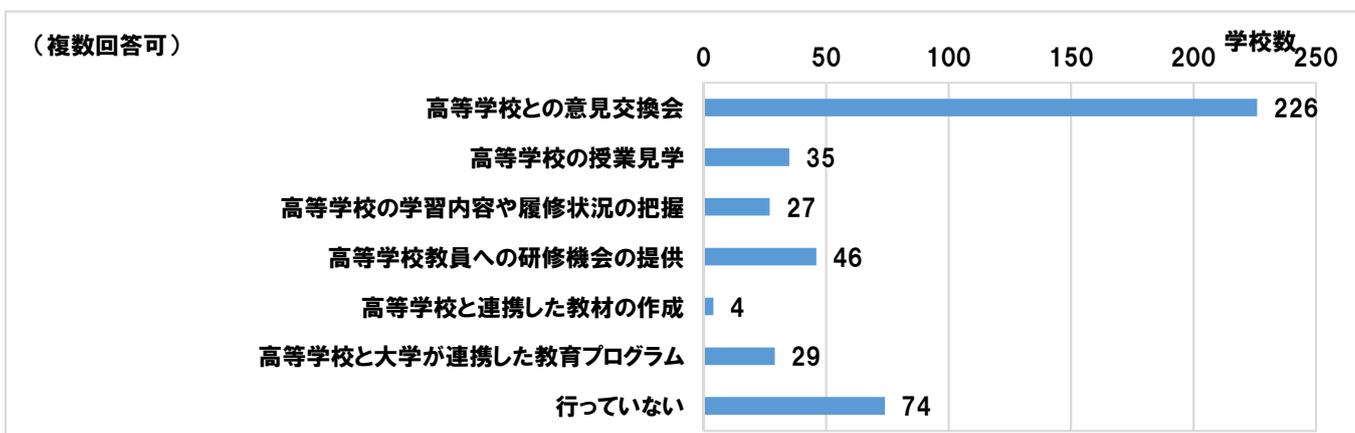
<高大連携の状況>

① 高校生が大学教育に触れる機会の提供

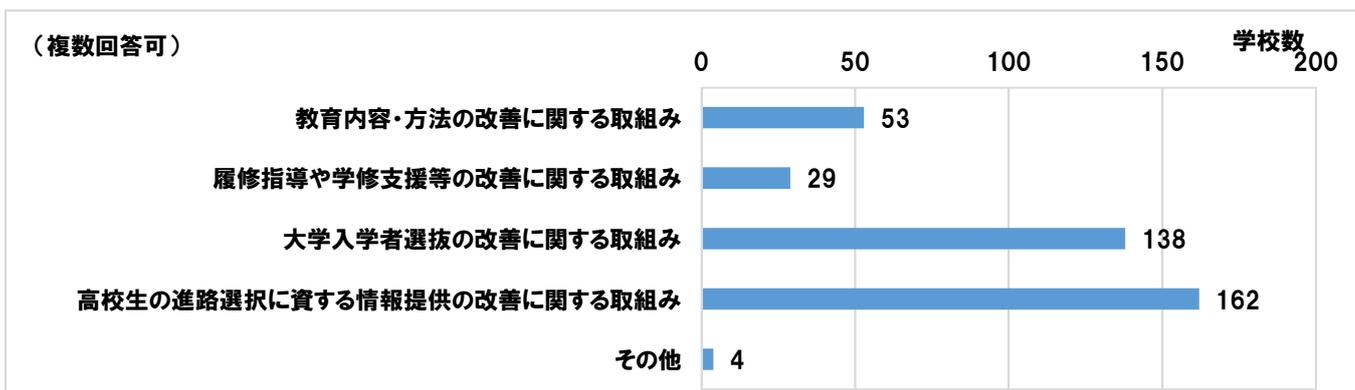
高校生が大学教育に触れる機会として短期大学が行っている取組みとしては、「オープンキャンパス等」を行う短期大学が308校（約94%）と最も多く、次いで「大学教員が高校へ出向き行う講演等」を行う短期大学が197校（約60%）、「高校生を対象とした体験授業（模擬授業）の開催」を行う短期大学が192校（約59%）である。また、高校関係者との連携の取組みとしては、「高等学校との意見交換会」を行っている短期大学が226校（約69%）と最も多い。



② 高校生の進路選択や大学入学者選抜の実施等の円滑化等のための、高校関係者との連携の取組み



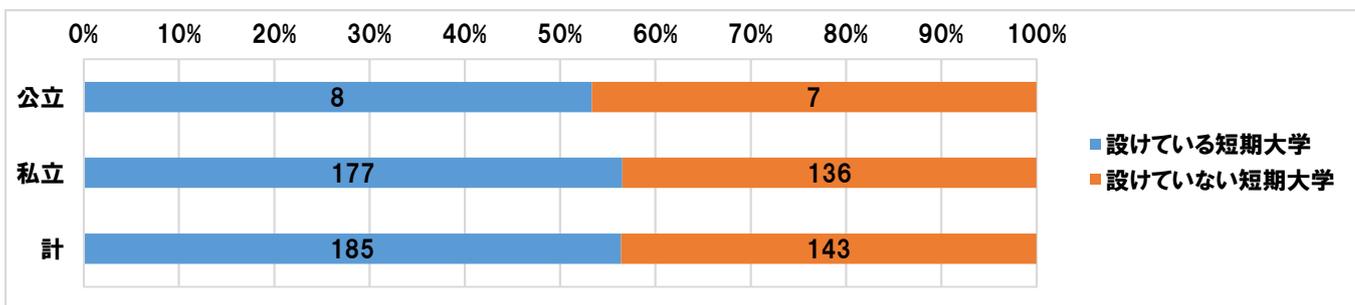
③ ②で「高等学校と意見交換会」を選択した場合、意見交換等の結果を踏まえた改善の取組状況



<大学以外の教育施設等における学修>

○ 大学以外の教育施設等における学修の単位認定制度

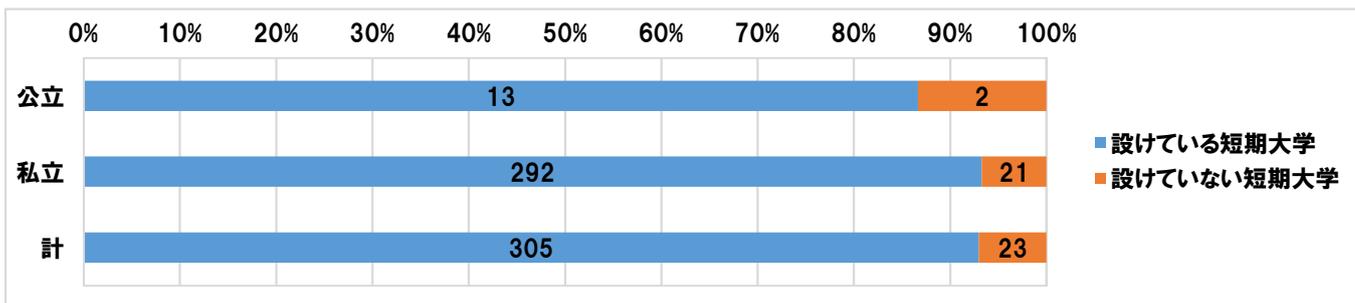
大学又は短期大学以外の教育施設等における学修の単位認定を行っている短期大学は185校（約56%（H25:約59%））である。



<入学前の既修得単位等の認定>

○ 入学前の既修得単位等の認定制度

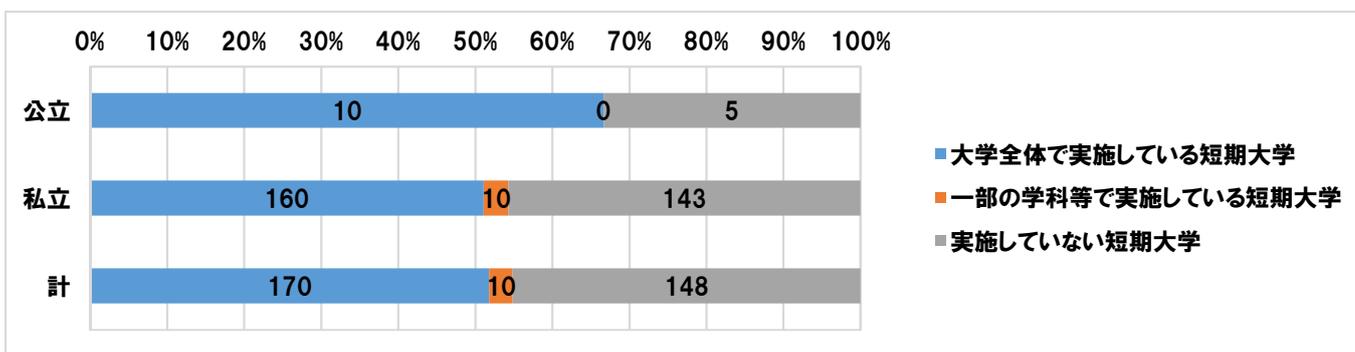
入学前の既修得単位等の認定を行っている短期大学は305校（約93%（H25:約92%））である。



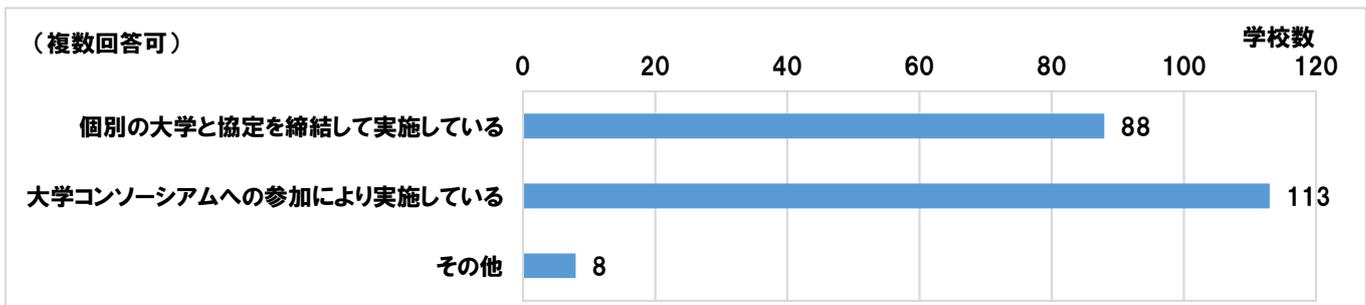
<国内の大学との単位互換制度>

国内の他大学との単位互換制度を実施している短期大学は180校（約55%（H25:約58%））であり、うち113校（約63%）が大学コンソーシアムへの参加により実施している。

① 国内の大学との単位互換制度の実施状況



② 国内の大学と単位互換制度を実施している場合、その実施方法



③ 国内の大学と単位互換制度を実施している場合の実施状況

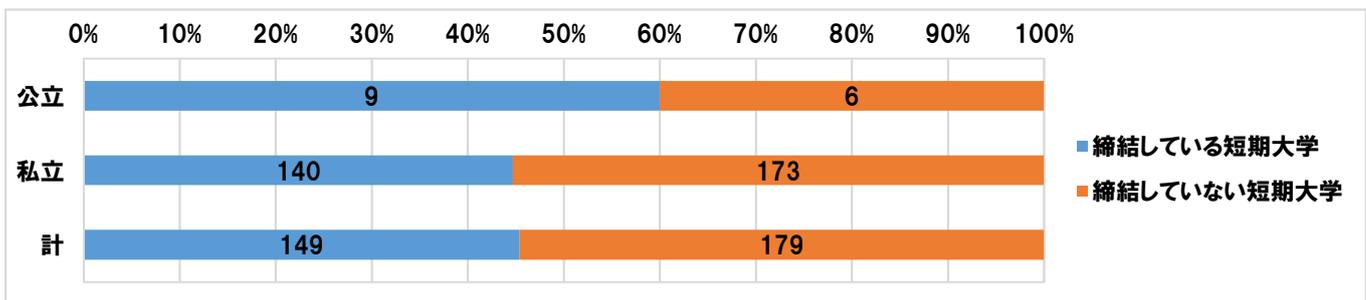
(単位:人)

送り出した学生数	受け入れた学生数
1,625	1,974

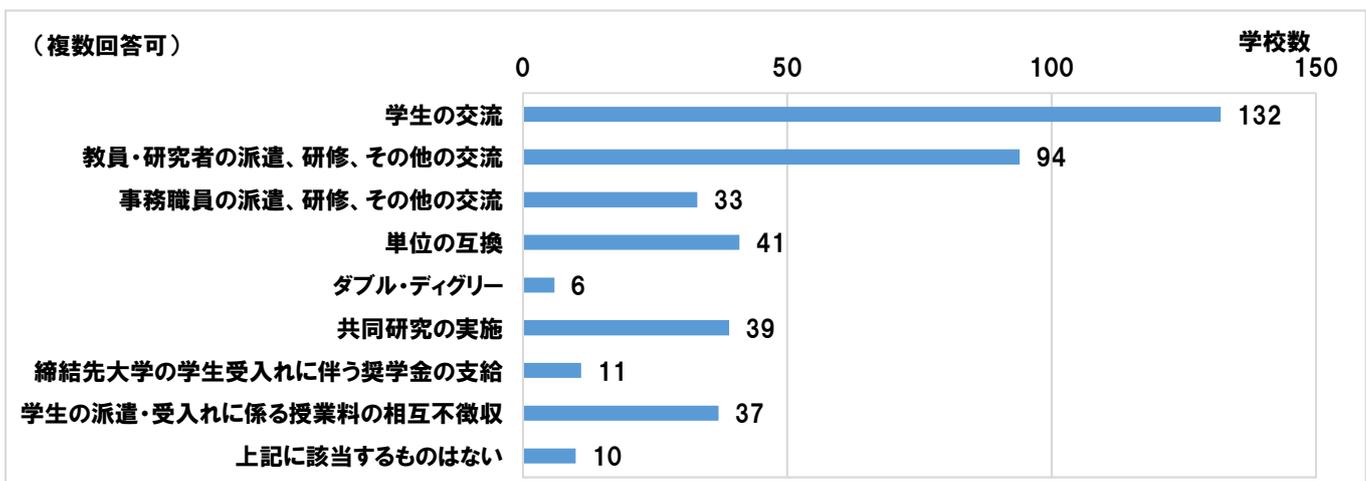
<海外の大学との大学間交流>

海外の大学と大学間交流協定を締結している短期大学は149校（約45%（H25:約39%））であり、うち41校（約28%）において協定の内容に単位互換を含んでいる。

① 海外の大学との大学間交流協定の締結状況



② 海外の大学と大学間交流協定を締結している場合、次の内容を含む協定の有無



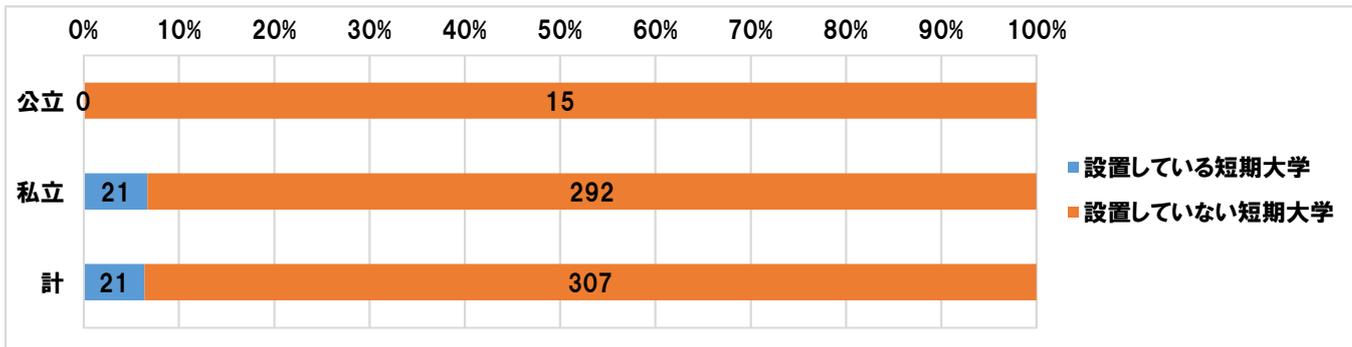
◆ダブル・ディグリー：

この調査における「ダブル・ディグリー」とは、我が国と外国の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、また、教育課程を共同で編成・実施し、単位互換を活用することにより、双方の大学がそれぞれ学位を授与する形態を指す。

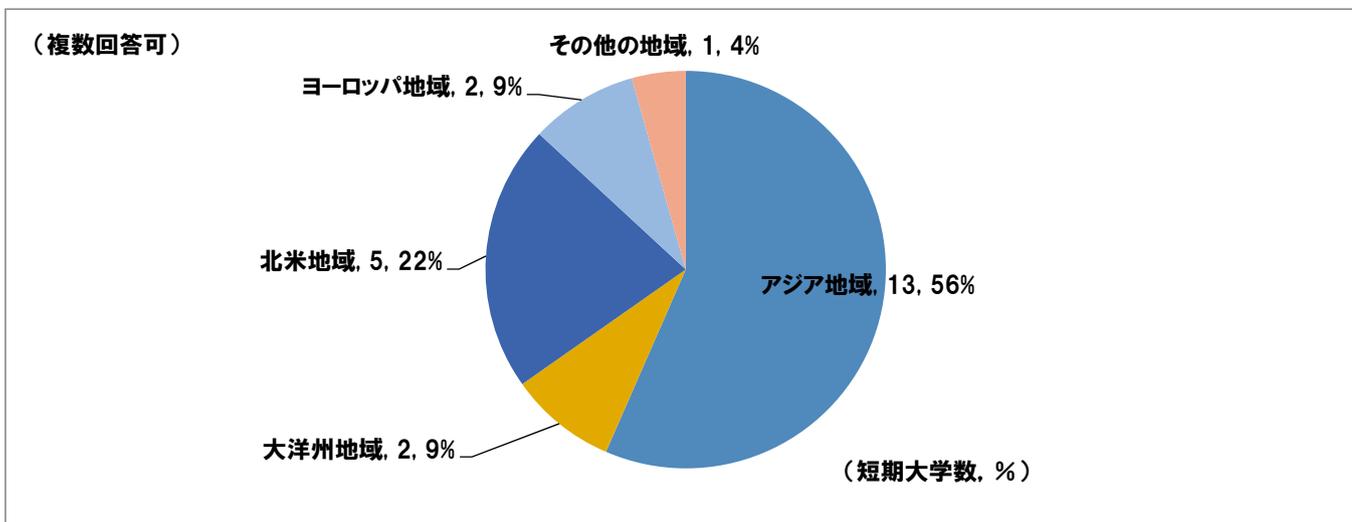
<海外における活動拠点>

海外における活動拠点を設置している短期大学は21校（約6%（H25:約5%））であり、うち13校がアジア地域に拠点を設置している。

① 海外における活動拠点の設置



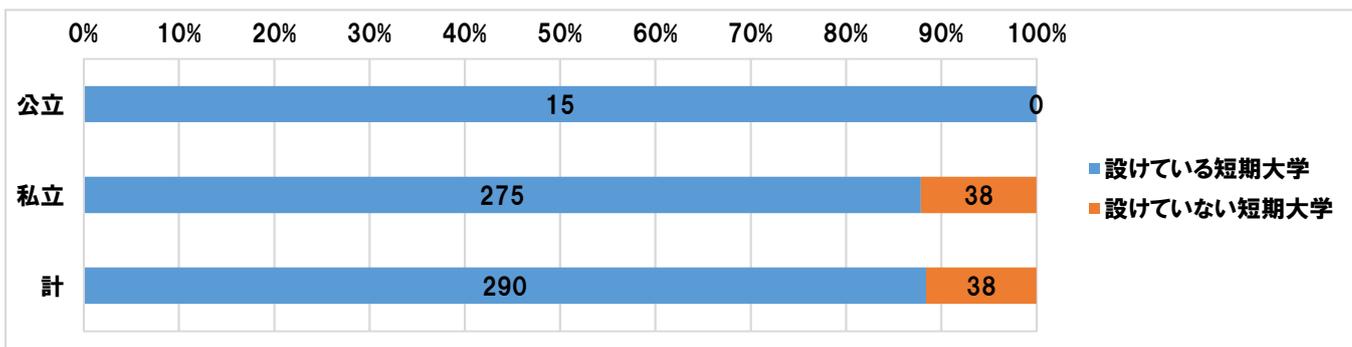
② 海外における活動拠点を設置している場合、拠点を設置している地域



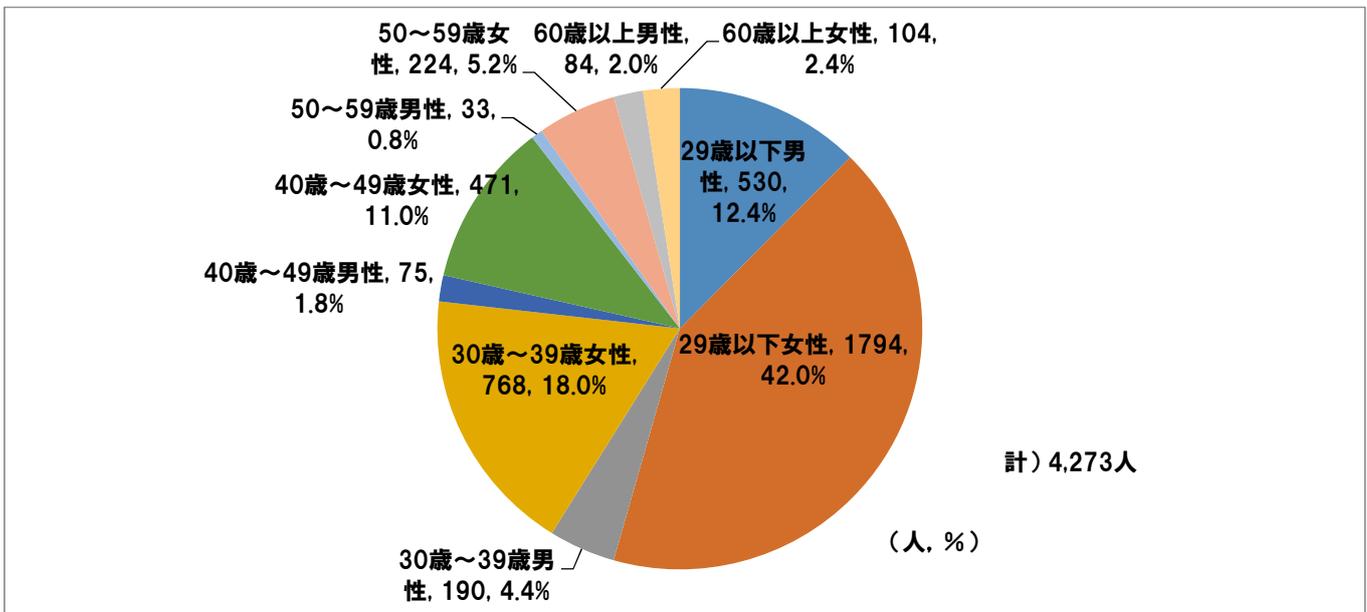
<社会人学生の受入れ>

社会人特別選抜制度を設けている短期大学は290校（約88%（H25:約91%））である。また、平成28年度に在籍している社会人学生のうち、29歳以下が約55%を占めている。

① 社会人特別選抜制度の設定状況



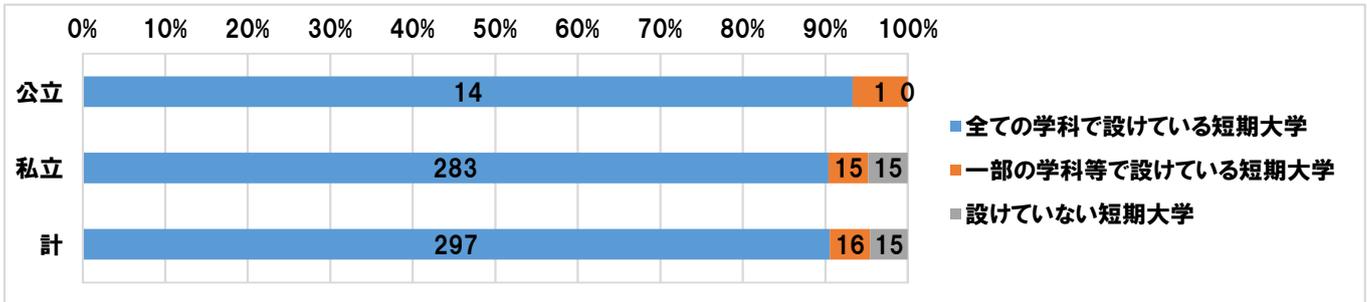
② 社会人学生の在学者の年齢別状況



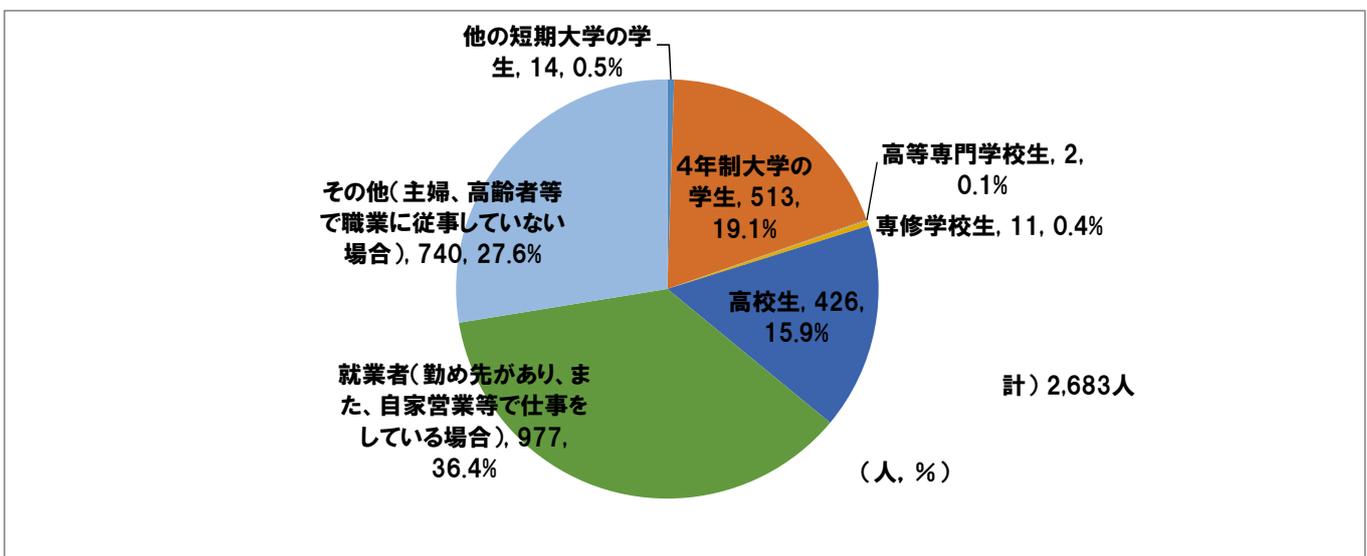
<科目等履修生の受入れ>

科目等履修生制度を設けている短期大学は313校（約95%（H25:約96%））であり、科目等履修生として就業者（勤め先があり、また、自家営業等で仕事をしている場合）の割合が最も高い。

① 科目等履修生の受入制度の設定状況



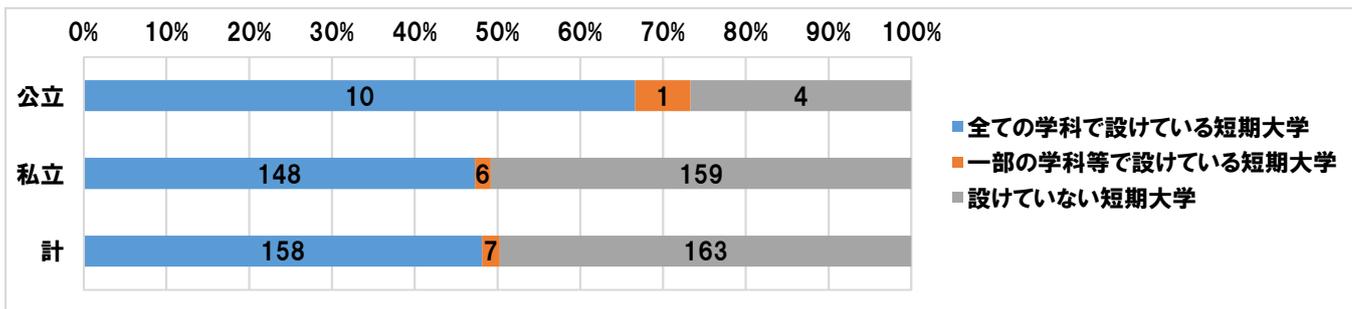
② 科目等履修生の受入制度を設けている場合、科目等履修生の属性別受入実績人数



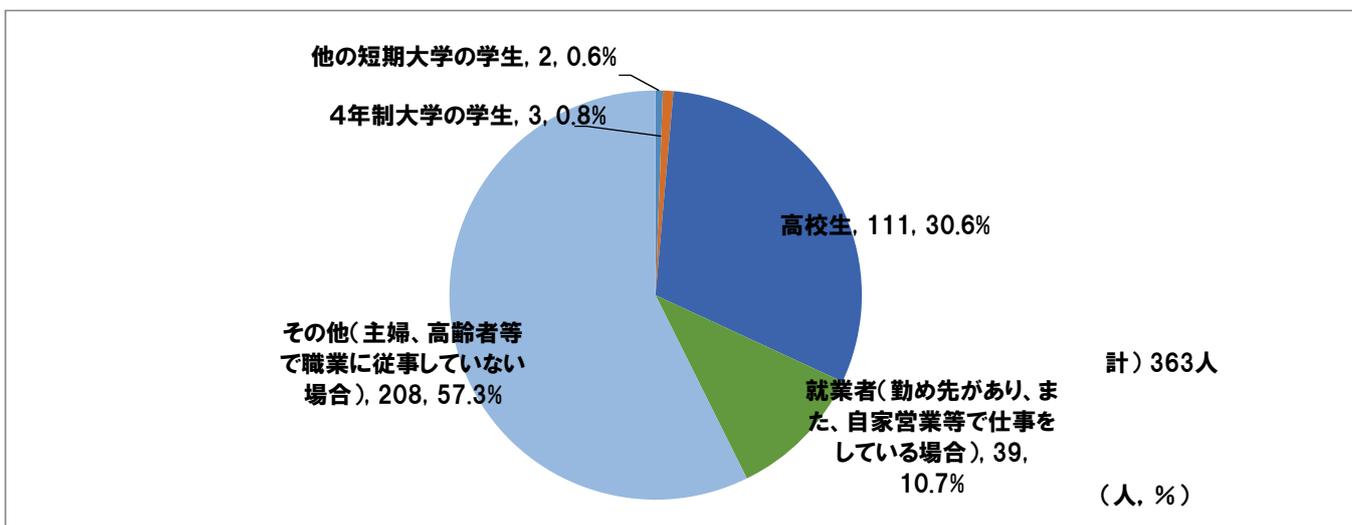
<聴講生の受入れ>

聴講生の受入制度を設けている短期大学は165校（約50%（H25:約50%））で、主婦、高齢者等の受入れが約57%を占めている。

① 聴講生の受入制度の設定状況



② 聴講生の受入制度を設けている場合、聴講生の属性別受入実績人数



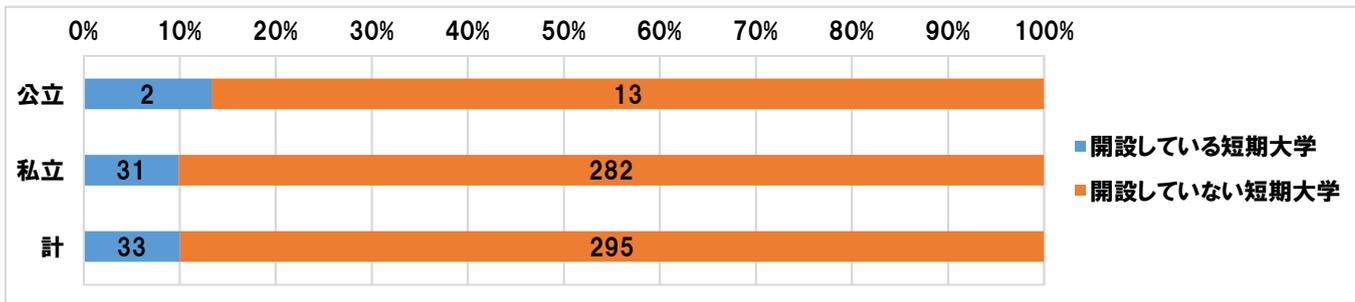
◆聴講生：

教育課程の全部の履修を目的とする正規の学生とは異なり、授業の一部を履修することを目的として、学則によって慣行的に認められてきたものであり（法令に直接の根拠はない）、その区分、履修内容等についても各大学の学則等により定められるが、科目等履修生のように履修した授業科目の単位認定は行われないものを指す。

<履修証明プログラムの実施>

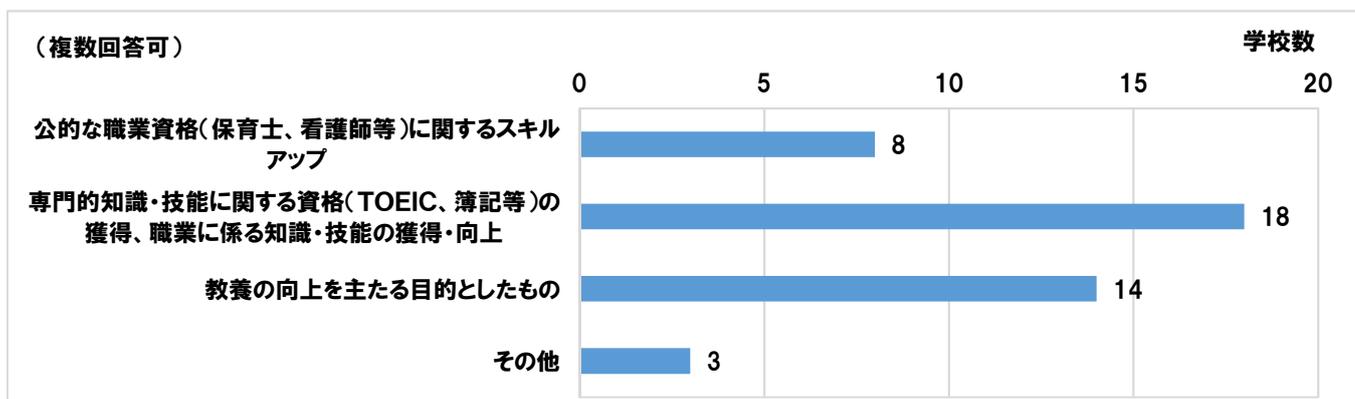
履修証明プログラムを開設している短期大学は33校（約10%（H25:約4%））で、平成28年度における受講者数は458人、証明書交付者数は124人である。

① 学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条に基づく履修証明プログラムの開設状況



② 履修証明プログラムを開設している場合の内容等

ア) プログラムの内容



イ) 受講者数

(単位:人)

	公立	私立	合計
受講者数	98	360	458

ウ) 証明書交付者数

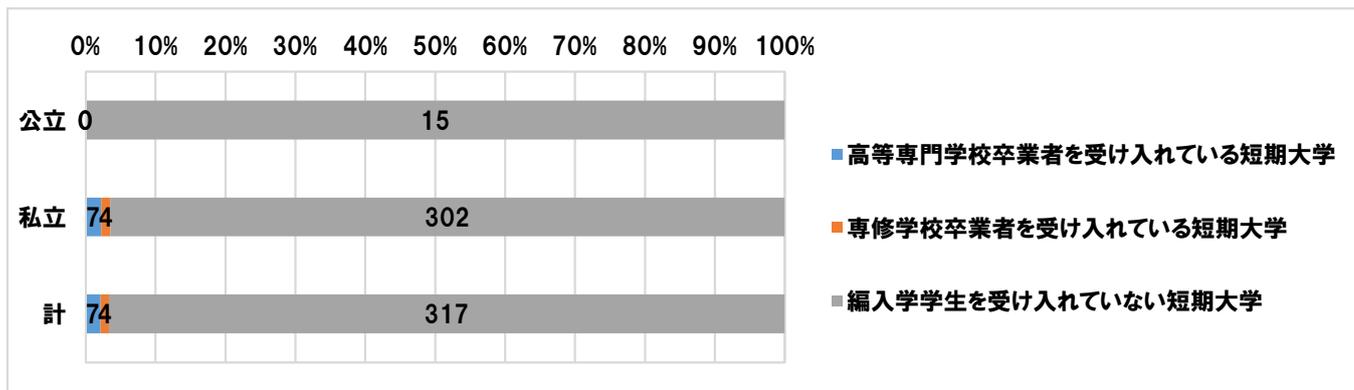
(単位:人)

	公立	私立	合計
交付人数	2	122	124

<編入学の受入れ>

編入学（※）学生を受け入れている短期大学は11校（約3%（H25:約6%））である。

○ 編入学学生の受入状況



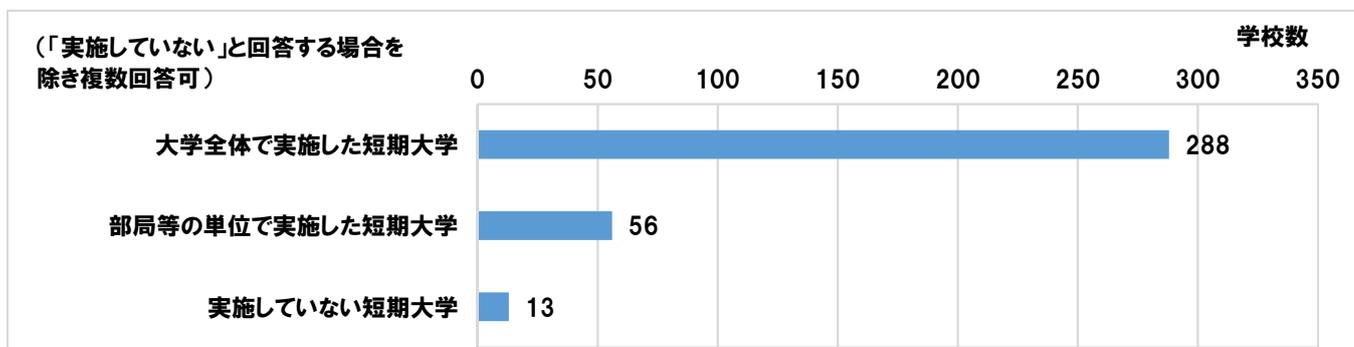
（※）「編入学」とは、学校を卒業した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく他の種類の学校に入学すること（途中年次への入学）と解されている。短期大学への編入学は、現在、高等専門学校を卒業した者及び専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを卒業した者について認められている。

5. 教職員の質向上等の取組状況

<スタッフ・ディベロップメント(SD)の実施>

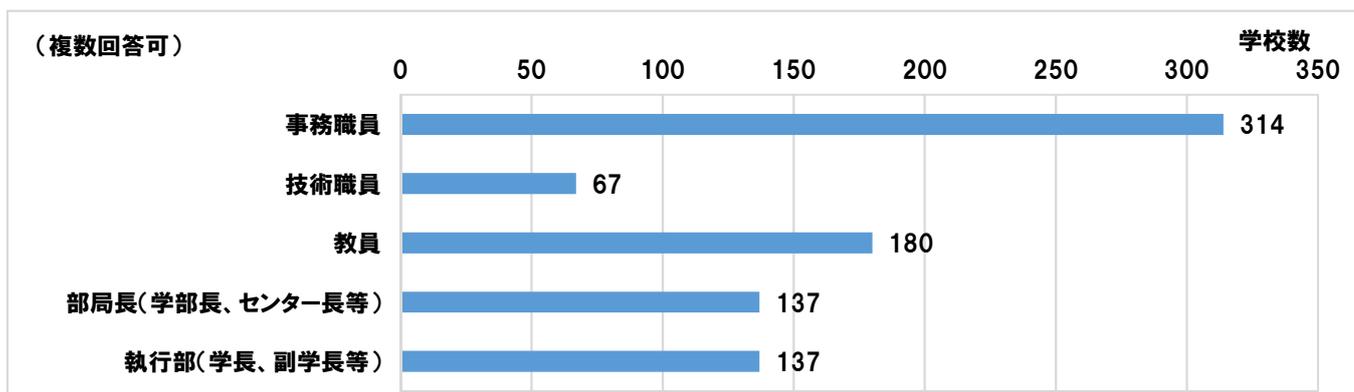
SDを実施した短期大学は315校（約96%（H25:約86%））であり、具体的内容として、「大学問題に関する基礎的な知識・理解等を深めることを目的とするもの」を実施した短期大学が231校（約70%）と最も多く、次いで「業務領域の知見の獲得を目的とするもの」を実施した短期大学が212校（約65%）、「教育支援を目的とするもの」を実施した短期大学が140校（約43%）である。

① SDの実施状況

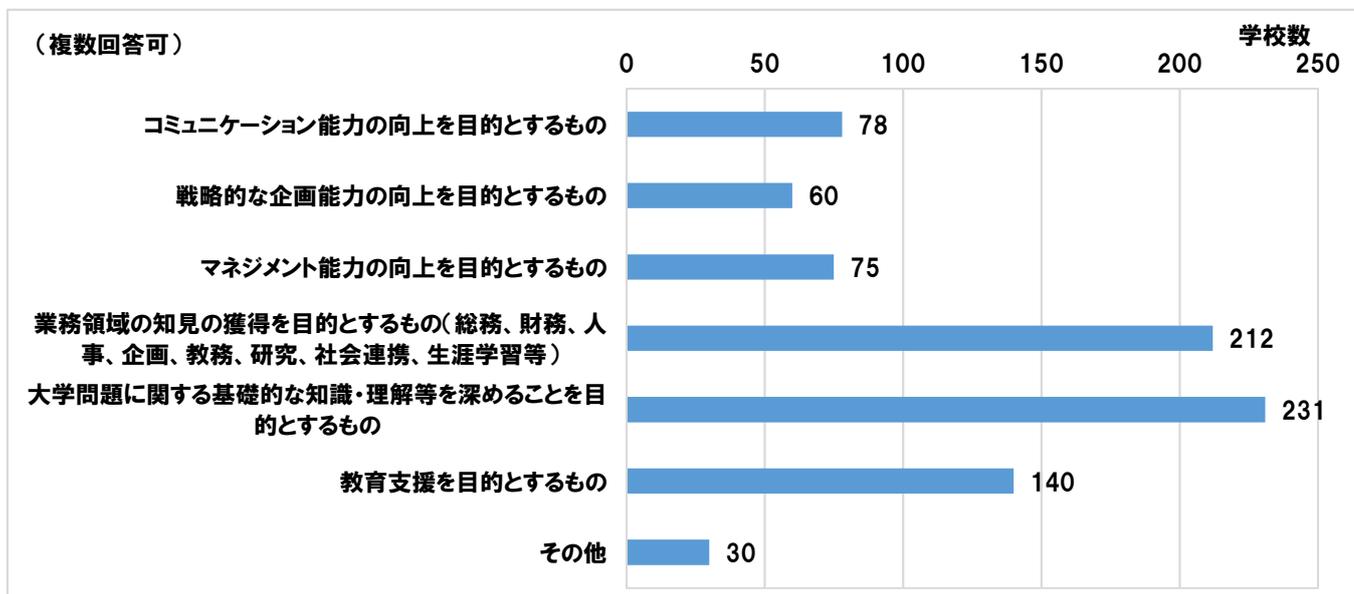


◆スタッフ・ディベロップメント：
大学等の管理に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修。

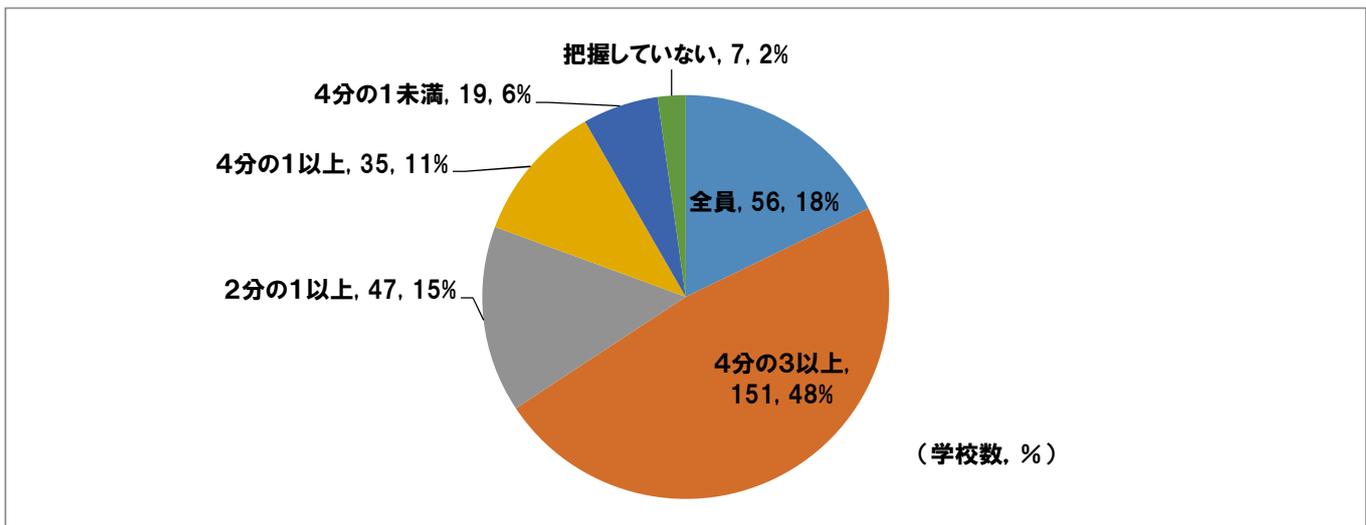
② SDを実施した場合、SDの対象者



③ SDを実施した場合、SDとして行った内容



④ SDを実施した場合、短期大学全体の専任職員のうちSDに参加した者のおおよその割合

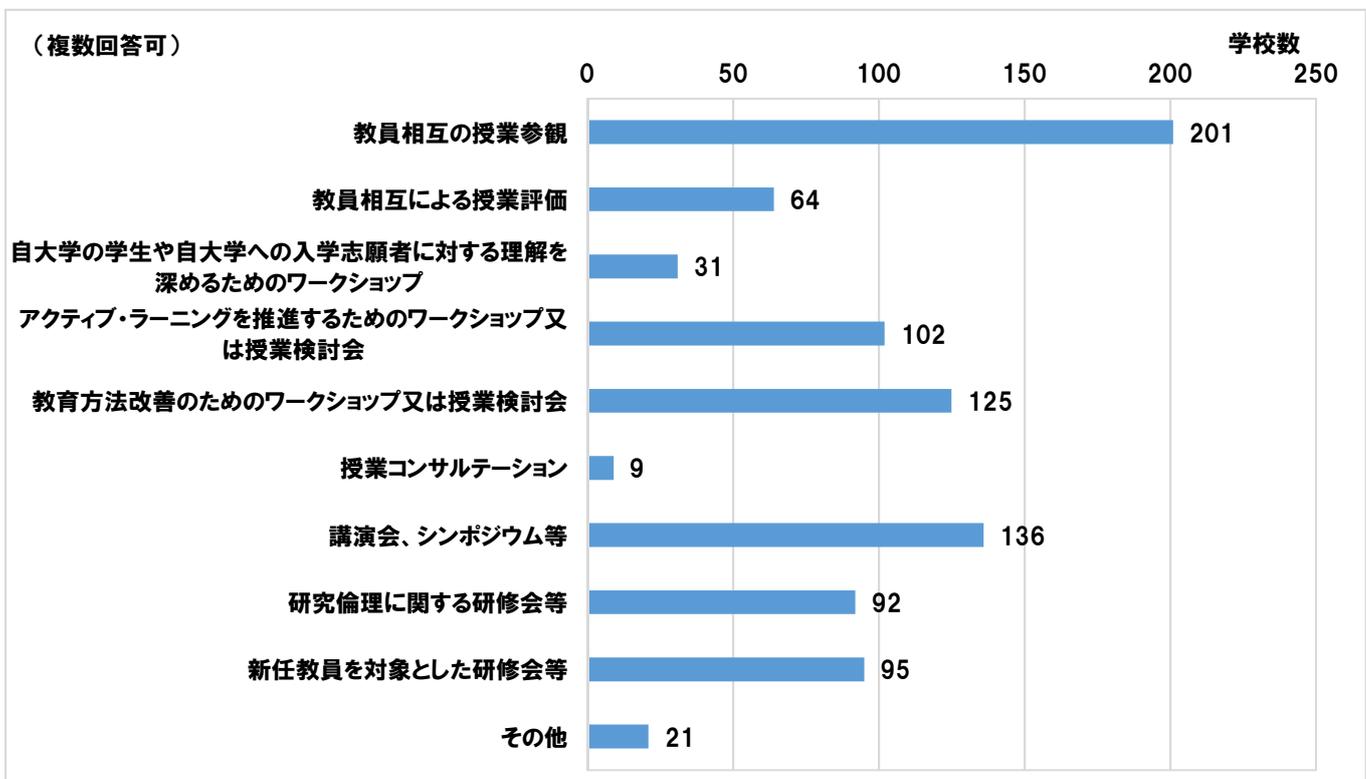


<ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施>

FD活動の具体的内容として「教員相互の授業参観」、「講演会、シンポジウム等」、「教育方法改善のためのワークショップ又は授業検討会」を実施している短期大学が多い。

また、FDに関するセンター等の組織を設置している短期大学は221校（約67%（H25:約67%））であり、「授業内容、方法の改善、向上」を目的としている短期大学が173校（約53%）と最も多い。

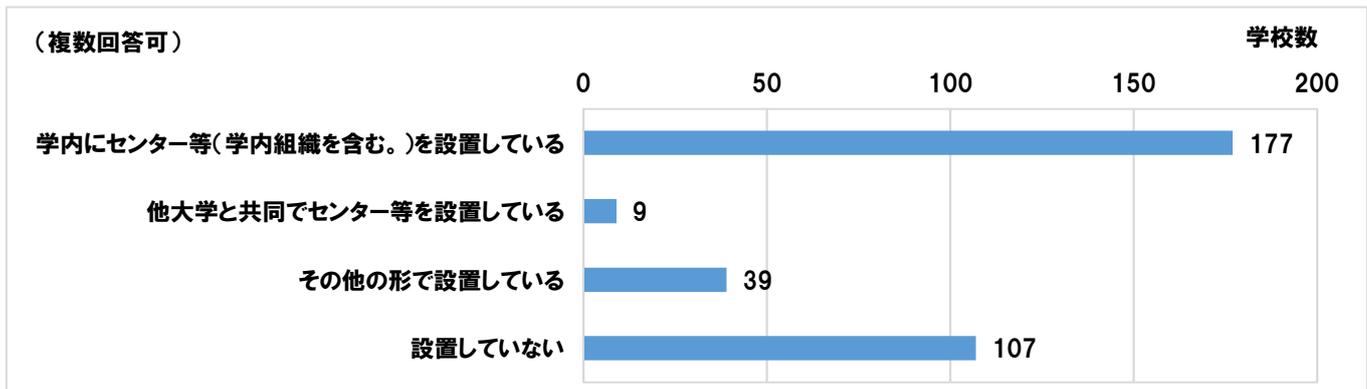
① FDの実施状況



◆ファカルティ・ディベロップメント：

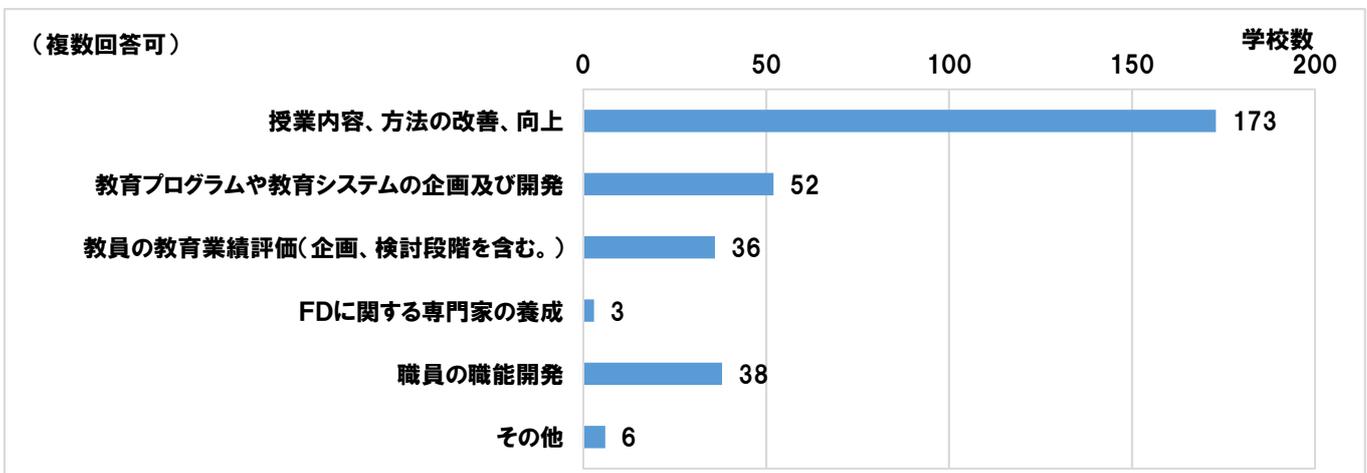
教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な研修又は研究の総称で、短期大学設置基準第11条の3において、大学における義務とされている。

② FDに関するセンター等の組織(※)の設置状況

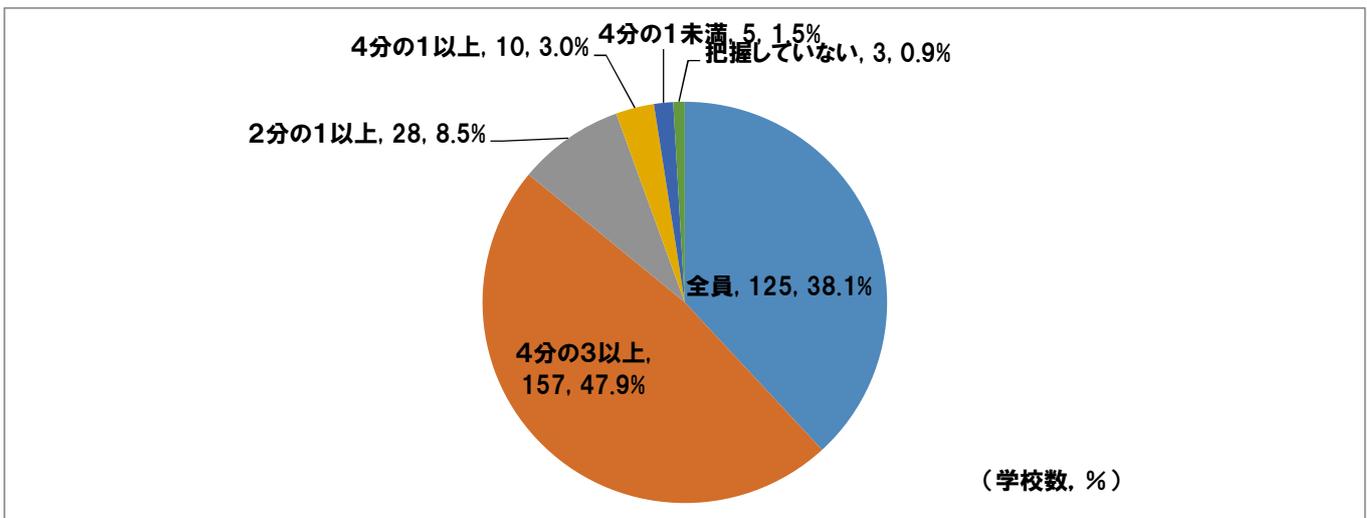


(※) 教育方法の研究開発、教員を対象とした研修、教授方法に係る個別相談等を行うために設置される組織のこと。

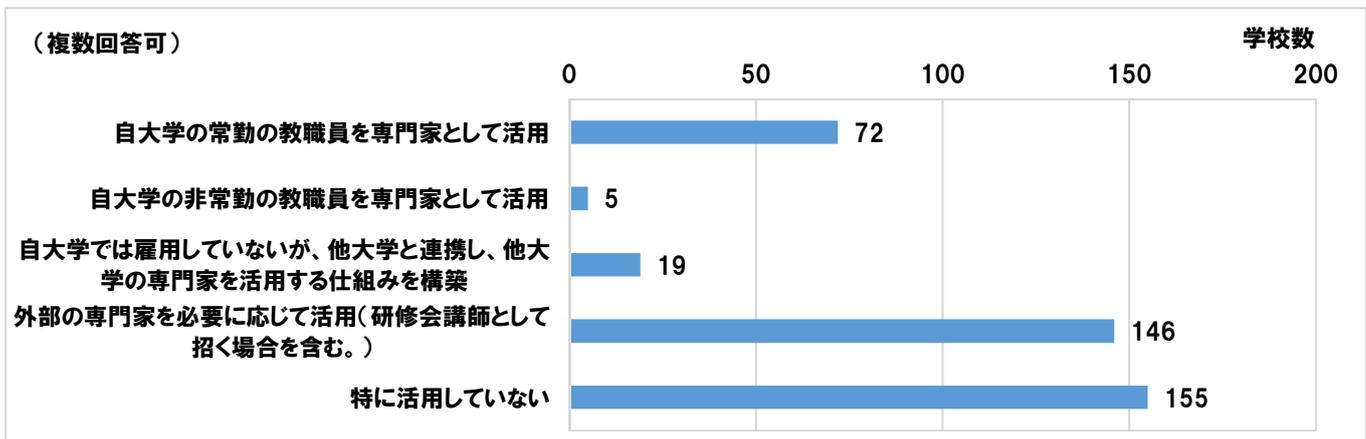
③ FDに関するセンター等の組織を学内に設置している場合、当該組織に求められる役割、機能



④ 短期大学全体の専任教員のうちFDに参加した者のおおよその割合



⑤ FDの実施に当たってのFDに関する専門家の活用状況



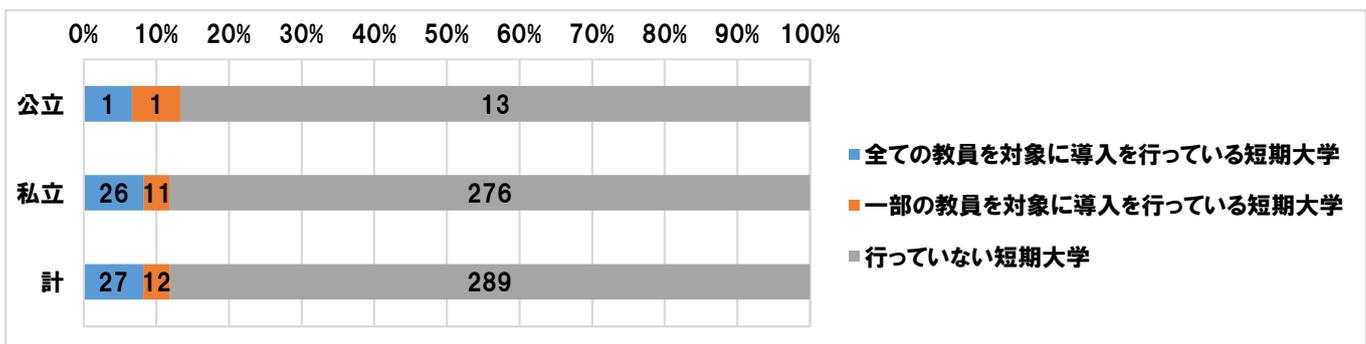
<教員の教育面における評価のための工夫等>

教員の教育面における業績評価や顕彰を行っている短期大学は185校(約56%(H25:約45%))であり、ティーチング・ポートフォリオを導入している短期大学は39校(約12%(H25:約11%))である。

① 教員の教育面における業績評価や顕彰の実施状況



② ティーチング・ポートフォリオの導入状況



◆ティーチング・ポートフォリオ：

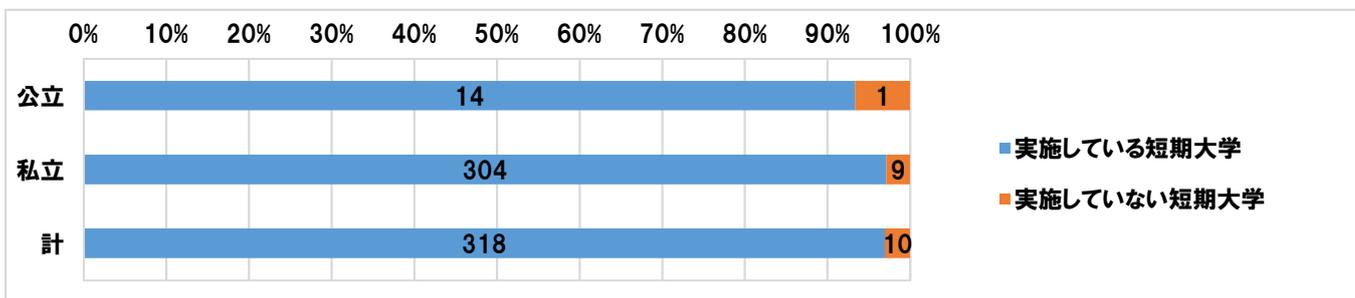
大学等の教員が自分の授業や指導において投じた教育努力の少なくとも一部を、目に見える形で自分及び第三者に伝えるために効率的・効果的に記録に残そうとする「教育業績ファイル」、もしくはその作成における技術や概念及び、場合によっては運動を意味するものとされています。ティーチング・ポートフォリオの導入により、①将来の授業の向上と改善、②証拠の提示による教育活動の正当な評価、③優れた熱心な指導の共有等の効果が認められるとされている。

なお、ここでいうティーチング・ポートフォリオには、教員の教育面の取組みだけでなく、研究や社会貢献の取組状況も含めて記録等をするものも含まれる。

<ハラスメントの防止>

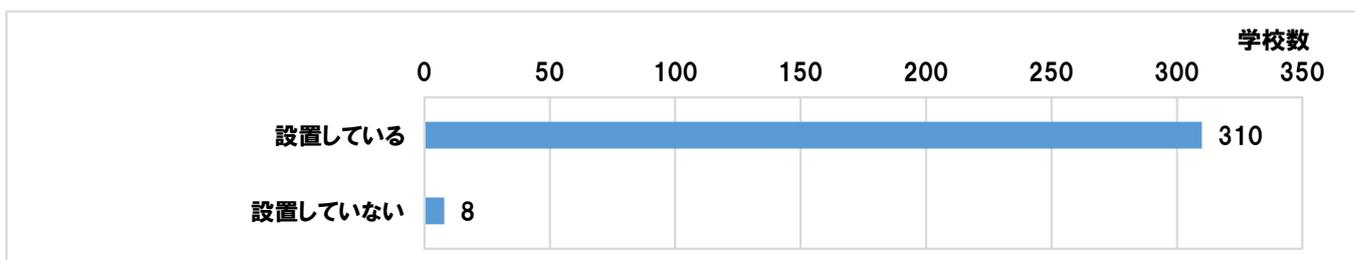
大学全体で学生・教職員を対象としたハラスメント防止の取組みを実施している短期大学は318校（約97%（H25:約97%））であり、学内全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置している短期大学は310校（約95%（H25:約96%））である。

① 大学全体における学生及び教職員を対象としたハラスメント(※)防止の取組状況

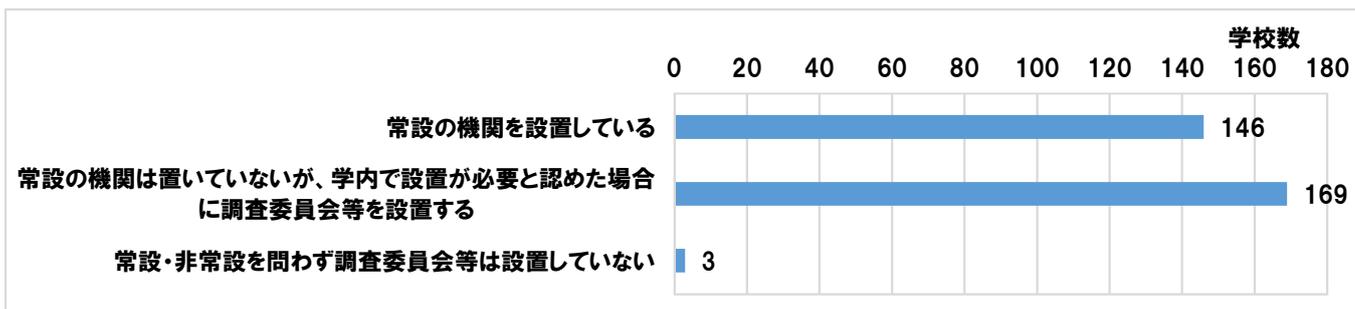


(※) ハラスメントは、例えば、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント、本邦外出身者に対する差別的言動や性的志向及び性自認を理由とする差別的扱い等が考えらる。

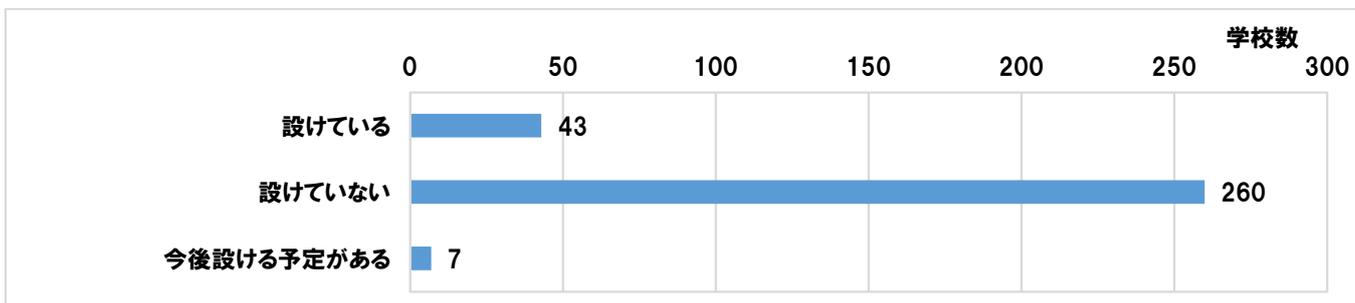
② 大学全体でハラスメント防止の取組みを実施している場合、学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口の設置状況



③ 大学全体でハラスメント防止の取組みを実施している場合、ハラスメントの防止のための全学的な調査・対策機関の設置状況



④ ②で「設置している」を選択した場合、学内の全ての学生及び教職員が相談できる学外の機関を活用した相談窓口の設置状況



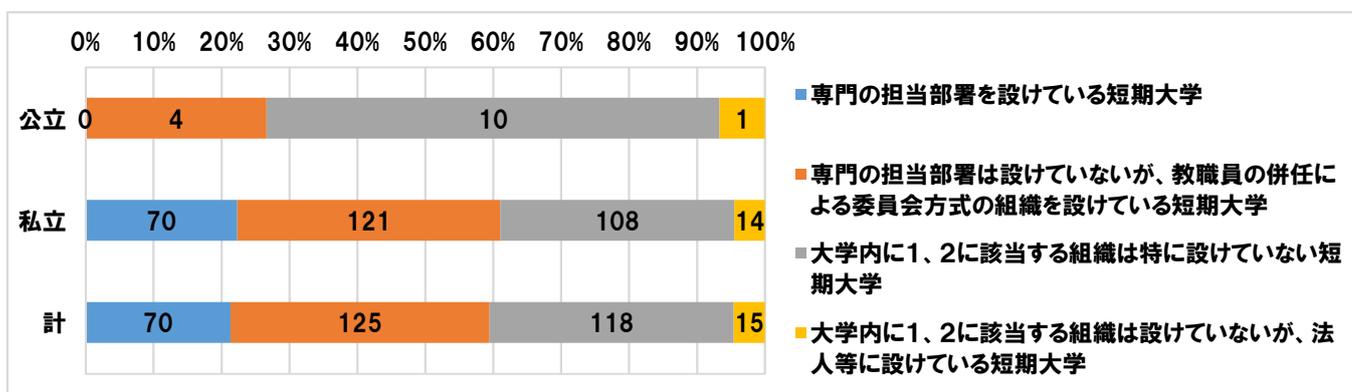
6. IRに関する取組み

大学内に全学的な組織としてIR（インスティテューショナル・リサーチ）を専門で担当する部署を設けている短期大学は195校（約60%（H25:約23%））であり、具体的な業務としては、「学生の学修成果の評価のためのデータ収集、評価の実施・分析」を行う短期大学が49校（約15%）と最も多く、次いで「学生の学修時間の把握のためのデータ収集、分析」を行う短期大学が47校（約14%）、「自己点検評価に必要なデータの収集や分析等、自己点検評価に関連する業務」を行う短期大学が37校（約11%）である。

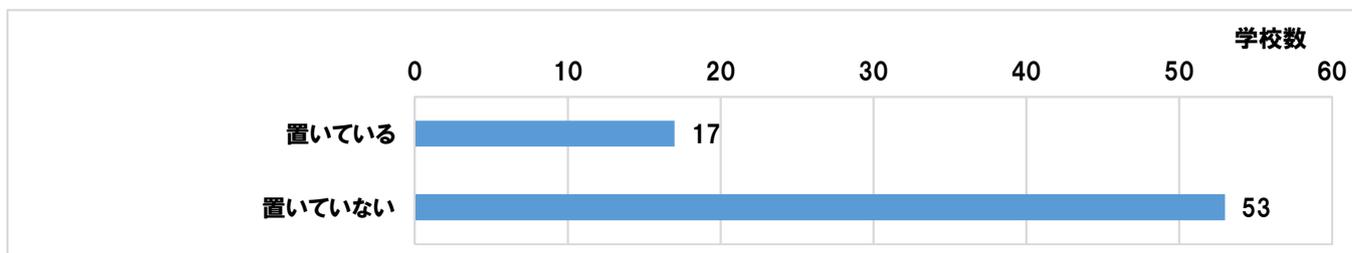
◆ IR（インスティテューショナル・リサーチ）：

大学の組織や教育研究等に関する情報を収集・分析することで、学内の意思決定や改善活動の支援や、外部に対する説明責任を果たす活動といわれており、アメリカでは、IRを担当する部署で、連邦政府への報告や地域の基準認定に関連した業務、学生の履修登録管理等のデータ収集や分析を行っているとされている。また、我が国でも、複数大学が連携して共通のデータ収集を行うことによる大学間での相互評価や、学生の状況観測等の取組みが行われている。

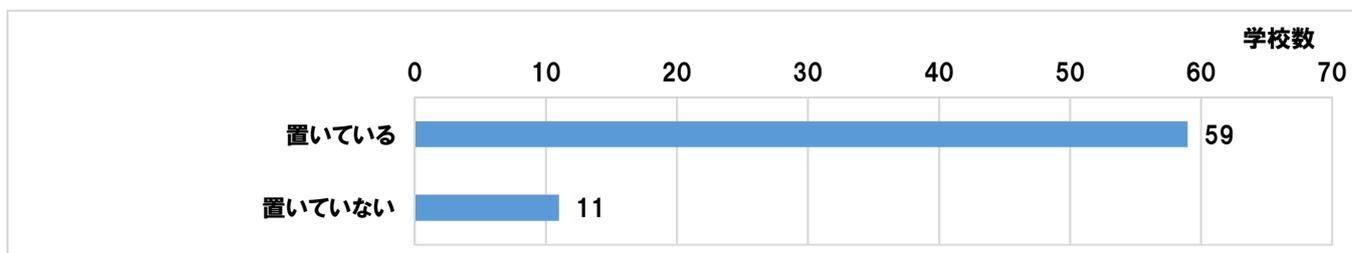
① IRを専門で担当する部署の設置状況



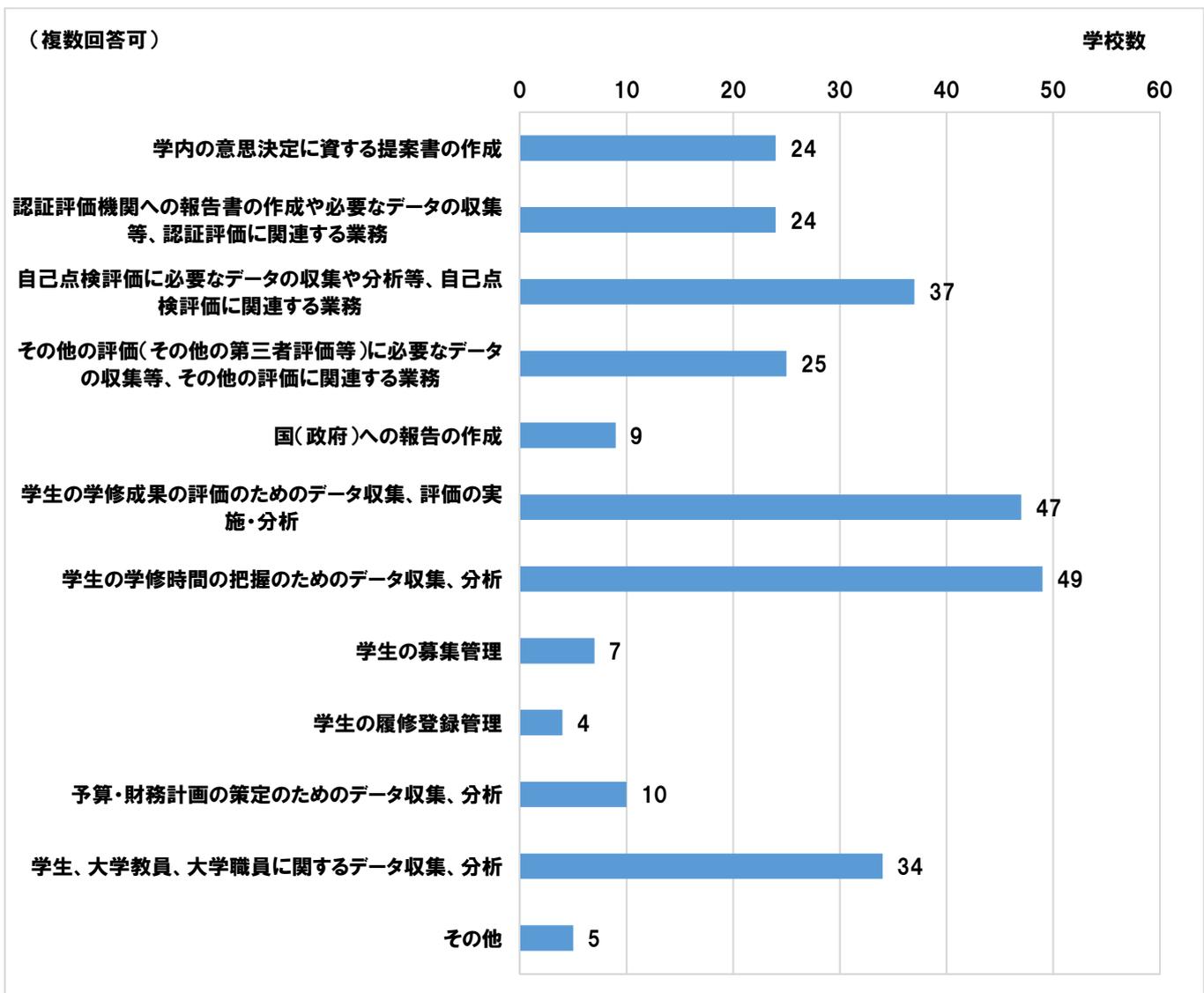
② IRを専門で担当する部署を設置している場合、専任の教員を置いているか



③ IRを専門で担当する部署を設置している場合、専任の職員を置いているか



④ IRを専門で担当する部署を設置している場合、その部署で行っている業務

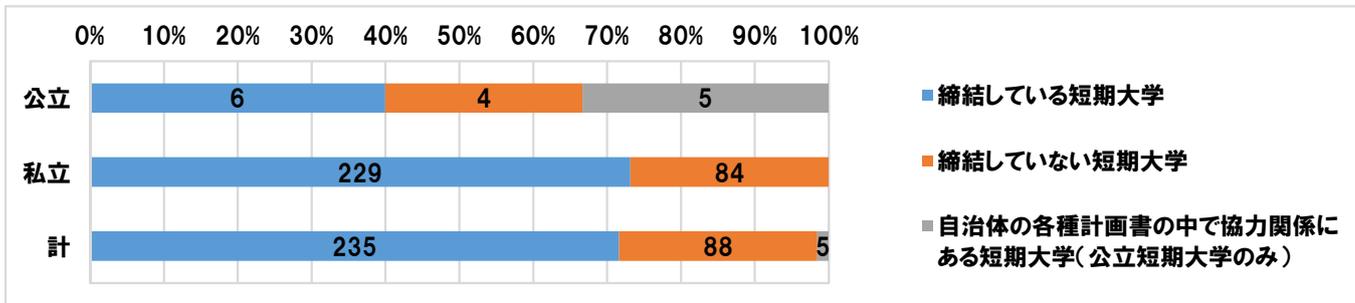


7 地域貢献・連携

<地方公共団体等との協定>

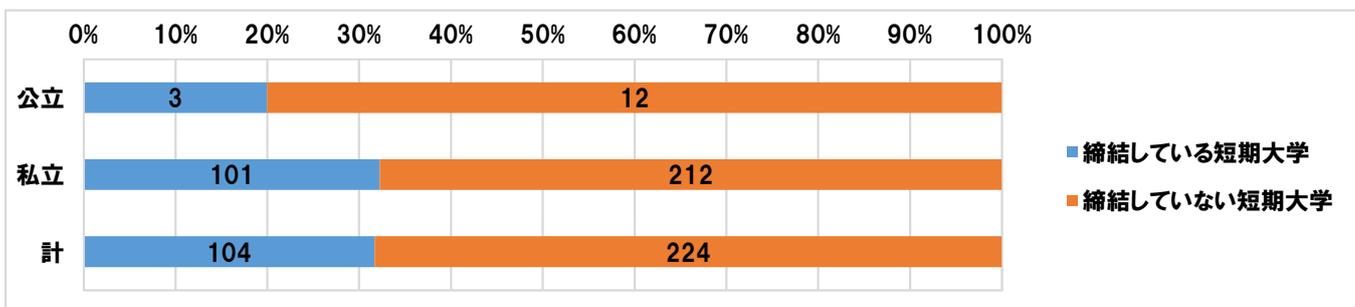
① 地方公共団体との協定等の締結状況

地方公共団体と協定を締結している短期大学、自治体の各種計画書の中で協力関係にある短期大学（公立短期大学のみ）は240校（約73%（H25:約51%））である。



② 地元企業との協定の締結状況

地元企業と協定を締結している短期大学は104校（約32%（H25:約16%））である。

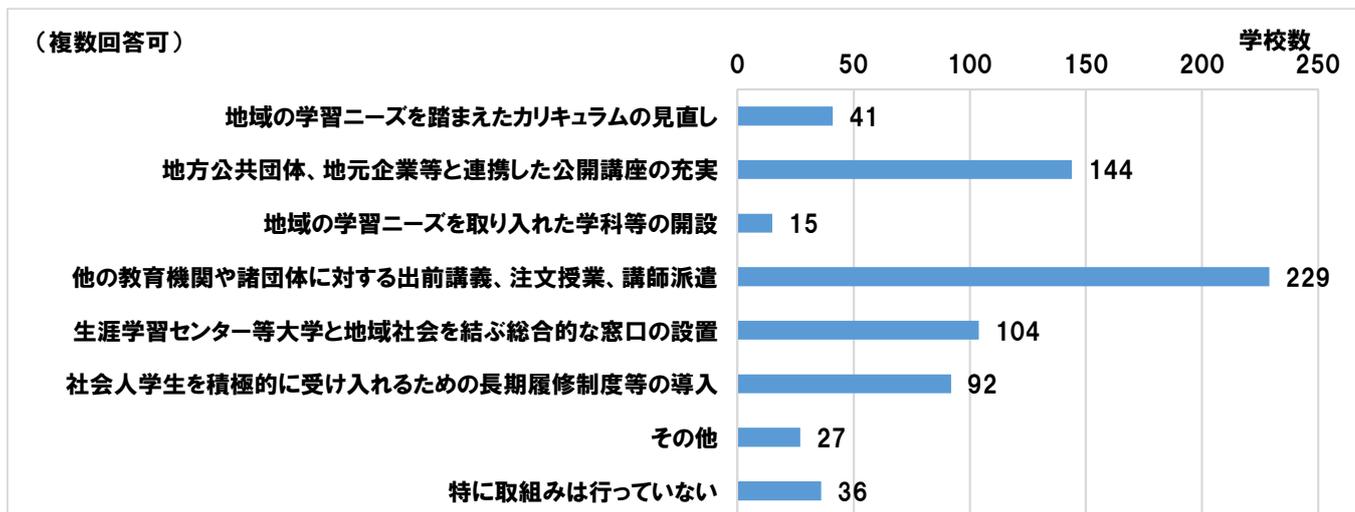


<地域の学習ニーズへの対応>

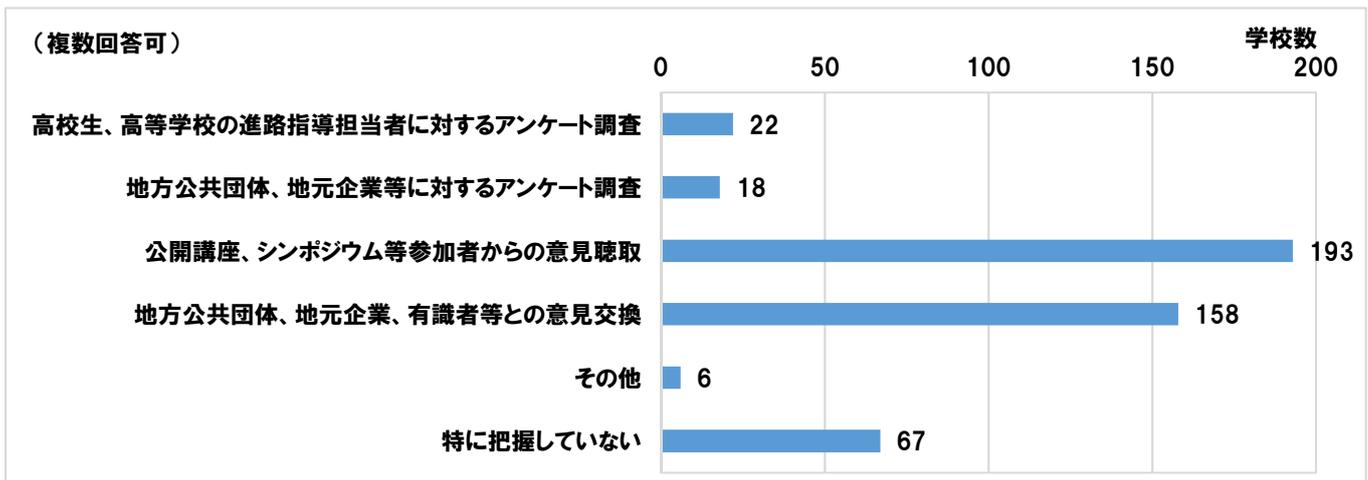
① 地域の学習ニーズにこたえるために行った取組み

地域の学習ニーズにこたえるための取組みとしては、「他の教育機関や諸団体に対する出前講義、注文授業、講師の派遣」を行っている短期大学が229校（約70%）と最も多く、次いで「地方公共団体、地元企業等と連携した公開講座の充実」を行っている短期大学が144校（約44%）である。

また、学習ニーズの把握方法として、「公開講座、シンポジウム等参加者からの意見聴取」により把握する短期大学が193校（約59%）、次いで「地方公共団体、地元企業、有識者等との意見交換」により把握している短期大学が158校（約48%）である。



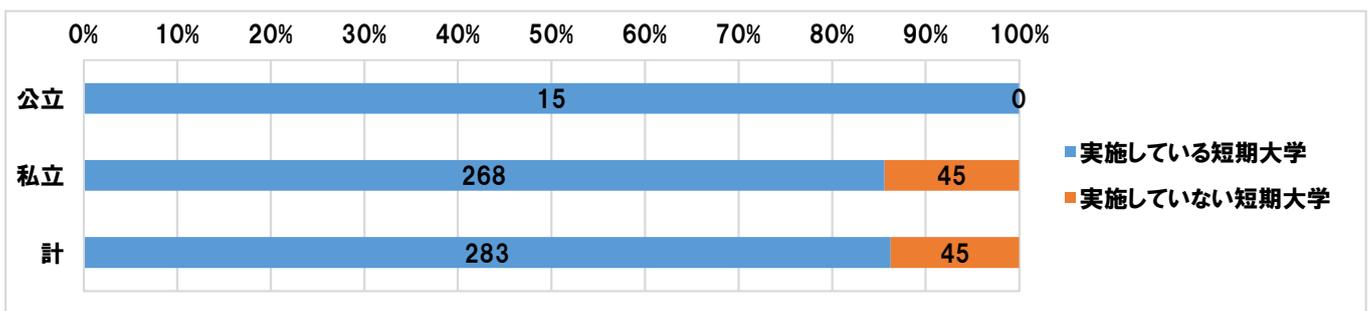
② 地域の学習ニーズの把握方法



<公開講座の実施>

公開講座を実施している短期大学は283校（約86%（H25:約83%））であり、平成28年度における開講講座数は5,126講座、1年間で公開講座を受講した延べ人数は167,615人である。

① 公開講座の実施状況



② 1年間の開講講座数

(単位:講座)

	公立	私立	合計
開講講座数	194	4,932	5,126

③ 1年間で公開講座を受講した延べ人数

(単位:人)

	公立	私立	合計
受講した延べ人数	6,759	160,856	167,615